

—— 第 7 編 ——

資 料 編

第7編 資料編

1 防災会議

1-1 上尾市防災会議条例 (昭和39年6月20日
条例第22号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、上尾市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上尾市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員33人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部局の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部局の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長
 - (7) 消防団長
 - (8) 法第2条第5号に規定する指定公共機関（次条第2項において「指定公共機関」という。）又は法第2条第6号に規定する指定地方公共機関（同項において「指定地方公共機関」という。）の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、市長が任命する者
- 6 前項第8号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第4条の2 防災会議に、幹事35人以内を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に任命される上尾市防災会議条例第3条第5項第7号に規定する委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

附 則 (平成12年条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第23号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2～4 略

1-2 上尾市防災会議に関する規程 (昭和41年9月22日訓令第5号)

(趣旨)

第1条 この規程は、上尾市防災会議条例（昭和39年上尾市条例第22号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、上尾市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、委員に対して招集の日時、場所、会期及び議題を通知するものとする。

(欠席又は遅参の届出)

第4条 委員は、事故のため会議に出席できないとき又は遅参しようとするときは、開会時刻前に、会長にその旨を届け出なければならない。

(会議)

第5条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第6条 防災会議の権限に属する事項で、特に指定したものは、会長において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第7条 条例第4条の2に規定する幹事は、幹事会を構成し、おおむね次の事項を掌る。

(1) 会長の命を受けて防災会議が所掌する事務について、基礎的な調査、審査、計画作成を行い、及びその実施の推進について委員を補佐する。

(2) その他会長が必要と認める事項

(幹事長及び副幹事長)

第8条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、総務部長の職にあるものをもって充て、会務を総理し、幹事会を代表する。

3 副幹事長は、行政経営部長、都市整備部長及び消防長の職にある者をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第9条 幹事会は、会長の命により幹事長が招集し、会議の議長は、幹事長がこれに当たる。

2 前項の招集は、幹事に対して招集の日時、場所及び議題を通知して行う。

(庶務)

第10条 防災会議の庶務は、総務部危機管理防災課において処理する。

(公表等の方法)

第11条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議が行う公表等は、上尾市公告式条例（昭和30年上尾市条例第1号）の例による。

附 則

この訓令は、昭和41年9月22日から施行する。

附 則（昭和47年訓令第11号）

この訓令は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和54年訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年訓令第10号）

この訓令は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（平成元年訓令第10号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成11年訓令第2号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年訓令第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第9号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月6日訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

1-3 上尾市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

(平成26年10月31日議決)

上尾市防災会議に関する規程（昭和41年9月22日告示上尾市訓令第5号）第6条の規定により、会長において処理することができる事項について、次のように指定する。

なお、上尾市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について（昭和42年2月9日議決）は、廃止する。

記

- 1 災害対策基本法（以下「法」という。）第21条の規定による関係機関等に対する協力の要求に関すること。
- 2 法第42条第1項の規定により、地域防災計画の修正を行う場合
 - (1) 法令等の改正に伴う義務付けにより、計画の修正が必要になったとき。
 - (2) 緊急を要するため防災会議を開くことができないとき。
 - (3) その修正内容が軽易な内容であるとき。

2 災害対策本部

2-1 上尾市災害対策本部条例 (昭和39年6月20日 条例第23号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、上尾市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第23号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2～4 略

2-2 上尾市災害対策本部に関する規程 (昭和42年9月22日) 訓令第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、上尾市災害対策本部条例（昭和39年上尾市条例第23号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、上尾市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

2 災害対策副本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。

(本部員会議)

第3条 災害対策本部に、災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要の都度本部長が招集し、会議の議長は、本部長が当たる。

(部及び職制並びに班)

第4条 条例第3条第1項の規定に基づき、災害対策本部に部を置き、職制及び班をもって組織する。

2 部及び職制並びに班の名称及び事務分掌は、別に定める。

(職制)

第5条 職制に部長、副部長、部付及び班長を置く。

2 部長は、本部長の命を受け、本部の事務に従事し、所属職員を指揮監督する。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部付は、上司の命を受け、部の連絡調整をする。

5 班長は、上司の命を受け、班務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(本部付)

第6条 本部長は、災害対策本部の活動の万全を期するため、官公署その他民間団体及び法人の長又は職員で必要と認めるものを本部付として委嘱することができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるものを除くほか、非常招集の令達、応召、服装その他災害対策本部の活動に関し必要な事項は、別に細則で定める。

附 則

この訓令は、昭和41年9月22日から施行する。

附 則 (昭和58年訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第9号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

2-3 配備体制人数

(1) 風水害時における配備体制人数 (計画)

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
	市長	0	0	0	1	1	0
	副市長	0	1	1	1	1	0
教育委員会	教育長	0	0	0	1	1	0
統括部	市長政策室長	0	0	1	1	全職員	0
	市長政策室次長	1	1	1	1		0
	総務部長	1	1	1	1		0
	総務部次長	1	1	1	1		0
	総務部主席副参事	1	1	1	1		0
	選挙管理委員会事務局長	0	1	1	1		0
	監査委員事務局長	0	1	1	1		0
	危機管理防災班	6	6	6	6		0
	広報班	0	2	4	12		0
	物資統括班	1	4	7	19		0
	動員調整班	1	4	5	15		0
	情報集約班	2	6	9	27		0
		小計	14	28	38		87
行政経営部	行政経営部長	0	0	1	1	全職員	0
	行政経営部次長	0	1	1	1		0
	会計管理者	0	1	1	1		0
	行政経営課	0	1	1	3		5
	財政課	0	0	1	4		4
	市民税課・資産税課・納税課	0	3	6	13		28
	施設課	0	0	3	9		0
	出納室	0	0	2	3		5
	小計	0	9	16	35	42	
子ども未来部	子ども未来部長	0	0	1	1	全職員	0
	子ども未来部次長	0	1	1	1		0
	子ども支援課 (子育て支援センター)	0	1	2	4		10
	子ども家庭総合支援センター	0	0	1	2		2
	保育課	0	0	4	10		5
	保育所	0	0	0	27		0
	発達支援相談センター	0	0	3	6		0
	青少年課 (青少年センター) (少年愛護センター)	0	0	3	4		4
	小計	0	2	15	55	21	

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
健康福祉部	健康福祉部長	0	0	1	1	全職員	0
	健康福祉部次長	0	1	1	1		0
	福祉総務課	0	1	4	5		0
	生活支援課	0	0	9	12		12
	障害福祉課	0	4	8	14		7
	高齢介護課	0	4	9	17		8
	健康増進課 (東・西保健センター)	0	0	4	33		0
	小計	0	10	36	83		27
市民生活部	市民生活部長	0	0	1	1	全職員	0
	市民生活部次長	0	1	1	1		0
	市民課 (証明書発行センター)	0	1	2	4		26
	市民協働推進課 (市民活動支援センター) (消費生活センター)	0	7	7	11		0
	保険年金課	0	0	2	4		24
	交通防犯課	0	1	5	7		1
	人権男女共同参画課	0	0	1	2		2
	小計	0	10	22	35		53
環境経済部	環境経済部長	0	0	1	1	全職員	0
	環境経済部次長	0	1	1	1		0
	農業委員会事務局長	0	1	1	1		0
	環境政策課	0	1	2	4		3
	生活環境課	0	1	3	6		2
	農政課 (農業委員会事務局)	0	0	4	8		2
	商工課	0	0	2	6		2
	西貝塚環境センター	0	1	2	31		0
小計	0	7	18	48	9		
都市整備部	都市整備部長	0	0	1	1	全職員	0
	都市整備部次長	0	1	1	1		0
	都市計画課	0	2	5	7		0
	市街地整備課	0	2	6	8		0
	建築安全課	0	2	6	8		0
	開発指導課	0	2	3	6		0
	みどり公園課	0	2	3	9		0
	建設管理課	3	3	6	13		0
	道路河川課	5	5	14	20		0
小計	8	19	45	73	0		
上下水道部	上下水道部長	0	0	1	1	全職員	0
	上下水道部次長	0	1	1	1		0
	経営総務課	0	1	2	3		0
	業務課	0	0	2	4		0
	水道施設課	0	0	1	8		0
	下水道施設課	2	8	9	11		0
	小計	2	10	17	28		0

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
消防本部	消防長	1	1	1	1	全職員	0
	消防本部次長	1	1	1	1		0
	消防総務課	2	2	4	5		0
	予防課	2	2	4	6		0
	警防課	3	3	4	5		0
	指令課	2	3	6	6		0
	小計	11	12	20	24		0
東消防署	東消防署長	1	1	1	1	全職員	0
	管理課	2	2	5	5		0
	消防第一課・消防第二課	0	4	29	29		0
	原市分署	1	2	15	15		0
	上平分署	1	2	15	15		0
	伊奈分署	1	2	19	19		0
	小計	6	13	84	84		0
西消防署	西消防署長	1	1	1	1	全職員	0
	消防第一課・消防第二課	0	3	28	28		0
	平方分署	1	2	12	12		0
	大谷分署	1	2	19	19		0
	小計	3	8	60	60		0
議会事務局	議会事務局長	0	0	1	1	全職員	0
	議会事務局次長	0	1	1	1		0
	議会総務課・議事調査課	0	1	3	4		4
	小計	0	2	5	6		4
教育総務部	教育教務部長	0	0	1	1	全職員	0
	教育総務部次長	0	1	1	1		0
	教育総務課	0	1	3	8		6
	生涯学習課	0	1	5	5		6
	スポーツ振興課	0	0	1	2		6
	図書館	0	0	2	4		9
	小計	0	3	13	21		27
学校教育部	学校教育部長	0	0	1	1	全職員	0
	学校教育部次長	0	1	1	1		0
	学務課	0	1	5	7		2
	指導課 (教育センター)	0	0	3	6		4
	学校保健課 (中学校給食共同調理場)	0	0	2	6		3
	小計	0	2	12	21		9

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
地区本部	上尾地区本部 ※上尾駅出張所、上尾公民館により構成	0	2	3	4	全職員	0
	平方地区本部 ※平方支所、平方公民館により構成	0	2	3	4		0
	原市地区本部 ※原市支所、原市公民館、尾山台出張所により構成	0	2	3	4		0
	大石地区本部 ※大石支所、大石公民館により構成	0	2	3	4		0
	上平地区本部 ※上平支所、上平公民館により構成	0	2	3	4		0
	大谷地区本部 ※大谷支所、大谷公民館により構成	0	2	3	4		0
	小計	0	12	18	24		0
	避難所班	適宜開設する避難所ごとに配備 (4名/1避難所)			192	192	-
	小計	-			192		-
	合計	46	143	414	691	全職員	192

※合計人数は避難所班を除く

(2) 震災時における配備体制人数 (計画)

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
	市長	0	0	0	1	1	0
	副市長	0	1	1	1	1	0
教育委員会	教育長	0	0	0	1	1	0
統括部	市長政策室長	0	0	1	1	全職員	0
	市長政策室次長	1	1	1	1		0
	総務部長	1	1	1	1		0
	総務部次長	1	1	1	1		0
	総務部主席副参事	1	1	1	1		0
	選挙管理委員会事務局長	0	1	1	1		0
	監査委員事務局長	0	1	1	1		0
	危機管理防災班	6	6	6	6		0
	広報班	0	2	4	12		0
	物資統括班	1	4	7	19		0
	動員調整班	1	4	5	15		0
	情報集約班	2	6	9	27		0
	小計	14	28	38	87		0
	行政経営部	行政経営部長	0	0	1		1
行政経営部次長		0	1	1	1	0	
会計管理者		0	1	1	1	0	
行政経営課		0	1	1	3	5	
財政課		0	0	1	4	4	
市民税課・資産税課・納税課		0	3	6	13	28	
施設課		0	0	3	9	0	
出納室		0	0	2	3	5	
小計		0	9	16	35	42	
子ども未来部	子ども未来部長	0	0	1	1	全職員	0
	子ども未来部次長	0	1	1	1		0
	子ども支援課 (子育て支援センター)	0	1	2	4		10
	子ども家庭総合支援センター	0	0	1	2		2
	保育課	0	0	4	10		5
	保育所	0	0	0	27		0
	発達支援相談センター	0	0	3	6		0
	青少年課 (青少年センター) (少年愛護センター)	0	0	3	4		4
	小計	0	2	15	55		21

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
健康福祉部	健康福祉部長	0	0	1	1	全職員	0
	健康福祉部次長	0	1	1	1		0
	福祉総務課	0	1	4	5		0
	生活支援課	0	0	9	12		12
	障害福祉課	0	4	8	14		7
	高齢介護課	0	4	9	17		8
	健康増進課 (東・西保健センター)	0	0	4	33		0
	小計	0	10	36	83		27
市民生活部	市民生活部長	0	0	1	1	全職員	0
	市民生活部次長	0	1	1	1		0
	市民課 (証明書発行センター)	0	1	2	4		26
	市民協働推進課 (市民活動支援センター) (消費生活センター)	0	7	7	11		0
	保険年金課	0	0	2	4		24
	交通防犯課	0	1	5	7		1
	人権男女共同参画課	0	0	1	2		2
	小計	0	10	22	35		53
環境経済部	環境経済部長	0	0	1	1	全職員	0
	環境経済部次長	0	1	1	1		0
	農業委員会事務局長	0	1	1	1		0
	環境政策課	0	1	2	4		3
	生活環境課	0	1	3	6		2
	農政課 (農業委員会事務局)	0	0	4	8		2
	商工課	0	0	2	6		2
	西貝塚環境センター	0	1	2	31		0
小計	0	7	18	48	9		
都市整備部	都市整備部長	0	0	1	1	全職員	0
	都市整備部次長	0	1	1	1		0
	都市計画課	0	2	5	7		0
	市街地整備課	0	2	6	8		0
	建築安全課	0	2	6	8		0
	開発指導課	0	1	2	6		0
	みどり公園課	0	2	3	9		0
	建設管理課	3	3	6	13		0
	道路河川課	5	5	14	20		0
	小計	8	18	44	73		0
上下水道部	上下水道部長	0	0	1	1	全職員	0
	上下水道部次長	0	1	1	1		0
	経営総務課	0	3	3	4		0
	業務課	0	3	3	7		0
	水道施設課	0	8	8	15		0
	下水道施設課	2	5	6	11		0
	小計	2	20	22	28		0

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
消防本部	消防長	1	1	1	1	全職員	0
	消防本部次長	1	1	1	1		0
	消防総務課	2	2	4	5		0
	予防課	2	2	4	6		0
	警防課	3	3	4	5		0
	指令課	2	3	6	6		0
	小計	11	12	20	24		0
東消防署	東消防署長	1	1	1	1	全職員	0
	管理課	2	2	5	5		0
	消防第一課・消防第二課	0	4	29	29		0
	原市分署	1	2	15	15		0
	上平分署	1	2	15	15		0
	伊奈分署	1	2	19	19		0
	小計	6	13	84	84		0
西消防署	西消防署長	1	1	1	1	全職員	0
	消防第一課・消防第二課	0	3	28	28		0
	平方分署	1	2	12	12		0
	大谷分署	1	2	19	19		0
	小計	3	8	60	60		0
議会事務局	議会事務局長	0	0	1	1	全職員	0
	議会事務局次長	0	1	1	1		0
	議会総務課・議事調査課	0	1	3	4		4
	小計	0	2	5	6		4
教育総務部	教育教務部長	0	0	1	1	全職員	0
	教育総務部次長	0	1	1	1		0
	教育総務課	0	1	3	8		6
	生涯学習課	0	1	5	5		6
	スポーツ振興課	0	0	1	2		6
	図書館	0	0	2	4		9
	小計	0	3	13	21		27
学校教育部	学校教育部長	0	0	1	1	全職員	0
	学校教育部次長	0	1	1	1		0
	学務課	0	1	5	7		2
	指導課 (教育センター)	0	0	3	6		4
	学校保健課 (中学校給食共同調理場)	0	0	2	6		3
	小計	0	2	12	21		9

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
地区本部	上尾地区本部 ※上尾駅出張所、上尾公民館により構成	0	2	3	4	全職員	0
	平方地区本部 ※平方支所、平方公民館により構成	0	2	3	4		0
	原市地区本部 ※原市支所、原市公民館、尾山台出張所により構成	0	2	3	4		0
	大石地区本部 ※大石支所、大石公民館により構成	0	2	3	4		0
	上平地区本部 ※上平支所、上平公民館により構成	0	2	3	4		0
	大谷地区本部 ※大谷支所、大谷公民館により構成	0	2	3	4		0
	小計	0	12	18	24		0
	避難所班	適宜開設する避難所ごとに配備 (4名/1避難所)			192	192	-
	小計	-			192		-
	合計	46	152	419	703	全職員	192

※合計人数は避難所班を除く

2-5 指令書

指 令 書

年 月 日
 災 害 対 策 本 部
 本部長

指令番号	班 長		班 長	
号				
発信日時	月 日 時 分	発信日時	月 日 時 分	
発 信 者			発 信 者	
件名				
指 令 事 項				

3 災害救助法

3-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

【所管：埼玉県危機管理防災部災害対策課】

(令和3年6月18日現在)

【書類名：令和3年度災害救助基準】

※下線部が特別基準の設定が可能な部分

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり <u>330円</u> 以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり <u>5,714,000円</u> 以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から <u>20日</u> 以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として <u>5,714,000円</u> 以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2年以内(建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間)
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,160円</u> 以内	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 費用は、水の購入費、給水又は上水に必要な機械又は器具の借上げ日、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とする。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>						区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																						
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																						
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																						
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																						
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																						
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	輸送費、人件費は、別途計上																																									
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者で、助産の途を失った者	1 救護班…使用した衛生資材等の実費 2 助産師…慣行料金の80/100以内の額	分娩した日から7日以内	輸送費、人件費は、別途計上																																									
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 費用は、救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。 3 輸送費、人件費は、別途計上																																									
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 1世帯当たりの限度額(2に掲げる世帯以外) 595,000円以内 2 半壊(焼)に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月(国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月)以内に応急修理を完了	費用は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって修理するための費用とする。																																									

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災住宅の緊急の修理	災害により住宅が半壊、半焼、又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れのある者	1 世帯当たりの限度額 50,000円以内	災害発生の日から10日以内に緊急の修理を完了	
生業に必要な資金の貸与	現在運用されていない	-	-	-
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 <u>4,500円</u> 中学校生徒 <u>4,800円</u> 高等学校等生徒 <u>5,200円</u>	災害発生の日から教科書 <u>1ヵ月以内</u> 文房具及び通学用品 <u>15日以内</u>	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給 ※小学校児童には、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む 中学校生徒には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。 高等学校等生徒は、高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うもの	1 体当たり 大人（12歳以上） <u>215,200円以内</u> 小人（12歳未満） <u>172,000円以内</u>	災害発生の日から <u>10日</u> 以内に埋葬完了	1 棺（付属品を含む。）、埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）、骨壺及び骨箱の現物をもって行う。 2 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	1 費用は、捜索のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1 体当たり <u>3,500円以内</u> 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり <u>5,400円以内</u> 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 <u>137,900円以内</u>	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費とする。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考														
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費														
実費弁償	1 救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 2 救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	1 1人1日当たりの日当（2に掲げる者以外） ・医師、歯科医師 21,700円以内 ・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士技師、歯科衛生士 15,100円以内 ・保健師、助産師、看護師、准看護師 15,600円以内 ・土木技術、建築技術者 15,200円以内 ・救急救命士 14,700円以内 ・大工 25,600円以内 ・左官 26,800円以内 ・とび職 27,300円以内 2 左記2に該当する者の1人1日当たりの日当は、当該地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその3/100の額を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 2 旅費は、日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）において定める額以内とする。														
救助事務費	1 救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。） 2 災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費	国庫負担対象年度における各災害に係る費用について、会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額以内	救助の実施が認められる期間以内	「救助事務費以外の費用の額」とは、救助の実施のために支出した費用、実費弁償のため支出した費用を合算した額、損失補償に要した費用の額、扶助金の支給基礎額を合算した額、委託費用の補償に要した費用の額並びに求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。														
				<table border="1"> <tbody> <tr> <td>3,000万円以下の部分</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え6,000万円以下の部分</td> <td>9/100</td> </tr> <tr> <td>6,000万円を超え1億円以下の部分</td> <td>8/100</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え2億円以下の部分</td> <td>7/100</td> </tr> <tr> <td>2億円を超え3億円以下の部分</td> <td>6/100</td> </tr> <tr> <td>3億円を超え5億円以下の部分</td> <td>5/100</td> </tr> <tr> <td>5億円を超える部分</td> <td>4/100</td> </tr> </tbody> </table>	3,000万円以下の部分	10/100	3,000万円を超え6,000万円以下の部分	9/100	6,000万円を超え1億円以下の部分	8/100	1億円を超え2億円以下の部分	7/100	2億円を超え3億円以下の部分	6/100	3億円を超え5億円以下の部分	5/100	5億円を超える部分	4/100
3,000万円以下の部分	10/100																	
3,000万円を超え6,000万円以下の部分	9/100																	
6,000万円を超え1億円以下の部分	8/100																	
1億円を超え2億円以下の部分	7/100																	
2億円を超え3億円以下の部分	6/100																	
3億円を超え5億円以下の部分	5/100																	
5億円を超える部分	4/100																	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（特別基準）

3-2 災害の被害認定基準等

1 災害救助法の認定基準

被害種類		基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	全 壊 全 焼 全 流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊 半 焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模 半壊	半壊のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模 半壊	半壊のうち、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

注1 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

2 非住家とは、住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

3 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

4 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

5 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2 被災者生活再建支援法の認定基準

「大規模半壊」については、平成16年の被災者生活再建支援法の改正により「大規模半壊」世帯、令和2年12月の被災者生活再建支援法の改正により「中規模半壊」世帯が、支援対象に追加され、現在は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日 府政防第1746号）」において定義づけられています。

大規模半壊	居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯で、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯で、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

3 被害報告記入要領

区分	基準
人的被害	1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。なお、半壊のうち、損壊部分が

区分	基準
	<p>その住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものを「中規模半壊」とする。</p> <p>6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p> <p>7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</p> <p>8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</p>
非住家被害	<p>1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p> <p>4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</p>
田畑被害	<p>1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。</p> <p>2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。</p> <p>3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。</p>
道路被害	<p>1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</p> <p>2 道路冠水とは、同法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</p>
その他の被害	<p>1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p> <p>2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護をすることを必要とする河岸とする。</p> <p>4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p> <p>5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</p> <p>6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。</p> <p>7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>9 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</p> <p>10 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>11 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水し</p>

区 分	基 準
	<p>た時点における戸数とする。</p> <p>12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p> <p>15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。</p>
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	<p>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</p> <p>6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</p> <p>7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。</p> <p>10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</p>

4 応援協力

4-1 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

4-2 災害時の相互応援・救援物資等に関する協定ほか

■上尾市の災害時における応援協定等の締結状況一覧（国・地方公共団体）

令和7年1月1日現在

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県外	災害時相互応援に関する協定	長野県 上田市	平成10年 9月30日 (1998年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。上田市が被災した場合の応援協力。その他の要請事項。	練馬区との協定時に内容を強化し再締結（平成25年4月3日）
県内	災害時の相互応援に関する覚書	鴻巣市、北本市、桶川市、伊奈町、さいたま市、蕨市、戸田市、川口市(締結時は上尾市を含め9市3町)	平成13年 8月1日 (2001年)	食料・生活必需物資、その供給に必要な資器材の提供。救出・医療・防疫・施設等に必要な資器材・物資の提供。救援・救助活動に必要な車両等の提供。救助・応急復旧に必要な職員の派遣。その他の要請事項。	昭和54年7月3日締結・平成7年9月1日締結（埼玉県中央広域行政推進協議会は平成23年3月31日廃止）
県内	災害時の避難場所相互利用に関する協定	蓮田市	平成14年 2月12日 (2002年)	避難場所の相互利用。	
県外	災害時相互応援に関する協定	群馬県 片品村	平成14年 11月26日 (2002年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。その他の要請事項。	市民レベルの交流促進を追加し再締結（平成19年11月13日）
県内	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村	平成19年 5月1日 (2007年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。傷病者の受入れ。火葬施設の提供。ボランティアの受付・調整。児童・生徒の応急教育の受入れ。その他の要請事項。	
県内	災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定	埼玉県北本 県土整備事 務所	平成20年 4月1日 (2008年)	上尾運動公園の避難地及び防災施設の運営。	再協定（従前は平成9年7月22日）
県外	災害時相互応援に関する協定	群馬県 藤岡市	平成20年 5月26日 (2008年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。その他の要請事項。	
県内	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃 行政研究協 議会	平成20年 7月15日 (2008年)	災害廃棄物の処理に必要な敷材等の提供及び幹旋、仮置き場の提供、職員の派遣、災害廃棄物等の処理の実施等の相互支援。	西貝塚環境センターが締結
市内	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上 尾鷹の台高 等学校	平成22年 12月6日 (2010年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、災害時の市備蓄品の使用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	令和2年10月30日再締結
市内	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上 尾橋高等学 校	平成23年 2月14日 (2011年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、災害時の市備蓄品の使用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	令和2年10月30日再締結
市内	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上 尾かしの木 特別支援学 校	平成23年 2月16日 (2011年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、災害時の市備蓄品の使用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	令和2年10月30日再締結

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時における防災拠点校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾高等学校	平成23年 2月23日 (2011年)	施設の避難所利用、高校所有の防災倉庫の使用、施設の鍵の貸与、災害時の市備蓄品の使用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	令和2年10月 30日再締結
市内	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾特別支援学校	平成23年 2月23日 (2011年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、災害時の市備蓄品の使用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	令和2年10月 30日再締結
市内	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾南高等学校	平成23年 2月24日 (2011年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、災害時の市備蓄品の使用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	令和2年10月 30日再締結
県内	災害時の情報交換等に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年 4月1日 (2011年)	災害時に各種情報の交換等のほか要請による情報連絡員(リエゾン)の派遣。	
県外	災害時相互応援に関する協定	福島県本宮市	平成23年 11月11日 (2011年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。その他の要請事項。	
県外	練馬区と上尾市との災害時相互応援に関する協定	東京都練馬区	平成25年 4月3日 (2013年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。練馬区が被災した場合の応援協力。その他の要請事項。	
県外	災害時相互応援に関する協定	北海道中川郡幕別町	平成25年 11月11日 (2013年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。その他の要請事項。	
県内	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	埼玉県・県内全市町村	平成26年 3月31日 (2014年)	埼玉県・市町村被災者安心制度(生活再建支援金の支給、家賃給付金の支給、人的相互応援)について定めている基本協定。	
県内	災害時の避難場所相互利用に関する協定	埼玉県比企郡川島町	平成27年 4月13日 (2015年)	避難場所(指定避難所)の相互利用。	
市内	災害発生時における医療救護所の開設に関する協定	埼玉県総合リハビリテーションセンター	令和元年 11月19日 (2019年)	医療救護所としての施設提供、医療救護のために必要な物資の保管等。	健康増進課で 締結
県内	災害時における埼玉県立中央高等技術専門校の利用に関する協定	埼玉県立中央高等技術専門校	令和3年 6月1日 (2021年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	
県内	災害時における埼玉県立武道館の利用に関する協定	埼玉県	令和3年 6月14日 (2021年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	

■上尾市の災害時における応援協定等の締結状況一覧(民間団体)

令和7年1月1日現在

<包括協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
—	上尾市と上尾市内郵便局との連携と協働に関する包括協定	上尾市内郵便局	平成30年 11月20日 (2018年)	地域・くらしの安全・安心、災害対策。環境保全。健康増進。高齢者等の支援。農業の更新、地産地消の促進。産業・経済の振興。スポーツ、文化、芸術の振興。シティセールス、観光振興。その他市民サービスの向上と地域活性化に関すること。	

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
—	地域活性化包括連携協定	(株)イトーヨーカ堂 (株)セブン&アイ・クリエイトリンク (株)セブン-イレブン・ジャパン	平成31年 2月8日 (2019年)	地産地消の推進。観光・文化。子育て支援及び青少年の健全育成。高齢者等の見守り活動の支援と雇用促進。健康増進、食育及び食の安全。障がい者の支援。災害対策、防災及び防犯。環境対策。その他地域経済活性化等、市民サービスの向上に関すること。	
—	上尾市民の健康づくり等に関する連携協定	大塚ウエルネスベンディング(株)	平成31年 3月28日 (2019年)	熱中症予防。災害対策。「食」を通じた市民の健康づくり。健康長寿の取り組み。スポーツ振興。その他市民サービスの向上に関すること。	
—	上尾市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携に関する包括協定	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	令和元年 5月22日 (2019年)	地域・くらしの安全・安心。防犯・災害対策。産業振興・中小企業支援。観光振興。その他市民サービスの向上及び地域活性化に資する取り組みに関すること。	
—	上尾市と東京海上日動火災保険株式会社との連携に係る包括協定	東京海上日動火災保険(株)	令和元年 5月22日 (2019年)	地域・暮らしの安心・安全、災害対策。健康経営、働き方改革。健康増進。スポーツ振興。定住促進。その他市民サービスの向上及び地域活性化に関すること。	
—	上尾市とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社とのオリンピック機運醸成を基軸とする市民サービス向上の協働取組みに関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	令和2年 3月30日 (2020年)	オリンピック・パラリンピックの機運醸成及びレガシー創出。スポーツ、文化、芸術の振興。地域・暮らしの安心・安全、災害対策。その他市民サービスの向上と地域の活性化に関すること。	
—	上尾市とイオン株式会社との地域活性化包括連携協定	イオン(株)	令和2年 11月30日 (2020年)	地産地消の推進。観光・文化の振興。健康増進及び食育・食の安全。高齢者・障がい者の支援。災害対策、防災・防犯。子育て支援及び青少年の健全育成。ICカードを活用した取り組み。その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。	
—	上尾市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬(株)	令和3年 3月26日 (2021年)	健康の維持・増進。熱中症対策。スポーツの振興。食育の推進。地元企業の健康経営。女性の健康増進。災害対策。その他本協定の目的の達成に資すること。	
—	上尾市と第一生命保険株式会社との包括連携協定	第一生命保険(株)	令和3年 5月11日 (2021年)	健康増進。防犯・防災。子育て支援・保育・少子化対策。青少年育成・教育。高齢者支援。スポーツ振興。産業振興・中小企業支援。地域活性化及び観光情報。環境保全。市政情報の発信。その他市民サービスの向上に関すること。	

<食料品・給水等に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県内	災害救助に必要な物資調達に関する協定	(株)イトーヨーカ堂上尾店 (株)小山商会北関東営業所 (株)丸広百貨店上尾店	平成8年 4月1日 (1996年)	保有商品の優先的供給。	
県内	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	平成15年 7月24日 (2003年)	上尾市に対する地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫飲料水の無償提供。飲料水の優先的供給。	協力内容を強化し再締結(平成17年7月7日)

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県内	災害時における自動販売機運営に関する覚書	コカ・コーラボトラーズジャパン(株) (医)愛友会上尾中央総合病院	平成17年 12月20日 (2005年)	上尾中央総合病院への避難住民、入院患者、職員等に対する地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫飲料水の無償提供。災害情報に関わる自販機運営の協力。	
市内	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	さいたま農業協同組合	平成24年 11月19日 (2012年)	保有商品等の優先供給。	協定先名称：あだち野農業協同組合
県内	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合 コープみらい	平成24年 11月29日 (2012年)	災害時における応急生活物資供給等。	
市内	災害時及び農産物の価格高騰時における生鮮食品等供給の協力に関する協定	埼玉県中央青果(株)	平成25年 3月8日 (2013年)	災害時及び天候不順等による農産物の価格高騰時における生鮮食料品等の供給。	農政課が締結
県内	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)マミーマート	平成30年 4月1日 (2018年)	災害時に食料品、食器類、日用品の調達について協力を得るほか、店舗の駐車場及びトイレを地域住民に開放。	
市内	災害時及び農産物の価格高騰時における生鮮食品等供給の協力に関する協定	上尾市青果低温貯蔵(株)	令和3年 8月20日 (2021年)	災害時及び天候不順等による農産物の価格高騰時における生鮮食料品等の供給。	農政課が締結
県内	緊急時における物資の供給に関する協定	(株)セキ薬品	令和5年 10月27日 (2023年)	災害時又は災害が発生するおそれがある時（緊急時）における食料品、飲料水、生活必需品、医薬品等の供給	
県外	緊急時における物資の供給に関する協定	スギホールディングス(株)	令和6年 7月3日 (2024年)	緊急時における物資（食料品、飲料水、生活必需品、医薬品等）の供給協力。	

<日用品・必要物資等に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県内	災害時における必要物資の調達に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会 大宮支部上尾伊奈地区会	平成17年 7月1日 (2005年)	LPガス等の供給。	
市内	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ニチネン	平成21年 7月27日 (2009年)	災害時における物資（飲料水、カセットコンロ、カセットボンベ等）の供給。	
県外	災害発生時におけるレンタル機材の供給に関する協定	コーエィ(株)	平成27年 7月1日 (2015年)	災害発生時に、仮設トイレや発電機等のレンタル機材の供給。	
県内	大規模火災発生時の消火用水搬送に関する協定	埼玉中央生コン協同組合 串橋建材(株)	平成30年 10月5日 (2018年)	大規模火災発生時に消火用水の確保に支障が生じ、又は生じる恐れがある場合にコンクリートミキサー車で消火用水の搬送協力を行う。	警防課で締結 令和5年4月1日、上尾市・伊奈町消防広域化に伴い再締結
県内	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成30年 10月19日 (2018年)	住宅地図5冊、広域図5枚、住宅地図のインターネット配信サービスの提供。災害対策本部が設置されている場合の複製許可。	

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県内	災害時における防災備蓄品等の提供に関する協定	㈱コンチェルト	平成30年 11月29日 (2018年)	災害時に防災備蓄品、駐車場及び一部施設（トイレ・水道）を提供。	
県内	災害時における物資供給に関する協定	セッツカートン㈱	平成31年 3月1日 (2019年)	災害時の避難所生活における段ボールベッド及び段ボール製の間仕切り等の物資供給。	
県外	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	三協フロンテア㈱	令和元年 10月16日 (2019年)	災害時に、市からの要請に基づき仮設事務所や仮設トイレといったユニットハウス等の取扱い可能な物資の供給。	
市内	災害時における車両貸し出し及び給電等に関する協定	トヨタカローラ埼玉㈱ トヨタ部品埼玉共販㈱	令和元年 11月26日 (2019年)	市災害対策本部が設置された場合において、要請に基づき、車両での給電業務等の協力・応援。	
市内	防災備蓄倉庫の設置等に関する協定	聖学院大学	令和3年 6月17日 (2021年)	大学敷地内への市所有防災備蓄倉庫の設置。	
県外	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	㈱アクティオ	令和4年 11月1日 (2022年)	災害時に、建設機械等のレンタル機材の提供。	
県外	災害時における救援物資の提供等に関する協定	㈱ブリッジウェル	令和6年 10月31日 (2024年)	災害時における物資（紙おむつ、おしりふき）の供給協力	

<物資輸送に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時における上尾市と上尾市内郵便局の協力に関する覚書	日本郵便㈱	平成9年 6月26日 (1997年)	施設・用地の相互提供。避難先・被災状況の相情報の相互提供。郵便局は必要に応じ避難場所へ臨時郵便差出箱を設置。	日本郵便㈱との協定とし、再締結（令和2年10月30日）
県内	災害時における輸送業務に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 埼玉県支部	平成11年 11月12日 (1999年)	災害時における物資の輸送業務。輸送業務中に収集した各種情報の提供。	
県内	災害時における物資の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会 大宮支部	平成24年 11月29日 (2012年)	災害時における物資の輸送業務。	

<連絡・情報発信等に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県内	広域停電事故による上尾市防災行政無線の使用に関する協定	東京電力パワーグリッド㈱埼玉総支社	平成11年 12月1日 (1999年)	市内広域にわたる停電事故が発生した際の、上尾市防災行政無線を使用した広報等。	
県内	災害時における放送等に関する協定	㈱ジェイコムさいたま	平成25年 5月29日 (2013年)	災害時における市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送。	
県内	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話㈱	平成28年 4月1日 (2016年)	特設公衆電話の設置・利用。	
県内	公共情報発信型電柱広告に関する協定	東電タウンプランニング㈱埼玉総支社	平成28年 8月1日 (2016年)	民間事業所の電柱広告版に指定避難所への誘導案内をはじめ、防犯・交通安全の啓発及び公共施設や観光の案内の表示。	
県外	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱	平成30年 9月26日 (2018年)	市ホームページのコピーであるキャッシュサイトが用意され、また、アプリを通じて情報をプッシュ配信する。	

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県外	災害時における無人航空機による協力に関する協定	(一社)災害対策建設協会JAPAN47	令和元年 10月9日 (2019年)	災害時に市からの依頼により協定先法人加盟企業のドローンパイロットが所有する小型無人航空機を持参の上参集し、動画や画像の撮影を行う。	
県内	災害時における車両貸渡に関する協定	埼玉県レンタカー協会	令和6年 1月11日 (2024年)	災害時における、市からの車両貸渡に関し、協会及び会員に協力要請	
県内	行政告知放送の再送信に関する協定	㈱ジェイコム埼玉・東日本さいたま北局	令和6年 9月2日 (2024年)	市民向け行政告知放送を、専用端末を通して再送信を行う	

<ライフライン等に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県内	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	平成21年 4月8日 (2009年)	公共施設等の電気設備等の復旧。市内における電気に係る事故防止。関係機関への通報。	
市内	災害時における水道施設の復旧に関する協定	上尾市管工事業協同組合	平成21年 12月17日 (2009年)	災害発生時の水道施設の応急復旧対策への協力。	
県内	緊急速報発信ツールの活用に関する協定	東京ガス㈱埼玉支社	平成26年 10月1日 (2014年)	都市ガスの供給に問題が発生した際の防災行政無線や上尾市メールマガジン等を使用しての広報。	
県内	災害時における復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	平成29年 1月11日 (2017年)	大規模災害が発生し、公共下水道施設が被災した場合に、早期復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃、修繕等業務に対して人員や機材等の支援により、早期機能回復の実現を計る。	下水道施設課で締結
県内	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド㈱埼玉総支社	令和2年 9月8日 (2020年)	市内において大規模停電が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等。	

<応急対応関係に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	大雨時における応急対策業務に関する協定	㈱早田工務店	平成22年 6月18日 (2010年)	台風・雷雨等の大雨により特定の排水ポンプに異常が見られた際の、代替ポンプによる排水作業。	道路課で締結
市内	災害被害対応に関する防災協定	市内24業者	平成24年 6月 (2012年)	大雨、降雪、地震等の災害により被害が生じた場合の、応急復旧、応急対応、巡視点検への協力。	道路課が締結
市内	大雨時における内水対応協定	大石建設興業㈱	平成24年 9月3日 (2012年)	台風・集中豪雨等の大雨による浸水被害を防止するため、土のう・排水ポンプを設置等の応急的な排水作業。	河川課が締結
県内	上尾市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	(一社)埼玉建築士会中央北支部	平成25年 1月17日 (2013年)	地震災害時における応急危険度判定士の招集。	建築安全課が締結
市内	災害時における応急対策に関する協定	上尾市建設業協会	平成26年 8月8日 (2014年)	災害時の被害状況調査及び応急対策。	道路課が締結
市内	大雨時における内水対応協定	㈱早田工務店	平成27年 4月1日 (2015年)	台風・集中豪雨等の大雨による浸水被害を防止するため、土のう・排水ポンプを設置等の応急的な排水作業。	河川課で締結
市内	大雨時における内水対応協定	㈱島村工業上尾支店	平成28年 4月1日	台風・集中豪雨等の大雨による浸水被害を防止するため、土のう・排水ポンプを	河川課で締結

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
			(2016年)	設置等の応急的な排水作業。	
市内	災害時における燃料の優先供給に関する協定	埼玉県石油商業組合 上尾支部	平成29年 10月13日 (2017年)	災害発生時の応急対策に必要な燃料等を確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることができるようにするための協定。	
市内	災害時における建築物等に係る応急対策に関する協定	・上尾市建設業協会 ・建設埼玉上尾伊奈地区本部 ・埼玉土建一般労働組合上尾伊奈支部	平成30年 5月28日 (2018年)	災害時における倒壊建築物からの救出救援作業、避難所等の収容施設及びその他市施設の応急補修、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理等についての協力。	建築安全課で締結
市内	災害時における消防活動の協力に関する協定	埼玉県解体業協会	平成30年 10月5日 (2018年)	・消火・人命救助活動等の消防活動に障害となる物件等の除去又は破壊に関する業務。 ・消防活動における安全確保のアドバイスに関する業務。	警防課で締結 令和5年4月1日、上尾市・伊奈町消防広域化に伴い再締結
市内	上尾市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	(福)上尾市社会福祉協議会	令和4年 4月1日 (2022年)	センターの設置等、設置場所、業務、資機材や車両等の確保、費用負担。	

<施設開放・要支援者受入等に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時等における要支援者の緊急受入れに関する協定	(特養)あけぼの、(特養)新生ホーム、(特養)葺きの里、(特養)パストーン浅間台、(特養)しのめ、(特養)ウエルハーネス上尾、(老健)ハーティハイム、(老健)ふれあいの郷あげお、(老健)エルサ上尾、(老健)あげお愛友の里 ※(特養)・特別養護老人ホーム<介護老人福祉施設>、(老健)・介護老人保健施設	平成22年 12月1日 (2010年)	災害時等に市指定の避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要支援者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時における施設等の提供協力に関する協定	シティタワー上尾駅前管理組合	平成24年 12月25日 (2012年)	鉄道・道路遮断等による帰宅困難者に対する施設の開放。	締結時協定先名：上尾市中山道東側地区市街地再開発組合
市内	災害時における要支援者の緊急受入れに関する協定	藤の郷あげお ※小規模多機能型居宅介護施設 認知症対応型共同生活介護施設	平成25年 1月24日 (2013年)	災害時に市指定の避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要支援者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時における防災拠点校の使用に関する覚書	学校法人秀明学園	平成25年 3月29日 (2012年)	施設の一時避難場所としての利用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	
市内	災害時等における要	社会福祉法人	平成27年	被災した要配慮者の受入れ、避難所に避	

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
	配慮者の緊急受入れに関する協定	埼玉県社会福祉事業団あげお	4月1日 (2015年)	難した要配慮者の二次的避難の受入れ。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人竹柿会上尾ほほえみの杜	平成30年 4月25日 (2018年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人真栄会特別養護老人ホーム棕の木	平成30年 4月25日 (2018年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	NPO法人FRONTIER放課後デイサービスきぼう	平成31年 1月24日 (2019年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	NPO法人すみれ福祉会	平成31年 4月15日 (2019年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)上尾あゆみ会	令和2年 1月15日 (2020年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)あらぐさ福祉会	令和2年 1月21日 (2020年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	NPO法人 みのり	令和2年 2月13日 (2020年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)あげお福祉会	令和2年 4月14日 (2020年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)ほっと未来SOUZOU舎	令和3年 3月22日 (2021年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時における指定避難所の開設及び運営に関する覚書	公益財団法人 上尾市地域振興公社	令和3年 6月1日 (2021年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	コミセン
市内	災害時における指定避難所の開設及び運営に関する覚書	公益財団法人 上尾市地域振興公社	令和3年 6月1日 (2021年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	こどもの城
市内	災害時におけるスポーツ総合センターの利用に関する協定	公益財団法人 埼玉県スポーツ協会	令和3年 6月14日 (2021年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)上尾市社会福祉協議会	令和4年 4月1日 (2022年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	洪水時等における施設の利用に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	令和4年 12月1日 (2022年)	災害時に施設の一部を自家用車の待機場所として開設及び運営する。	アリオ上尾東平面駐車場
市内	災害時における宿泊施設利用等に関する協定	(株)むさしのグランドホテル (株)オペレーションカンパニー	令和6年 12月4日 (2024年)	むさしのグランドホテル&スパの災害時における宿泊施設利用の協力	

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時における浴場施設利用等に関する協定	㈱星野又右衛門商店 ㈱オペレーションカンパニー	令和6年 12月4日 (2024年)	天然温泉花咲の湯の災害時における浴場施設利用の協力	

<医療・救護に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時の医療救護活動についての協定	一般社団法人上尾市医師会	平成28年 4月25日 (2016年)	災害時における医療救護活動への支援協力を得る。	
県内	災害時の歯科医療救護活動についての協定	一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会	平成28年 4月25日 (2016年)	災害時における調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理への支援協力を得る。	
県内	災害時の医療救護活動についての協定	上尾伊奈地域薬剤師会	平成28年 4月25日 (2016年)	災害時における歯科医療救護活動への支援協力を得る。	
県内	災害時における医薬品等の供給協力に関する協定	㈱スズケン大宮支店	平成30年 2月15日 (2018年)	災害時における医薬品、衛生材料、医療器具等の調達について協力を得る。	健康増進課で締結

<遺体安置所に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時における支援協力に関する協定	㈱彩上アザレア・ホール	平成28年 7月19日 (2016年)	遺体安置所の開設又は遺体の一時保管として葬儀施設の利用、遺体収容・保管に伴い必要となる役務、器具・消耗品の支援協力を得る。	
市内	災害時における支援協力に関する協定	㈱メモリード	平成28年 11月17日 (2016年)	遺体安置所の開設又は遺体の一時保管として葬儀施設の利用、遺体収容・保管に伴い必要となる役務、器具・消耗品の支援協力を得る。	
市内	災害時における支援協力に関する協定	プラザオオノ(有)	平成29年 6月19日 (2017年)	遺体安置所の開設又は遺体の一時保管として葬儀施設の利用、遺体収容・保管に伴い必要となる役務、器具・消耗品の支援協力を得る。	
市内	災害時における支援協力に関する協定	アルファクラブ武蔵野(株)	平成29年 9月21日 (2017年)	遺体安置所の開設又は遺体の一時保管として葬儀施設の利用、遺体収容・保管に伴い必要となる役務、器具・消耗品の支援協力を得る。	

<動物救護に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時における動物救護活動に関する協定	上尾伊奈獣医師協会	平成23年 1月17日 (2011年)	被災動物へ救護活動が必要であると判断した場合に、市が上尾伊奈獣医師協会へ支援を要請し、同協会が適切な応急対策を実施する。	
県外	災害時における物資の供給に関する協定	㈱アスコ	平成23年 9月14日 (2011年)	被災動物の救護活動用の物資の供給。	
県外	災害時における物資の供給に関する協定	日本全薬工業(株)	平成23年 9月14日 (2011年)	被災動物の救護活動用の物資の供給。	
県外	災害時における物資の供給に関する協定	森久保薬品(株)	平成25年 9月20日 (2013年)	被災動物の救護活動用の物資の供給。	

＜その他、上記に属さない協定＞

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	東日本旅客鉄道(株)高崎支社 上尾駅	平成25年10月18日(2013年)	鉄道・道路遮断等による帰宅困難者の駅施設での受け入れ、一時滞在施設への誘導、駅構内の安全確認等。	
県内	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	平成29年7月13日(2017年)	災害時において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談を相互に協力して実施する。	
市内	災害時等におけるバス利用に関する協定	東武バスウエスト(株)	平成29年12月25日(2017年)	バスを活用し、災害時に避難者等の輸送に関して支援協力を得る。	
県内	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	平成30年7月24日(2018年)	災害時において、被災者支援のための司法書士が関与できる業務相談を相互に協力して実施する。	
県内	災害時における上尾市指定金融機関の事務取扱に関する協定	(株)埼玉りそな銀行	平成31年4月1日(2019年)	災害時における緊急の支払いに必要な現金の確保、緊急の支払いへの対応や連絡調整のための職員派遣等。	出納室で締結
県内	災害時における無人航空機及び電気自動車による協力に関する協定	(株)サイニチホールディングス 埼玉日産自動車(株)	令和元年12月9日(2019年)	ドローン使用した被害状況調査。電気自動車を貸与して行う避難所等での給電。	
市内	自然災害時の一般廃棄物等の収集運搬に関する支援協定	上尾清掃事業協同組合	令和3年4月1日(2021年)	大規模な自然災害が発生した場合に、一般廃棄物となる災害廃棄物の収集運搬に協力する。	西貝塚環境センターで締結
市内	災害時等における福祉車両等の利用に関する協定	(福)上尾市社会福祉協議会	令和4年4月1日(2022年)	福祉車両等を利用して、要配慮者を福祉避難所又は福祉施設に安全かつ迅速に輸送することにより、被害の軽減及び市民の安全を確保する。	

4-3 上尾市自主防災組織育成指導要領

(平成4年6月1日／市長決裁)

1 育成の目的

「災害に強いまちづくり」の一環として、自主防災組織の設立を促進し、「自分たちの街は自分たちで守る」という連帯共同の防災意識を啓発するとともに、災害時における市と地域住民との円滑な協力体制づくりの推進を図ることを目的とする。

2 育成指導担当機関

市及び消防機関が共同して育成指導に当たり、総括的事務は、総務部危機管理防災課において行う。

3 組織の編成

(1) 組織の単位

自主防災組織（以下「組織」という。）は、事務区又は自治会（以下「事務区等」という。）を単位として設立するものとする。ただし、事務区等の規模に応じて、地域を分割して複数の組織を設立し、又は隣接の事務区等と共同の組織を設立することができる。

(2) 組織の役割

組織の役割は、予防活動と応急活動とする。

① 予防活動（平常時）

- ア 防災知識の普及及び意識高揚
- イ 防災点検及び事業計画
- ウ 出火防止の徹底
- エ 防災訓練
- オ 資機材、備蓄物資等の整備、保守管理及び調達計画

② 応急活動（災害時）

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 救出及び救護
- エ 避難誘導
- オ 給食、給水及び救助物資の配分

(3) 組織の構成

組織をまとめるため、会長を置き、その下に次の活動班を編成し、活動班ごとに班長を定める。

なお、事務区等の規模が大きい場合は、本部班を設けるとともにおおむね200から300世帯を

標準にして数ブロックに分けて各々活動班を編成する。各ブロックの班長の中からブロック長を定める。(図1参照)

(4) 組織の名称

組織相互の連絡調整のため、名称の統一を図ることとし、〇〇(事務区・自治会)自主防災会とする。

(5) 組織設立の届出

組織を設立したときは、組織の目的、事業、役員、会議、行動計画等について規約を定め、別資料第1号様式(上尾市自主防災組織設立届出書)により市長に届け出るものとする。

4 組織の連携

(1) 連合組織

ア 各地区の区域内の組織が相互連携して防災活動に当たるため、連合組織を設け、名称は〇〇地区自主防災連合会とする。

イ 地区自主防災連合会に会長を置き、会長はその任に当たる。

ウ 地区自主防災連合会に指導者を置き、指導者は、消防団員又は消防団等防災関係業務の経験者等から会長が1、2名委嘱する。

(2) 地区自主防災拠点

ア 地区自主防災連合会の区域内に地区自主防災拠点(公民館等を充てる。)を設け、ここに防災対策用資機材を配備する。

イ 地区自主防災拠点の防災対策用資機材の管理運用は、地区自主防災連合会が行い、防災訓練及び災害時の防災活動又は事務区等の行事等について、地区自主防災連合会長の承認によって使用させるものとする。

5 組織の育成指導及び援助

(1) 組織の設立促進

組織結成の説明会、打合せ会等は、市、消防機関及び事務区等が協力して実施するものとする。

(2) 組織設立後の指導

組織設立後に行う防災訓練その他の実施については、市、消防機関その他の防災機関が助言を行うものとする。

(3) 助成

市は、この要領に基づき、組織を設立し、防災活動を実施する組織に対しては、設立に要する経費及び防災対策用資機材の整備に要する経費の一部を、地区自主防災連合会に対しては、防災対策用資機材の整備に要する経費の一部を予算の範囲内において交付し、防災活動を助成するものとする。

なお、交付要綱は、別に定める。

(4) 地域団体等との関係

市は、既存の地域防災団体、地域内の事業所、組織等と有機的な関連をもたせ、機能的に一体化を図るよう努める。

6 災害保証

市の行う防災訓練又は組織が市長に届け出て、その指導を受けて実施する防災訓練に参加した者が、その参加によって負傷又は死亡したときの補償については、上尾市防火防災訓練災害補償規則（昭和60年上尾市規則第21号）による。

附 則

この要領は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

4-4 上尾市自主防災組織設立交付金交付要綱

(平成4年6月1日／市長決裁)

(趣 旨)

第1条 市は、自主防災組織設立の促進を図り、もって市民の防災意識の普及及び高揚に資するため、上尾市自主防災組織育成指導要領に基づいて設立された自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付対象経費)

第2条 交付金の交付の対象となる経費は、組織がその設立に要する経費及び別表に掲げる防災対策用資機材（以下「資機材」という。）の購入に要する費用とする。

(交付金の額)

第3条 組織に対する交付金の額は、組織当たりの額10万円及び設立時の組織構成世帯数に500円を乗じて算出した額の合計額とする。ただし、この当該合計金額が50万円を超えるときは、50万円とする。

(交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする組織の代表者は、自主防災組織設立交付金交付申請書（第1号様式）及び資機材購入計画書（第2号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を自主防災組織設立交付金交付決定通知書（第3号様式）により、前条の申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付金の交付を受けた組織の代表者は、資機材の購入を完了したときは、速やかに自主防災組織資機材購入実績報告書（第4号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(検査等)

第7条 市長は、交付金を交付した組織に対して、必要があると認めるときは、その状況を検査し、又は報告を求めることができる。

(交付金の返還)

第8条 市長は、交付金の交付を受けた組織が虚偽その他不正な行為により交付金の交付を受けたとき、又は交付金の交付決定内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、交付金の一部又は全部を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

4-5 上尾市自主防災活動補助金交付要綱

(平成4年6月1日／市長決裁)

(趣 旨)

第1条 市は、防災意識の高揚、組織の育成強化及び円滑な協力体制づくりを図るため、上尾市自主防災組織育成指導要領（平成4年6月1日市長決裁）に基づく自主防災組織及び地区自主防災連合会（次条において「自主防災組織等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業 自主防災組織等の運営事業
- (2) 補助対象経費 自主防災組織等の運営に要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1団体につき、補助対象経費と2万7,000円とを比較していずれか少ない額とする。

(交付申請書の提出期限)

第4条 規則第5条第1項に規定する書類の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付申請をしようとする者に対して知らせるものとする。

(実績報告書の提出期限)

第5条 規則第13条第1項に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

(補助金の交付期限)

第6条 補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定に基づき、交付決定後、速やかに、交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則(平成24年7月19日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の上尾市自主防災活動補助金交付要綱の規定は、平成24年度の市予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成25年6月19日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の上尾市自主防災活動補助金交付要綱の規定は、平成25年度の市予算に係る補助金から適用する。

附 則(令和3年3月12日市長決裁抄)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中上尾市自警水防団補助金交付

要綱第5条の改正規定、第2条中上尾市自主防災活動補助金交付要綱第5条の改正規定及び第3条の規定は、決裁の日から施行する。

- 3 第2条の規定による改正後の上尾市自主防災活動補助金交付要綱第3条及び第6条の規定は、令和3年度分の市予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和4年3月31日市長決済）

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、この要綱による改正後の上尾市自主防災活動補助金交付要綱第3条の規定は、令和4年度分の市予算に係る補助金から適用する。

4-6 上尾市自主防災会防災士育成補助金交付要綱

(平成24年6月5日/市長決裁)

(趣 旨)

第1条 市は、地域における防災力の向上の担い手となる人材を育成し、確保するため、上尾市自主防災組織育成指導要領（平成4年6月1日市長決裁）に基づき設けられた地区自主防災連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金については、その交付に係る手続にあつては上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号）第17条の規定によりこの要綱の定めるところによるものとし、交付に係る手続以外の事項にあつては同規則第18条から第20条まで、第22条及び第23条に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）による認証登録を受けた者をいう。

2 この要綱において「防災リーダー」とは、地域における防災活動のリーダーとして防災意識の啓発活動、防災訓練の指導、防災に関する技術の普及活動その他の防災活動を行う者で、市に登録したものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、防災士の資格の取得に要する経費であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士研修講座（以下「防災士研修講座」という。）の受講料
- (2) 日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料
- (3) 日本防災士機構による防災士の認証登録の申請料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、防災士研修講座の受講者（以下「受講者」という。）1人につき、前条各号に掲げる経費の実支出額を合計した額と6万3,800円とを比較していずれか少ない額とし、1連合会当たり、1の年度において、原則として2人分までを限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする連合会は、受講者が防災士研修講座を受講する日の1月前までに上尾市自主防災会防災士育成補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、上尾市自主防災会防災士育成補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該連合会に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第7条 前条の規定に基づき補助金の交付の決定を受けた連合会は、当該補助金の交付の請求をしようとするときは、上尾市自主防災会防災士育成補助金交付請求書（第3号様式）に前条に規定する補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付を受けた連合会は、受講者が日本防災士機構による防災士の認証登録を受けたとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに上尾市自主防災会防災士育成補助金実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、会計年度が終了したことにより報告を行う場合であって、防災士の認証登録を受けていないときにあつては、第1号に掲げる書類の添付は、要しない。

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) 第3条各号に掲げる経費の支払を証明する書類

(受講者の責務)

第10条 受講者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防災士研修講座を受講した日の属する年度内に日本防災士機構による防災士の認証登録を受けるよう努めること。
- (2) 防災リーダーとして市に登録し、地域における防災活動を行うこと。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成24年度の市予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年2月10日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、この要綱による改正後の上尾市自主防災会防災士育成補助金交付要綱第4条の規定は、平成31年度分の市予算に係る補助金から適用する。

第1号様式（第5条関係）

上尾市自主防災会防災士育成補助金交付申請書			
			年 月 日
(宛先) 上尾市長			
申請者 所在地 団体名 及び代表者氏名			
上尾市自主防災会防災士育成補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。			
補助年度	年度	補助金の名称	上尾市自主防災会防災士育成補助金
受講者	住所 氏名 生年月日 (自主防災会) 住所 氏名 生年月日 (自主防災会)		
経費所要額	円	交付申請額	円
防災士研修講座 受講日 (予定)	年 月 日 年 月 日	防災士認証登録日 (予定)	年 月 日 年 月 日
※担当課処理欄			
注 ※印の欄は記入しないこと。			

第2号様式（第6条関係）

上尾市自主防災会防災士育成補助金交付決定通知書

年 月 日

様

上尾市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり
決定したので上尾市自主防災会防災士育成補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

補助年度	年度	補助金の名称	上尾市自主防災会防災士育成補助金
補助対象金額	円		
交付金額	円		
交付予定時期	月		

第3号様式 (第7条関係)

上尾市自主防災会防災士育成補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
上尾市長

請求者
所在地
団体名
及び代表者氏名

上尾市自主防災会防災士育成補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

交付決定通知年月日	年 月 日	交付決定 通知番号	
補助年度	年度	補助金 の名称	上尾市自主防災会 防災士育成補助金
補助金交付請求額		円	
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店
	預金種類	普通 当座 その他	
	口座番号		
	フリガナ		
	預金名義		
添付書類	交付決定通知書の写し		

第4号様式（第9条関係）

上尾市自主防災会防災士育成補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

補助事業者

所在地

団体名

及び代表者氏名

上尾市自主防災会防災士育成補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定通知年月日	年 月 日	交付決定通知番号	
補助年度	年度	補助金の名称	上尾市自主防災会 防災士育成補助金
補助金交付請求額	円		
防災士研修講座 受講日	年 月 日 年 月 日	防災士認証登録日	年 月 日 年 月 日
補助金の交付 決定通知額	円	補助金の既交付額	円
経費精算額	円		
受講者の今後の 活動予定			
添付書類	1 防災士認証状の写し 2 支払を証明する書類 3 その他()	※ 報告事項審査結果	

注 ※印の欄は記入しないこと。

4-7 上尾市自主防災連合会資機材整備費補助金交付要綱

(平成4年6月1日/市長決裁)

(趣 旨)

第1条 市は、防災対策用資機材（以下「資機材」という。）の充実推進を図るため、上尾市自主防災組織育成指導要領に基づく自主防災連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

- (1) 補助金対象事業…資機材購入の事業。
- (2) 補助金対象経費…別表に掲げる資機材の購入に要する経費。

(補助額)

第3条 補助額は、1拠点につき購入する資機材の合計額とする。ただし、この額が150万円を超えるときは、150万円を限度とする。

(交付申請書の提出期限)

第4条 規則第5条第1項に規定する交付申請書の提出期限は、補助事業に着手しようとする日の1月前とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(実績報告書の提出期限等)

第5条 規則第13条第1項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業の完成後1月を経過した日とする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定により、補助金の額の確定後30日以内に交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成5年6月19日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第2条関係）

防災対策用資機材一覧

区分	品名
情報収集伝達器具	無線機等の情報収集伝達器具
初期消火用具	消火器、消火バケツ等の初期消火用具
救出用具	はしご、ロープ、掛矢、のこぎり、バール（鉄製）、スコップ等の救出用具
救護用具	担架、救急セット、運搬車等の救護用具
避難誘導用具	トランジスタメガホン、強力ライト、投光機、誘導旗等の避難誘導用具
給食給水用具	炊き出し用具、ポリタンク等の給食給水用具
資材	杭、土のう等
その他	ヘルメット、防災作業服、腕章、テント、防水シート、発動発電機、排水ポンプ、防災倉庫（スチール物置）、その他市長が必要と認めるもの

4-8 ○○自治会・町内自主防災会規約（案）

（名 称）

第1条 この会は、○○自治会・町内自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は○○に置く。

（目 的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 地震等の災害防止（災害予防）に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導などの応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材などの備蓄に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

（会 員）

第5条 本会は、○○自治会・町内会にある世帯をもって構成する。

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長……………1人
- (2) 副会長……………○人
- (3) 幹 事……………若干人
- (4) 会 計……………1人
- (5) 監査役……………2人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員任期は、○年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務をまとめ、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 会計は、会の出納に関する職務を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

（会 議）

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

（総 会）

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出する事案。
- (2) 総会により委任された事案。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めた事案。

（防災計画）

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項。

（会 費）

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経 費）

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

（会計年度）

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計監査）

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、○年○月○日から実施する。

4-9 上尾市自主防災連合会連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、上尾市自主防災連合会連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、上尾市における自主防災組織の育成等を通じて、各地区自主防災連合会の相互の連絡調整及び上尾市防災士協議会と連携を図ることにより、防災意識の高揚並びに自主防災組織の充実及び強化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災意識の高揚、普及等に関すること。
- (2) 自主防災組織の充実及び強化に関すること。
- (3) 自主防災組織相互の情報連絡及び調整に関すること。
- (4) 市との連絡調整に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 協議会は、市内の各自主防災組織の代表者をもって構成する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、上尾市総務部危機管理防災課内に置く。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 理事 13人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(役員を選出)

第7条 役員は次の方法で選出し、総会において承認を得るものとする。

- (1) 理事は、別表に掲げる地区自主防災連合会の会長及び上尾市防災士協議会の会長をもって充てる。ただし、地区自主防災連合会の会長が上尾市防災士協議会の会長を兼ねる場合は、その地区の上尾市防災士協議会会員から1名、理事を立てることができる。
- (2) 会長及び副会長は、理事の互選による。
- (3) 監事は、理事会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、協議会の運営に関する重要事項を審議決定する。ただし、理事に事故があるときは、当該理事が指定する者を代理者とすることができる。
- (4) 監事は、協議会の経理を監査し、結果を総会に報告する。

(会 議)

第10条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、必要に応じ開催する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総 会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。
- 3 総会は、協議会の予算及び決算の承認、会則の改廃並びに事業計画、事業報告及びその他重要事項の決定をする。ただし、緊急を要し総会を開くことができないときは、理事会で決定し次の総会に報告するものとする。
- 4 総会の出席は、会員が指名する者をもって代理人とすることができる。

(理事会)

第12条 理事会は、第6条第1項第1号に規定する理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会で審議する案件に関すること。
 - (2) その他理事会が必要と認めた事項に関すること。

(経 費)

第13条 協議会の経費は、補助金、寄附金その他の収入をもって充て、経費の額は、理事会において決める。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委 任)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

この会則は、平成24年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年6月14日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月28日から施行する。

別表（第7条関係）

No.	自主防災連合会名
1	上尾東地区自主防災連合会
2	上尾西地区自主防災連合会
3	上尾南地区自主防災連合会
4	平方地区自主防災連合会
5	原市地区自主防災連合会
6	大石地区自主防災連合会
7	上平地区自主防災組織連合会
8	大谷地区自主防災組織連合会
9	原市団地自主防災連合会
10	尾山台団地自主防災連合会
11	西上尾第一団地自主防災連合会
12	西上尾第二団地自主防災連合会

4-10 上尾市自主防災組織一覧

No.	自主防災会名	設立年月日	対象区域（事務区）
1	戸崎団地自主防災会	平成4年6月19日	戸崎団地
2	ソフィア上尾自主防災会	平成4年9月1日	ソフィア上尾
3	パーク上尾団地自主防災会	平成4年10月28日	パーク上尾
4	泉台自主防災会	平成4年11月15日	泉台
5	下芝自治会自主防災会	平成4年11月21日	下芝
6	地頭方自主防災会	平成5年5月19日	地頭方
7	西宮下一区自主防災会	平成5年5月31日	西宮下一・二・四丁目
8	畔吉雲雀区自主防災会	平成5年6月15日	畔吉雲雀
9	畔吉東部自治会自主防災会	平成5年6月30日	畔吉東部
10	サニータウン区自主防災会	平成5年7月1日	サニータウン
11	畔吉新田区自主防災会	平成5年7月15日	畔吉新田
12	中分自治会自主防災会	平成5年7月17日	中分
13	井戸木自治会自主防災会	平成5年7月18日	井戸木
14	畔吉前原自主防災会	平成5年7月25日	畔吉前原
15	領家自主防災会	令和5年4月1日	領家東部・西部
16	小泉自主防災会	平成5年8月1日	小泉
17	弁財区会自主防災会	平成5年8月1日	弁財
18	藤波区自主防災会	平成5年8月1日	藤波
19	中妻自主防災会	平成5年8月19日	中妻
20	小敷谷東部区自主防災会	平成5年8月20日	小敷谷東部
21	浅間台自主防災会	平成5年8月21日	浅間台
22	小敷谷西部区自主防災会	平成5年8月29日	小敷谷西部
23	三井区自主防災会	平成5年9月1日	三井
24	本町三ー四丁目自主防災会	平成7年2月15日	本町三・四丁目
25	ビレッジハウス上尾区自主防災会	平成7年8月1日	平塚団地
26	町谷自主防災会	平成7年9月17日	町谷
27	上尾第一団地自主防災会	平成7年9月20日	上尾第一団地
28	シラコバト団地自主防災会	平成7年9月20日	シラコバト団地
29	新田区自主防災会	平成7年9月25日	新田
30	須ヶ谷区自主防災会	平成7年9月30日	須ヶ谷
31	上平塚自主防災会	平成7年9月30日	上平塚
32	上郷自主防災会	平成7年10月1日	上郷

No.	自主防災会名	設立年月日	対象区域（事務区）
33	南新梨子自主防災会	平成7年10月1日	南新梨子
34	上組自治会自主防災会	平成7年10月1日	上組
35	中平塚自主防災会	平成7年10月1日	中平塚
36	下平塚区自主防災会	平成7年10月1日	下平塚
37	宮の下自主防災会	平成7年10月3日	宮の下
38	箕の木区自治会自主防災会	平成7年10月11日	箕の木
39	上新梨子自主防災会	平成7年10月15日	上新梨子
40	西門前自主防災会	平成7年10月20日	西門前
41	北中地自主防災会	平成7年10月20日	北中地
42	南区自主防災会	平成7年10月27日	南
43	錦町自主防災会	平成7年10月28日	錦町
44	下組自主防災会	平成7年10月30日	下組
45	久保自主防災会	平成7年11月28日	久保
46	本町5・6丁目自主防災会	平成8年4月1日	本町五・六丁目
47	緑丘五丁目自主防災会	平成8年6月1日	緑丘五丁目
48	上尾東団地自主防災会	平成8年7月17日	上尾東団地
49	愛宕3丁目自主防災会	平成8年11月10日	愛宕三丁目
50	原市四区自主防災会	平成9年2月1日	原市第四区
51	本町1・2丁目自主防災会	平成9年4月1日	本町一・二丁目
52	原市1区自主防災会	平成9年6月3日	原市第一区
53	レック上尾自主防災会	平成9年8月16日	レック上尾
54	西上尾第一団地一街区自主防災会	平成9年9月7日	西上尾第一団地1街区
55	西上尾第一団地二街区自主防災会	平成9年9月7日	西上尾第一団地2街区
56	西上尾第一団地三街区自主防災会	平成9年9月7日	西上尾第一団地3街区
57	原市五区自主防災会	平成9年11月2日	原市五区
58	尾山台団地1～4街区自主防災会	平成10年2月13日	尾山台団地1～4街区
59	尾山台団地5街区自主防災会	平成10年2月13日	尾山台団地5街区
60	はらいち台自主防災会	平成10年2月15日	原市第十区
61	原市二区・三区自主防災会	平成10年5月12日	原市第二区・三区
62	大谷本郷自主防災会	平成11年4月1日	大谷本郷
63	柳通り北区自主防災会	平成11年4月1日	柳通り北区
64	東今泉町会自主防災会	平成11年11月20日	東今泉
65	平方南自主防災会	平成11年12月12日	南
66	平方領々家自主防災会	平成11年12月25日	平方領々家

No.	自主防災会名	設立年月日	対象区域（事務区）
67	上宿自主防災会	平成12年1月22日	上宿
68	富士見一丁目自主防災会	平成12年2月27日	富士見一丁目
69	上尾丸山団地自主防災会	平成12年3月8日	丸山団地
70	上野自主防災会	平成12年4月2日	上野
71	平方新田自主防災会	平成12年5月1日	新田
72	平方下宿自主防災会	平成12年8月20日	下宿
73	西貝塚自主防災会	平成12年9月2日	西貝塚
74	原市第六区自主防災会	平成12年11月22日	原市第六区
75	上野本郷自主防災会	平成13年1月1日	上野本郷
76	向原吉田自主防災会	平成13年4月15日	向原吉田
77	愛宕二丁目自主防災会	平成13年6月16日	愛宕二丁目
78	二ツ宮一区自主防災会	平成29年4月1日	二ツ宮一区
79	二ツ宮二区自主防災会	平成29年4月1日	二ツ宮二区
80	緑丘自主防災会	平成13年8月1日	緑丘1～4丁目
81	原市団地1～2街区自主防災会	平成13年10月20日	原市団地1～2街区
82	原市団地3～5街区自主防災会	平成13年10月20日	原市団地3～5街区
83	今泉自主防災会	平成14年2月1日	今泉
84	仲町自主防災会	平成14年2月17日	仲町一・二丁目
85	西宮下二区自主防災会	平成16年4月1日	西宮下二区
86	原市八区自主防災会	平成16年7月1日	原市第八区
87	原市九区自主防災会	平成16年7月25日	原市第九区
88	西上尾第二団地1街区自主防災会	平成16年9月30日	西上尾第二団地1街区
89	西上尾第二団地2街区自主防災会	平成16年9月30日	西上尾第二団地2街区
90	西上尾第二団地3街区自主防災会	平成16年9月30日	西上尾第二団地3街区
91	陣屋自主防災会	平成16年11月10日	陣屋
92	日の出自主防災会	平成16年11月15日	日の出
93	栄町自主防災会	平成16年12月1日	栄町
94	東町自主防災会	平成17年2月9日	東町
95	原市第七区自主防災会	平成17年6月13日	原市第七区
96	向山自主防災会	平成18年1月29日	向山
97	谷津一丁目・二丁目自主防災会	平成18年2月1日	谷津一・二丁目
98	愛宕一丁目自主防災会	平成18年2月1日	愛宕一丁目
99	戸崎自主防災会	平成18年4月1日	戸崎
100	上町自主防災会	平成18年9月1日	上町

No.	自主防災会名	設立年月日	対象区域（事務区）
101	柏座2丁目自主防災会	平成18年10月20日	柏座二丁目
102	柏座三丁目自主防災会	平成19年4月25日	柏座三丁目
103	宮本町自主防災会	平成19年4月22日	宮本町
104	柏座4丁目自主防災会	平成19年4月8日	柏座四丁目
105	中新井自主防災会	平成19年5月1日	中新井
106	原新町自主防災会	平成19年8月11日	原新町
107	耆丁目自主防災会	平成19年9月1日	耆丁目
108	堤崎自主防災会	平成20年4月1日	堤崎
109	柏座一丁目自主防災会	平成20年7月7日	柏座一丁目
110	川自治会自主防災会	平成21年1月1日	川
111	春日町内自主防災会	平成21年4月1日	春日
112	富士見団地・西富士見自主防災会	平成21年4月12日	富士見団地
113	フィーリア上尾自主防災会	平成21年12月1日	フィーリア上尾
114	根貝戸団地自主防災会	平成22年12月1日	根貝戸団地
115	エージオタウン自主防災会	平成27年4月1日	エージオタウン
116	ビレッジハウス上尾向原自主防災会	平成27年4月15日	向原宿舎

No.	自主防災会連合会名	設立年月日	対象区域
1	大石地区自主防災連合会	平成6年4月18日	大石地区
2	上平地区自主防災組織連合会	平成8年10月18日	上平地区
3	西上尾第一団地自主防災連合会	平成9年9月7日	西上尾第一団地地区
4	尾山台団地自主防災会連合会	平成11年2月5日	尾山台団地地区
5	平方地区自主防災連合会	平成13年2月27日	平方地区
6	原市団地自主防災連合会	平成14年4月22日	原市団地地区
7	西上尾第二団地自主防災連合会	平成16年9月30日	西上尾第二団地地区
8	原市地区自主防災連合会	平成18年1月20日	原市地区
9	大谷地区自主防災組織連合会	平成21年6月9日	大谷地区
10	上尾西地区自主防災連合会	平成23年8月31日	上尾西地区
11	上尾東地区自主防災連合会	平成24年4月2日	上尾東地区
12	上尾南地区自主防災連合会	平成24年5月10日	上尾南地区

4-11 自衛隊災害派遣要請書

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

上尾市長 印

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条第1項の要請をするように依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- (1) 災害の状況

- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 区 域

- (2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

4-12 ボランティア受付票

ボランティア受付票

月 日

(新規受付・個人用)

受付時間	受付者氏名
時 分	

太線内を記入してください。

氏名		男・女	歳
住所	〒 ー		
TEL	(携帯)	(自宅)	
	(緊急連絡先)	[様方]	
ボランティア活動保険	加入 済 (基本タイプ・天災タイプ) ・ 未 加入		
活動期間	本日のみ ・ 月 日から 月 日まで (日間可能)		
災害ボランティア経験	初めて ・ 経験あり ()		
車の提供	可 → <input type="checkbox"/> 送迎用 (人乗車可) <input type="checkbox"/> 運搬用【軽トラ等】 不可		
資格・特技等	運 転 免 許 (普通 ・ 中型 ・ 大型 ・ 自二) 医療・介護関係 () 土木・建築関係 () そ の 他 ()		
持参した資材			
保険確認		活動種類	一般 ・ STAFF ・ 専門 ()
その他特記事項			

※ ご記入いただいた個人情報は、ボランティア活動以外の目的には使用いたしません。

4-13 ボランティア依頼票

受付番号	番		月	日
ボランティア 依頼票		受付時間 <div style="text-align: center;">時 分</div>	受付者氏名	

活動内容	<input type="checkbox"/> 撤去作業（ 室内・室外 ）（内容 ） <input type="checkbox"/> 家具等の移動（内容 ） <input type="checkbox"/> 泥の除去（ 床下・家の周り・共同溝 ） <input type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> その他（ ） [留意点]
希望活動日	月 日（ ） 時 分 ~ 時 分 [新規・継続]
活動場所	住所 目印になる建物等 到達時間（徒歩・車） 分

ふりがな 依頼者氏名		携帯電話番号	
		自宅電話番号	
依頼者住所	※ 活動場所と依頼者住所が異なる場合のみ記入		
特殊事情	ひとり暮らし ・ 高齢者 ・ 障害者 ・ 病気 ・ 乳幼児 その他（ ）		
備考			

【現地調査】 実施 ・ 未実施（理由： ）

調査結果 (活動可否)	<input type="checkbox"/> 可（活動緊急度： 極めて高い ・ 高い ・ ふつう ・ やや低い ） <input type="checkbox"/> 不可（理由： ）
必要人数	合計 人（性別の希望があれば： 男性 人 女性 人）
必要資材	<input type="checkbox"/> バケツ（ ） <input type="checkbox"/> ほうき（ ） <input type="checkbox"/> ちりとり（ ） <input type="checkbox"/> 雑巾（ ） <input type="checkbox"/> スコップ（ ） <input type="checkbox"/> 一輪車（ ） <input type="checkbox"/> 土嚢袋（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

5 防災行政無線

5-1 防災行政無線一覧

市防災行政無線（固定系）

ア 屋外子局

番号	設置場所名	所在地
1	藤波公民館	上尾市藤波1-282-1
2	中分公民館	〃 中分3-101
3	おさらぎ公園	〃 泉台3-8
4	新田公園	〃 井戸木2-42
5	東公園	〃 井戸木2-12
6	大石北小学校	〃 井戸木4-23
7	かえで公園	〃 中妻5-13
8	大石中学校	〃 中妻4-19
9	中妻第二公園	〃 中妻2-14
10	中妻第一公園	〃 中妻1-4
11	浅間台第一公園	〃 浅間台1-10
12	浅間台大公園	〃 浅間台3-35
13	浅間台第三公園	〃 浅間台3-13
14	領家農村センター	〃 領家189-2
15	下芝公民館	〃 中分2-277
16	大石小学校	〃 小泉9-28-2
17	小泉氷川山公園	〃 小泉8-1
18	畔吉ささらの里（諏訪神社）	〃 畔吉835-1
19	大石南小学校	〃 畔吉1333
20	大久保公園	〃 中分1-8-1
21	小敷谷西部公民館	〃 小敷谷988-1
22	小泉中央公園	〃 小泉35-141
23	大石南中学校	〃 小敷谷1105
24	小敷谷東部公会堂	〃 小敷谷487
25	平方北小学校	〃 平方3657
26	上尾丸山公園	〃 平方3326

番号	設置場所名	所在地
27	平方新田集落センター	上尾市平方4072
28	上宿公民館	〃 平方2647-2
29	平方小学校	〃 平方1491
30	太平中学校	〃 小敷谷2-3
31	上野集落センター	〃 上野453
32	平方領々家農村集落センター	〃 平方領々家132
33	県立総合リハビリテーションセンター	〃 西貝塚148-1
34	上野本郷公民館	〃 上野本郷151-2
35	西小学校	〃 今泉1-7-2
36	西中学校	〃 東今泉5-1
37	今泉小学校	〃 今泉3-17-1
38	ゆりが丘公園	〃 向山4-15
39	さくら公園	〃 向山3-42
40	愛宕会館	〃 壺丁目北14
41	さつき公園	〃 向山1-42-2
42	鴨川小学校	〃 西宮下4-400
43	西宮下三丁目自治会館	〃 西宮下3-12
44	地頭方公民館	〃 地頭方294-2
45	大谷小学校	〃 大谷本郷528
46	南中学校	〃 大谷本郷124
47	堤崎公民館	〃 堤崎326-2
48	戸崎児童公園	〃 戸崎801-1
49	聖学院大学	〃 戸崎1-1
50	春日第一公園	〃 春日1-42
51	富士見小学校	〃 柏座4-3-8
52	谷津公民館	〃 谷津2-3-23
53	西宮下公園	〃 西宮下4-237-1
54	尾山台団地	〃 瓦葺2716
55	緑丘保育所	〃 緑丘2-3-19
56	本町公民館	〃 本町5-18-34
57	消防本部	〃 上尾村537
58	東小学校	〃 上尾村1171-2
59	中央小学校	〃 上町1-15-4
60	文化センター	〃 二ツ宮750

番号	設置場所名	所在地
61	ニツ宮公民館	上尾市ニツ宮944
62	上尾小学校	〃 仲町1-11-46
63	東町公民館	〃 東町1-3-21
64	東町小学校	〃 東町3-1947
65	上尾中学校	〃 愛宕3-23-34
66	陣屋公民館	〃 上尾下910
67	栄町公民館	〃 栄町4-14
68	日の出公民館	〃 日の出3-4-31
69	陣屋公園	〃 上尾下699-33
70	アリコベール	〃 宮本町1-1
71	上郷集会所	〃 上1257-3
72	箕の木公民館	〃 上953-2
73	新梨子公園	〃 上686-5
74	上平北小学校	〃 南287
75	上組公民館	〃 菅谷6-111
76	しらこぼと団地	〃 上374-1
77	町谷公民館	〃 上122-1
78	上平小学校	〃 南102
79	新田公民館	〃 菅谷3-30
80	西門前集会所（べにばな公園）	〃 上平中央3-42
81	上平中学校	〃 菅谷121
82	芝川小学校	〃 上平中央1-8-1
83	東部浄水場	〃 平塚2145-1
84	中平塚公民館	〃 平塚1708
85	平塚公園	〃 平塚1212
86	社会福祉事業団あげお	〃 平塚820
87	原市第一区集会所	〃 原市1006-2
88	はらいち台公園	〃 原市1795
89	稲荷公園	〃 原市中1-4
90	五番町第一公園	〃 五番町20
91	J Aさいたま原市支店	〃 原市3320
92	原市中学校	〃 原市3479
93	原市六区会館	〃 原市4140
94	東消防署原市分署	〃 瓦葺1139

番号	設置場所名	所在地
95	尾山台小学校	上尾市瓦葺509-1
96	原市南小学校	〃 原市3990
97	原市一番耕地公園	〃 原市3-18
98	むじなや第一公園	〃 瓦葺1499-4
99	瓦葺小学校	〃 瓦葺2260
100	北部8号井戸	〃 藤波2-42
101	領家ミニ工業団地	〃 領家1136-4
102	恵和園	〃 領家371
103	畔吉新田	〃 畔吉315-2
104	平方箕輪	〃 平方2337-3
105	平方交番	〃 上野229-1
106	壺丁目南境	〃 壺丁目37-7
107	富士見団地公園	〃 富士見2-20-83
108	図書館	〃 上町1-7-1
109	上尾村二ツ宮	〃 二ツ宮1086-2
110	愛宕公民館	〃 愛宕1-18-7
111	上郷遊園地	〃 上1134-20
112	須ヶ谷第六天神	〃 須ヶ谷2-111
113	菅谷東道	〃 須ヶ谷1-120
114	原市四番耕地	〃 原市576
115	瓦葺前原	〃 瓦葺2058-1
116	西上尾第一団地	〃 小敷谷845-1
117	西上尾第一団地	〃 小敷谷845-1
118	西上尾第二団地	〃 小敷谷77-1
119	原市団地	〃 原市3336
120	原新町北公園	〃 原新町24-4
121	富士見小学校	〃 柏座4-3-8
122	上尾市役所	〃 本町3-1-1

イ 戸別受信機

番号	設置場所名	所在地
1	上尾小学校	上尾市仲町1-11-46
2	中央小学校	〃 上町1-15-4

番号	設置場所名	所在地
3	大谷小学校	上尾市大谷本郷528
4	平方小学校	〃 平方1346-1
5	大石小学校	〃 小泉9-28-2
6	原市小学校	〃 原市3508-1
7	上平小学校	〃 南102
8	富士見小学校	〃 柏座4-3-8
9	尾山台小学校	〃 瓦葺509-1
10	東小学校	〃 上尾村1171-2
11	大石南小学校	〃 畔吉1333
12	平方東小学校	〃 平方4354-2
13	原市南小学校	〃 原市3990
14	鴨川小学校	〃 西宮下4-400
15	芝川小学校	〃 久保180
16	瓦葺小学校	〃 瓦葺2260
17	今泉小学校	〃 今泉3-17-1
18	西小学校	〃 今泉1-7-2
19	東町小学校	〃 東町3-1947
20	平方北小学校	〃 平方3657
21	大石北小学校	〃 井戸木4-23
22	上平北小学校	〃 南287
23	上尾中学校	〃 愛宕3-23-34
24	太平中学校	〃 小敷谷2-3
25	大石中学校	〃 中妻4-19
26	原市中学校	〃 原市3479
27	上平中学校	〃 菅谷121
28	西中学校	〃 東今泉5-1
29	東中学校	〃 上尾村479
30	大石南中学校	〃 小敷谷1105
31	瓦葺中学校	〃 瓦葺163
32	南中学校	〃 大谷本郷124
33	上尾保育所	〃 本町4-13-1
34	原市保育所	〃 原市3241
35	向原分校	〃 上尾宿2096
36	上尾西保育所	〃 春日2-20-2

番号	設置場所名	所在地
37	あたご保育所	上尾市愛宕2-23-22
38	かわらぶき保育所	〃 瓦葺2248
39	大谷保育所	〃 西宮下4-380-3
40	大石保育所	〃 泉台2-14-11
41	小敷谷保育所	〃 小敷谷723-1
42	原市南保育所	〃 原市4166
43	緑丘保育所	〃 緑丘2-3-19
44	上平保育所	〃 西門前498-1
45	畔吉保育所	〃 畔吉1319-1
46	大谷中学校	〃 向山4-10
47	平方支所	〃 平方1674
48	原市支所	〃 原市3241
49	大石支所	〃 中分1-232
50	上平支所	〃 上平中央3-31-5
51	大谷支所	〃 大谷本郷949-1
52	尾山台出張所	〃 瓦葺2528-3
53	上尾駅出張所	〃 谷津2-1-48
54	コミュニティセンター	〃 柏座4-2-3
55	平塚公園	〃 平塚1212
56	図書館	〃 上町1-7-1
57	市民体育館	〃 向山4-3-10
58	文化センター	〃 二ッ宮750
59	恵和園	〃 領家371-1
60	健康プラザ わくわくランド	〃 西貝塚17-1
61	西貝塚環境センター	〃 西貝塚35-1
62	上下水道部庁舎	〃 上尾村1157
63	西保健センター	〃 春日2-10-33
64	平方公民館	〃 平方905-1
65	上尾丸山公園	〃 平方3326
66	総合福祉センター	〃 平塚724
67	原市公民館	〃 原市3499
68	イコス上尾	〃 平塚951-2
69	上尾伊奈斎場つつじ苑	〃 瓦葺150
70	大石公民館	〃 小泉9-28-1

番号	設置場所名	所在地
71	児童館こどもの城	上尾市今泉3-18-1
72	東保健センター	〃 緑丘2-1-27
73	児童館アッピーランド	〃 本町6-11-25
74	青少年センター	〃 上町2-14-19 青少年課内
75	市民活動支援センター	〃 柏座1-1-15
76	プラザ22	〃 谷津2-1-50 商工課内
77	自然学習館	〃 畔吉178
78	瓦葺ふれあい広場	〃 瓦葺103-1
79	上平公園管理事務所	〃 菅谷16
80	上尾市危機管理防災課	〃 本町3-1-1
81	上尾市広報広聴課	〃 本町3-1-1
82	上尾市守衛室	〃 本町3-1-1
83	AGECOCO（子ども・子育て支援複合施設）	〃 壺丁目東22-1
84	大谷西保育所	〃 壺丁目東22-1

5-2 消防法に基づく火災警報等の基準

種 類	発 表 基 準
火災気象通報	1 最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合 2 平均風速が11m/s以上の風が1時間以上連続して吹くと予想される場合 (降雨・降雪その他これに類する気象状況にある場合を除く。) 3 最小湿度が30%以下で、実効湿度が60%以下になり、平均風速が10m/s以上の風が吹くと予想される場合
火 災 警 報	消防法に基づき、一般警戒を促すため発令する警報で、発表基準は、火災気象通報の基準に準ずるが、上尾市域の状況を判断して発令する。

5-3 発生速報

発生速報

上尾市

月 日 時 分 信 受		発信者		受信者	
1 被害発生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分				
2 被害場所					
3 被害程度					
4 災害に対する措置					
5 その他 必要事項					

※内容は簡単に要を得たものとする。

5-4 経過速報

経過速報

上尾市

				発信者		受信者	
災害の種類				発生地域			
被害報告		月 日 時 分 現在					
報告区分		発生		経過			
区分		被害		区分		被害	
人的被害	死者	人		田畑	流失・埋没ha	流失	埋没
	行方不明者	人			冠水ha		
	負傷者	人			流失・埋没ha	流失	埋没
	重傷 軽傷	人			冠水ha		
住家	全壊 (焼) (流失)	棟		その他	文教施設	箇所	
		世帯			病院	箇所	
		人			道路	箇所	通行可 通行不可
	半壊 (焼)	棟			橋りょう	箇所	
		世帯			河川	箇所	
		人			砂防	箇所	
	大規模半壊	棟			清掃施設	箇所	
		世帯			崖くずれ	箇所	
		人			鉄道不通	箇所	
	中規模半壊	棟			被害船舶	隻	
		世帯			水道	戸	
		人			電話	回線	
	一部破損	棟			電気	戸	
		世帯			ガス	戸	
		人			ブロック塀等	箇所	
	床上浸水	棟			り災世帯数	世帯	
世帯			り災者数	人			
人			建物	件			
床下浸水	棟		危険物	件			
	世帯		その他	件			
	人						
非住家	公共建物	全壊(焼)	棟	/			
		半壊(焼)	棟				
	その他	全壊(焼)	棟				
		半壊(焼)	棟				
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分 設置 (2) 市のとった主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 地区数 人員 人 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 イ 主な活動内容(使用した機材をふくむ) 消防団員 名 計 名							

5-5 被害状況調

被害状況調

上尾市

災害の種類				発生地域				
被害報告		自 月 日 至 月 日						
報告区分		確 定		区 分		被 害		
区 分		被 害		田 畑		流失・埋没ha		
人的被害	死者	人		田 畑	冠 水	流失	埋没	
	行方不明者	人			冠 水	流失	埋没	
	負傷者	重傷	人		冠 水			
		軽傷	人					
住 家	全 壊 (焼) (流失)	棟		そ の 他	文教施設	箇所		
		世帯			病 院	箇所		
		人			道 路	箇所	通行可	通行不可
	半 壊 (焼)	棟			橋りょう	箇所		
		世帯			河 川	箇所		
		人			砂 防	箇所		
	大規模 半 壊	棟			清掃施設	箇所		
		世帯			崖くずれ	箇所		
		人			鉄道不通	箇所		
	大規模 半 壊	棟			被害船舶	隻		
		世帯			水 道	戸		
		人			電 話	回線		
	一部破損	棟			電 気	戸		
		世帯			ガ ス	戸		
		人			ブロック塀等	箇所		
床上浸水	棟		り災世帯数	世帯				
	世帯		り災者数	人				
	人		建 物	件				
床下浸水	棟		火 災	危 険 物	件			
	世帯			そ の 他	件			
	人			上尾市災害対策本部				
非住家	公共建物	全壊(焼)	棟	災害対策本部	設置解散			
	その他	半壊(焼)	棟		月 日 時	月 日 時		

公共文教施設	千円		災害救助法	適		不適	
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公立施設	千円						
小計							
公共施設被害数	団体		消防職員出勤延人数	人			
その他の	農産被害	千円	消防団員出勤延人数	人			
	林産被害	千円	備考 1. 発生場所 2. 災害発生年月日 3. 災害の種類概況 4. 消防機関の活動状況 5. その他				
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被害総額	千円						

5-6 被害状況概要報告書

被害状況概要報告書

				年 月 日	
被害確認時間	午前・午後 時 分	報告者	班 名	班	
			氏 名		
本部 (情報班) 受付時間	午前・午後 時 分	通報者	班 氏名	本部 (情報班) 受付者	
区 域 (具体的に)					
区 分	被 害 状 況 (概要で可)			被害場所又は区間(目標物)	
建物の状況	全 壊	(棟)			
	半 壊	(棟)			
	倒壊寸前	(棟)			
火災の状況	全 焼	(棟)			
	半 焼	(棟)			
	大規模半壊	(棟)			
	中規模半壊	(棟)			
	延焼中				
市民の状況	死 者	なし・有り 名・不明			
	負 傷 者	なし・有り 名・不明			
	建物の下敷	なし・有り 名・不明			
	建物の閉込み	なし・有り 名・不明			
	道 路	全面通行不可			
		自転車・バイク通行可			
		人通行可			
		渋滞発生場所			
	橋	落橋(名称)			
		全面通行不可・自転車・バイク通行可・人通行可			
危険(名称)					
ライフライン	ガス ()	引火中・ガス漏れ			
	電気・電話	電線切断・電柱倒壊・傾斜			
	水道	漏水 (箇所)			
そ の 他	公共施設の状況				
	固定系防災無線柱				
	医療機関				

5-7 被害調査報告書

被害調査報告書

NO. _____ 年 月 日 時 分 受信
 受信者氏名 _____

聴取概要等	通報者	氏名 _____ 住所 上尾市 _____ TEL _____ ()			
	被害場所	上尾市			
	被害程度	家屋・道路・宅地・水路・下水(マンホール)・側溝・堤防・その他 ()			
		浸水(床上・床下 _____ cm)・冠水・越流・決壊 全壊・半壊(大規模半壊・中規模半壊)・一部損壊・その他 ()			
措置要望	避難所開設・救助・ポンプ導入・通行止・食糧・飲料水・寝具類 ゴミ収集・消毒・汲み取り・その他 ()				
措置概要等	措置班(課)	_____			
	措置時間等	着手	日 時 分頃	終了	日 時 分頃
	被害程度	家屋・道路・宅地・水路・下水(マンホール)・側溝・堤防・その他 ()			
		浸水(床上・床下 _____ cm・ _____ 世帯 _____ 人)・冠水(_____ cm) 越流・決壊(_____ か所)・全壊(_____ 戸 m ²)・半壊(_____ 戸 m ²) ※うち、大規模半壊(_____ 戸 m ²)・中規模半壊(_____ 戸 m ²) 一部損壊(_____ 戸 m ²)・その他(_____)			
措置内容	1 ポンプ _____ 台(持ち出し先 _____) 2 土のう _____ 袋(持ち出し先 _____) 3 通行止(場所) _____ から _____ まで (バリケード _____ 台・セフティコーン _____ 台・ロープ等) 4 避難所開設(場所 _____) 5 食糧・飲料水・寝具類の配給(数量 _____ 持ち出し先 _____) 6 消毒・汲み取り・ゴミ収集 _____ 7 り災調査 8 作業依頼(_____ 課・所・署、民間業者名 _____) 9 その他(_____)				

備考1 措置対応班は、活動終了後ただちに本書を情報集約班へ提出すること。

5-8 市町村 放送要請依頼用紙

市町村 放送要請依頼用紙

上尾市

<件名> 放送要請について（依頼）

年 月 日 時 分 上尾市災害対策本部 発第 号

<本文> 災害対策基本法第57条に基づく放送要請を次のとおり依頼します。

- 1 要請理由 ①避難指示、警報等の周知徹底を図るため
②災害時の混乱を防止するため
③

- 2 放送事項について
(別紙の読み上げ)

- 3 放送希望日時 ①直ちに
② 日 時

- 4 その他

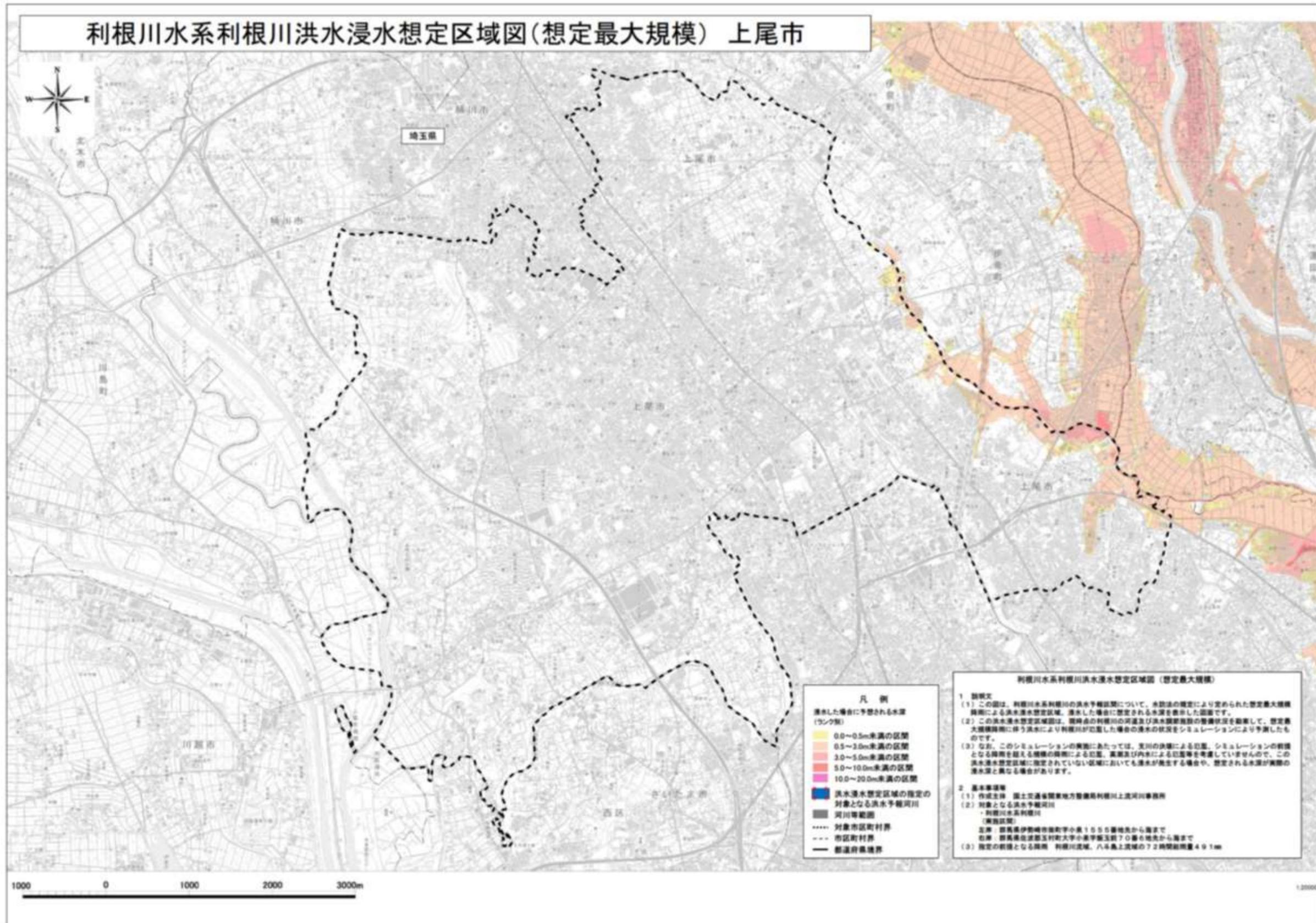
<連絡先>

所属・氏名	
無線番号	
有線番号	

6 危険箇所

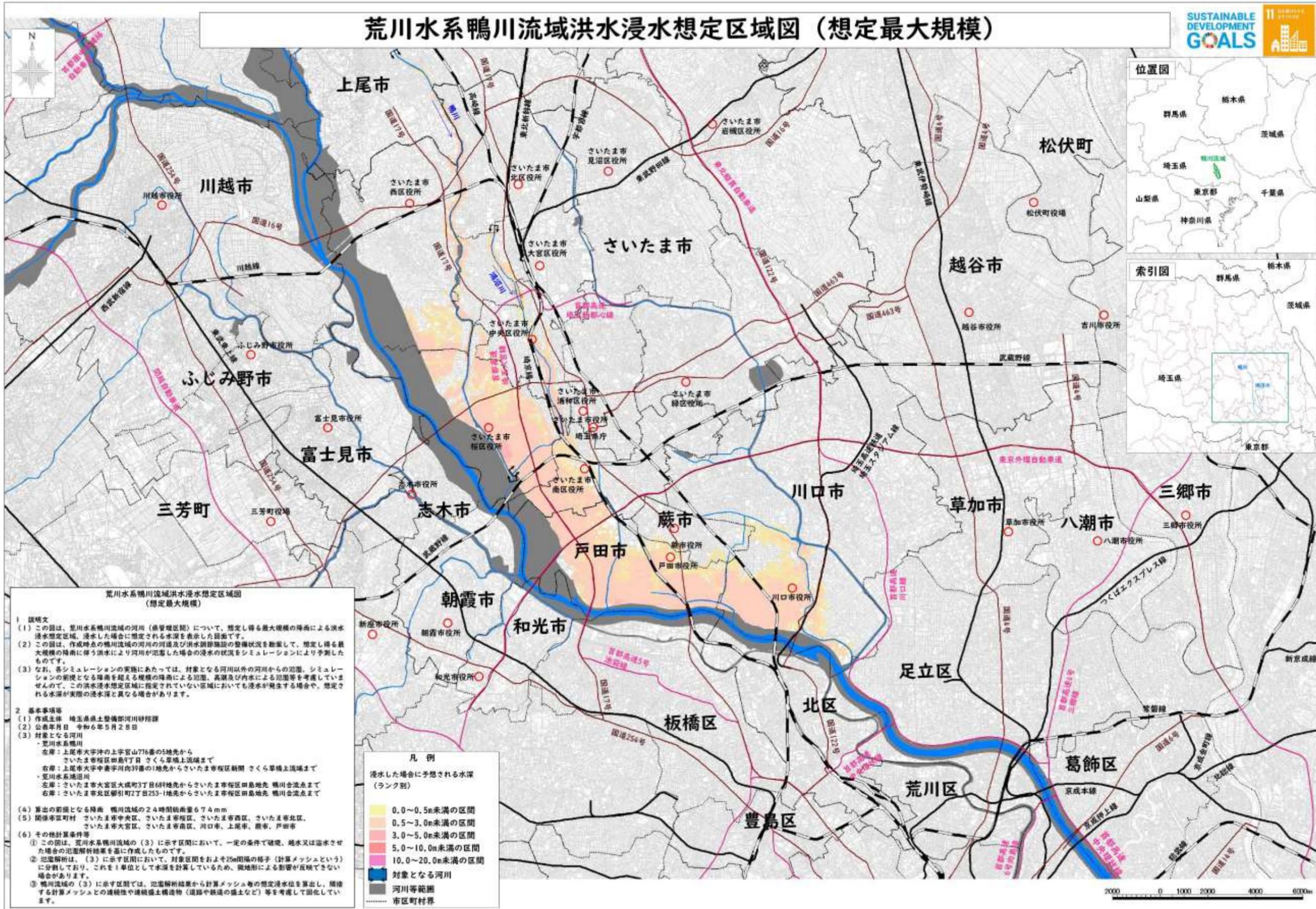
6-1 急傾斜地崩壊危険箇所

「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（国水砂第208号）」に基づき、令和6年度をもって削除する。

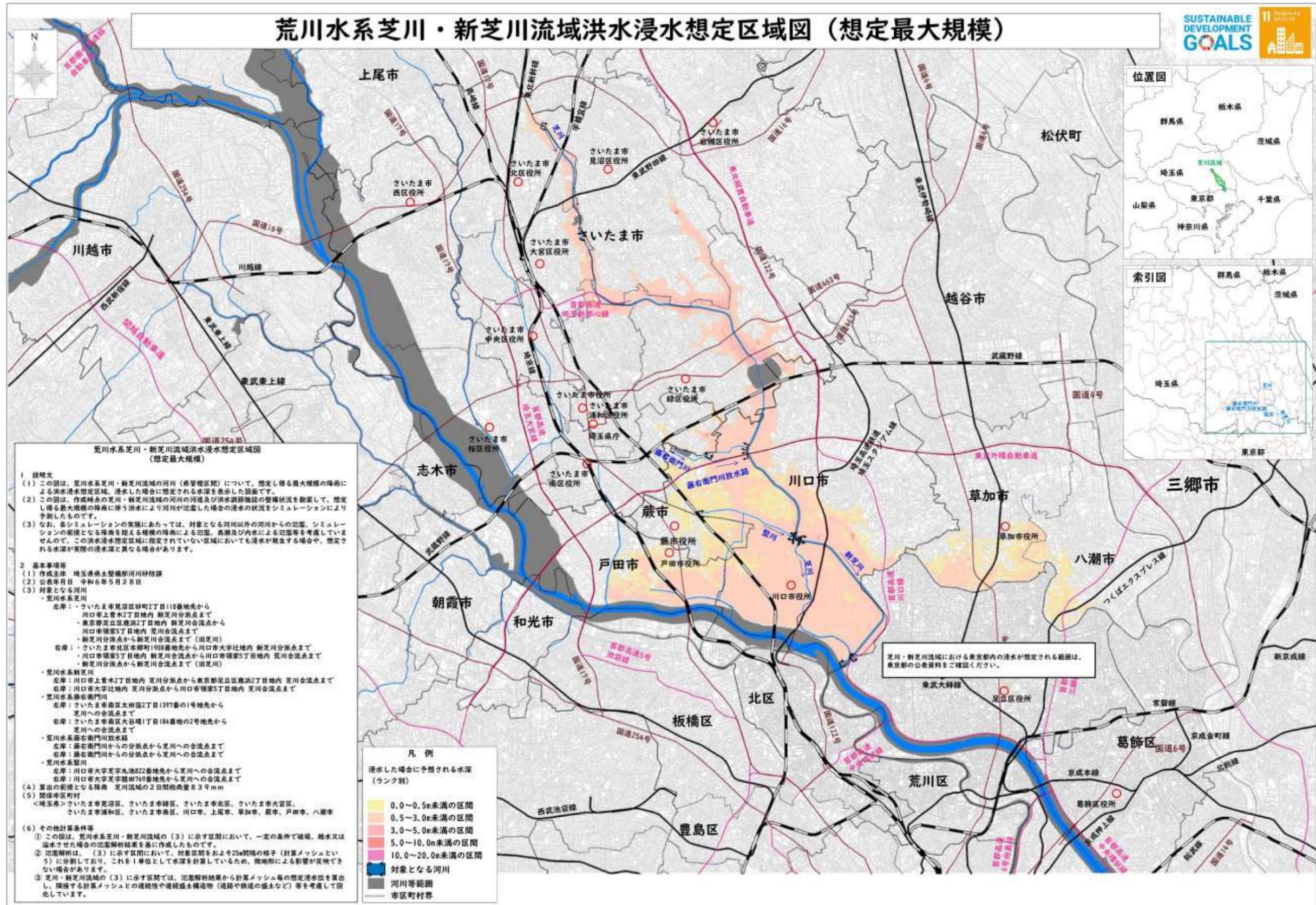


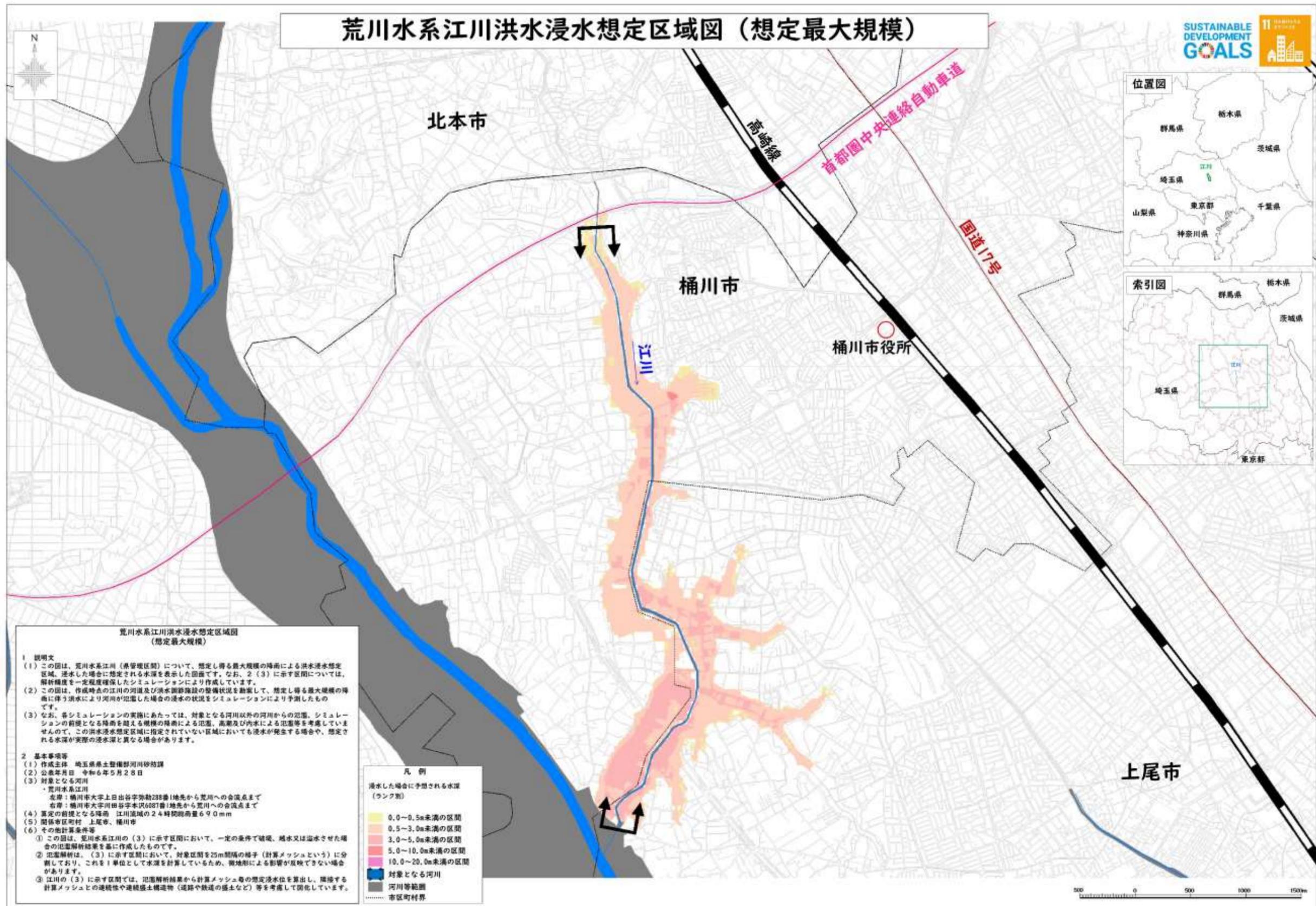


荒川水系鴨川流域洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）





※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）

7 避難

7-1 避難場所、避難所一覧

(1) 指定緊急避難場所（地震、洪水、大規模な火事）、指定避難所一覧

No.	施設名	指定緊急避難場所			指定避難所		所在地	地区
		地震	洪水	大規模な火事	地震	洪水		
1	上尾市立上尾中学校	○	○	—	○	○	愛宕3-23-34	上尾
2	上尾市立東中学校	○	○	—	○	○	上尾村479	
3	上尾市立富士見小学校	○	○	—	○	○	柏座4-3-8	
4	上尾市立東小学校	○	○	—	○	○	上尾村1171-2	
5	上尾市立中央小学校	○	○	—	○	○	上町1-15-4	
6	上尾市立上尾小学校	○	○	—	○	○	仲町1-11-46	
7	上尾市立東町小学校	○	×	—	○	×	東町3-1947	
8	埼玉県立上尾特別支援学校	○	×	—	○	×	東町3-2009-3	
9	上尾運動公園	○	○	○	○	○	愛宕3-28-30	
10	上尾市コミュニティセンター	○	○	—	○	○	柏座4-2-3	
11	埼玉県立武道館 スポーツ総合センター	○	○	—	○	○	日の出4-1877 東町3-1679	
12	緑丘公園	○	○	—	—	—	緑丘5-15-3	
13	東町公園	○	○	—	—	—	東町1-1477-1	
14	春日第一公園	○	○	—	—	—	春日1-42	
15	春日第二公園	○	○	—	—	—	春日2-4	
16	春日第三公園	○	○	—	—	—	春日2-19	
17	原新町南公園	○	○	—	—	—	原新町4-6	
18	上尾市立太平中学校	○	×	—	○	×	小敷谷2-3	平方
19	上尾市立平方北小学校	○	×	—	○	×	平方3657	
20	上尾市立平方東小学校	○	×	—	○	×	平方4354-2	
21	上尾市立平方小学校	○	×	—	○	×	平方1346-1	
22	埼玉県立上尾橘高等学校	○	×	—	○	×	平方2187-1	
23	上尾丸山公園	○	×	○	—	—	平方3326	
24	上尾市立西貝塚環境センター	○	※	—	—	—	西貝塚35-1	
25	秀明英光高等学校	○	×	—	—	—	上野1012	
26	上尾市立瓦葺中学校	○	×	—	○	×	瓦葺163	原市
27	上尾市立原市中学校	○	○	—	○	○	原市3479	
28	上尾市立瓦葺小学校	○	○	—	○	○	瓦葺2260	
29	上尾市立尾山台小学校	○	×	—	○	×	瓦葺509-1	

No.	施設名	指定緊急避難場所			指定避難所		所在地	地区
		地震	洪水	大規模な火事	地震	洪水		
30	上尾市立原市南小学校	○	○	—	○	○	原市3990	原市
31	上尾市立原市小学校	○	○	—	○	○	原市3508-1	
32	埼玉県立上尾鷹の台高等学校	○	×	—	○	×	原市2800	
33	白山公園	○	○	—	—	—	原市3950-1	
34	原市台公園	○	×	—	—	—	原市1795	
35	稲荷公園	○	○	—	—	—	原市中1-4-2	
36	むじなや公園	○	×	—	—	—	瓦葺1525-5	
37	前原公園	○	○	—	—	—	瓦葺3215	
38	瓦葺ふれあい広場	○	×	—	—	—	瓦葺103-1	
39	五番町第一公園	○	×	—	—	—	五番町20	
40	五番町第二公園	○	×	—	—	—	五番町8	
41	かわらぶき公園	○	○	—	—	—	瓦葺2253	
42	上尾市立大石中学校	○	○	—	○	○	中妻4-19	大石
43	上尾市立大石南中学校	○	×	—	○	×	小敷谷1105	
44	上尾市立大石北小学校	○	○	—	○	○	井戸木4-23	
45	上尾市立大石小学校	○	○	—	○	○	小泉9-28-2	
46	上尾市立大石南小学校	○	○	—	○	○	畔吉1333	
47	埼玉県立上尾高等学校	○	○	—	○	○	浅間台1-6-1	
48	上尾市立大石公民館	○	○	—	○	○	小泉9-28-1	
49	浅間台大公園	○	○	○	—	—	浅間台3-35	
50	鴨川中央公園	○	○	○	—	—	中妻5-33	
51	小泉氷川山公園	○	○	○	—	—	小泉8-1	
52	浅間台第一公園	○	○	—	—	—	浅間台1-10	
53	浅間台第二公園	○	○	—	—	—	浅間台2-6	
54	浅間台第三公園	○	○	—	—	—	浅間台3-13	
55	浅間台第四公園	○	○	—	—	—	浅間台4-13	
56	水神公園	○	○	—	—	—	泉台1-5	
57	梅田公園	○	○	—	—	—	泉台2-9	
58	藤見公園	○	○	—	—	—	泉台3-12	
59	山王公園	○	○	—	—	—	井戸木1-12	
60	東公園	○	○	—	—	—	井戸木2-12	
61	新田公園	○	○	—	—	—	井戸木2-42	
62	地蔵公園	○	○	—	—	—	井戸木3-12	
63	井戸木公園	○	○	—	—	—	井戸木4-35	
64	小泉中央公園	○	×	—	—	—	小泉35-141	
65	どんぐり山公園	○	○	—	—	—	小泉1-6	
66	神明公園	○	○	—	—	—	小泉3-14	
67	ひばり山公園	○	○	—	—	—	小泉5-9	
68	天神公園	○	○	—	—	—	小泉9-12	

No.	施設名	指定緊急避難場所			指定避難所		所在地	地区
		地震	洪水	大規模な火事	地震	洪水		
69	中妻第一公園	○	○	—	—	—	中妻1-4	大石
70	中妻第二公園	○	○	—	—	—	中妻2-14	
71	宮前公園	○	○	—	—	—	中妻3-16	
72	かえで公園	○	○	—	—	—	中妻5-13	
73	大久保公園	○	○	—	—	—	中分1-8-1	
74	下芝公園	○	○	—	—	—	中分1-19-1	
75	上尾市立上平中学校	○	○	—	○	○	菅谷121	上平
76	上尾市立上平北小学校	○	○	—	○	○	南287	
77	上尾市立上平小学校	○	○	—	○	○	南102	
78	上尾市立芝川小学校	○	○	—	○	○	上平中央1-8-1	
79	埼玉県立上尾かしの木特別支援学校	○	×	—	○	×	平塚1281-1	
80	平塚公園	○	○	○	—	—	平塚1212-1	
81	上平公園	○	○	○	—	—	菅谷16	
82	上尾市平塚サッカー場	○	×	—	—	—	平塚536-1	
83	町谷第一公園	○	○	—	—	—	上17-13	
84	錦町中央公園	○	○	—	—	—	錦町7-7	
85	錦町西公園	○	○	—	—	—	錦町11-1	
86	やまの下公園	○	○	—	—	—	上平中央1-3	
87	ぼうの下公園	○	○	—	—	—	上平中央1-25	
88	なかはら公園	○	○	—	—	—	上平中央2-4	
89	こうしん山公園	○	○	—	—	—	上平中央3-4-1	
90	べにばな公園	○	○	—	—	—	上平中央3-42	
91	上尾市立大谷中学校	○	○	—	○	○	向山4-10	大谷
92	上尾市立南中学校	○	×	—	○	×	大谷本郷124	
93	上尾市立西中学校	○	×	—	○	×	東今泉5-1	
94	上尾市立今泉小学校	○	○	—	○	○	今泉3-17-1	
95	上尾市立西小学校	○	○	—	○	○	今泉1-7-2	
96	上尾市立大谷小学校	○	○	—	○	○	大谷本郷528	
97	上尾市立鴨川小学校	○	×	—	○	×	西宮下4-400	
98	埼玉県立上尾南高等学校	○	×	—	○	×	中新井585	
99	聖学院大学	○	×	—	○	×	戸崎1-1	
100	上尾市民体育館	○	○	—	○	○	向山4-3-10	
101	上尾市立大谷公民館	○	○	—	○	○	大谷本郷949-1	
102	上尾市児童館こどもの城	○	○	—	○	○	今泉3-18-1	
103	埼玉県立中央高等技術専門学校	○	○	—	○	○	戸崎975	
104	ゆりが丘公園	○	○	—	—	—	向山4-15	
105	けやき公園	○	○	—	—	—	今泉1-5-1	
106	和泉公園	○	○	—	—	—	今泉1-24	

No.	施設名	指定緊急避難場所			指定避難所		所在地	地区
		地震	洪水	大規模な火事	地震	洪水		
107	こどもの城公園	○	○	—	—	—	今泉3-42	大谷
108	西宮下公園	○	○	—	—	—	西宮下4-237-1	
109	みずき公園	○	○	—	—	—	向山1-4	
110	もみじ公園	○	○	—	—	—	向山1-20	
111	ならの木公園	○	○	—	—	—	向山2-42	
112	さくら公園	○	○	—	—	—	向山3-42	
113	アスレチックパーク	○	○	—	—	—	壱丁目東4-1	
114	どんぐり公園	○	○	—	—	—	壱丁目東17-1	
115	グランドゴルフパーク	○	×	—	—	—	壱丁目南29-1	
116	モミノキ公園	○	○	—	—	—	壱丁目北4-1	
117	西上尾第一団地1街区グラウンド	○	○	—	—	—	今泉324-1	団地
118	西上尾第一団地3街区グラウンド	○	○	—	—	—	小敷谷858-2	
119	西上尾第二団地中央グラウンド	○	×	—	—	—	小敷谷77-1	
120	原市団地中央グラウンド	○	○	—	—	—	原市3336	
121	尾山台団地5街区広場	○	○	—	—	—	瓦葺2716	

【凡例】

○・・・使用可能。
×・・・使用不可。
※・・・西貝塚環境センターの工場棟6階展望室を使用。

(2) 福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地
1	特別養護老人ホーム あげぼの	上野567
2	特別養護老人ホーム 新生ホーム	平方領々家224-1
3	特別養護老人ホーム 葺きの里	瓦葺2143-2
4	特別養護老人ホーム パストーン浅間台	浅間台2-17-1
5	介護老人福祉施設 しののめ	平塚2141
6	介護老人福祉施設 ウェルハーネス上尾	向山1-14-7
7	介護老人保健施設 ハーティハイム	平方3147-3
8	介護老人保健施設 ふれあいの郷あげお	平方1915
9	介護老人保健施設 エルサ上尾	藤波3-265-1
10	介護老人保健施設 あげお愛友の里	西門前636
11	上尾市西保健センター	春日2-10-33
12	上尾市東保健センター	緑丘2-1-27
13	総合福祉センター	平塚724

No.	施設名	所在地
14	藤の郷あげお	二ツ宮897-4
15	障害者生活支援施設あげお	平塚820
16	介護老人福祉施設 上尾ほほえみの杜	畔吉1341-1
17	特別養護老人ホーム 棕の木	平塚322
18	放課後デイサービス きぼう	領家102-7
19	すみれ事業所 主たる事業所	中妻5-32-41
20	すみれ事業所 従たる事業所	本町2-6-24
21	共同生活援助事業所 すみれ第3ホーム	泉台2-17-13
22	共同生活援助事業所 すみれ第4ホーム	中妻5-31-1
23	共同生活援助事業所 すみれ第5ホーム	中妻5-31-1
24	大石事業所	藤波1-209-2
25	上平事業所	菅谷49-1
26	ふじ学園	藤波1-208
27	一の郷（あげおむら）	二ツ宮1071-3
28	労働と教育の場「雑草」	地頭方438-6
29	領家グリーンゲイブルズ	領家401-1
30	グリーンドア	緑丘2-2-11
31	プラスハート	緑丘1-3-19
32	アジュール	上野358-12

7-2 災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、埼玉県北本県土整備事務所（以下「甲」という。）が管理する上尾運動公園を、災害発生時に上尾市（以下「乙」という。）が住民の避難地として有効に使用できるようにするために、避難地及び防災施設の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(避難地)

第2条 乙が上尾運動公園内で避難地として使用する区域（以下「避難地」という。）は、別紙1のとおりとする。但し、避難地を除く区域は、埼玉県地域防災計画に位置づけた防災活動拠点のための区域とする。

(防災施設)

第3条 乙が使用する防災施設は、上尾運動公園内の別紙2に定める施設とする。

(平常時の運営)

第4条 平常時の運営等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難地及び防災施設の維持管理は、甲が行うものとする。
- (2) 甲は、防災施設の鍵、操作方法等を記載した書類など（以下「鍵等」という。）を乙に貸与するとともに、その操作方法について十分な説明を行うものとする。また、乙は貸与された鍵等は、災害時に速やかな対応が行えるよう保管場所等十分注意して管理するものとする。
- (3) 甲及び乙は、毎年1回以上現地において双方立ち会いのもと、防災施設の状況等を確認するものとする。
- (4) 甲及び乙は、互いに災害発生時の連絡先を確認するものとする。また、災害発生時の連絡先を変更した場合は、速やかに連絡するものとする。

(災害時の運営)

第5条 甲及び乙は、それぞれ協力して避難地及び防災施設を有効に活用し、防災関係機関との協力体制のもと、被害の軽減化を図るものとする。

(訓練等)

第6条 甲は、乙が防災訓練等のため避難地及び防災施設の使用を申し入れたときは、協力するものとする。

(経費負担)

第7条 避難地及び防災施設の維持管理、関連消耗品の補充等にかかる経費は甲が負担する。ただし、乙が使用した場合における消耗品の補充等や乙の過失により破損した防災施設の修繕等に係る経費は乙が負担する。

(指定管理者による維持管理等)

第8条 甲は、第4条ないし第6条に規定する甲の業務及び前条に規定する甲の経費負担を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項で規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるものとする。

(新たな施設の設置等)

第9条 甲が新たに防災施設を設置する場合、あるいは防災施設を変更する場合は、甲乙協議の上、別紙2を変更するとともに、第4条第2号に定める鍵等の貸与及び説明を行うものとする。

(協定の有効期限及び更新)

第10条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない限り、本協定は毎年更新されるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

附 則

平成9年7月22日付けで締結した「災害時における防災施設の運営に関する協定」は、本協定の締結をもって効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成20年4月1日

甲 北本市東間3丁目143番地
埼玉県北本県土整備事務所
所 長 榎 本 恵 樹

乙 上尾市本町3丁目1番1号
上尾市
上尾市長 島 村 穰

別紙1 略

別紙2

上尾運動公園防災施設一覧

施設名	内 容
耐震性貯水槽	
非常災害時用井戸、浄水装置	
非常用発電設備	
避難施設	休憩舎等
放送設備	拡声設備等
マンホールトイレ	
かまどベンチ	
自己発電型照明灯	
防災施設案内板	
防災倉庫	

7-3 避難指示についての報告

避難指示についての報告

年 月 日

様

上尾市長

避難 指示 について（報告）

当市 地区に対し 月 月 日 時 分

避難 指示 を発したので報告します。

8 消 防

8-1 埼玉県下消防相互応援協定

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資機材を必要と認める場合

2 前条に規定する県に対する報告及び前項に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項。

第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。

(2) 第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第5章 雑則

(実施細部)

第14条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長(消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあっては消防団長。)が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第16条 この協定を証するため、協定市町村等の長は記名押印の上、各1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年7月1日から効力を生ずる。
- 2 埼玉県下消防相互応援協定書(昭和60年4月1日締結)は廃止する。

川口市
市長 岡村幸四郎

蕨市
市長 頼高英雄

上尾市
市長 新井弘治

さいたま市
市長 相川宗一

(注) 鳩ヶ谷市
市長 木下達則

戸田市
市長 神保国男

(注) 鳩ヶ谷市は、平成23年10月11日 川口市と合併

8-2 現有車両配備状況

(令和6年4月1日現在)

所属	名称	車名	年式	登録日	使用年数	備考
本部	総務車	トヨタ	H25年	H25. 8. 1	10年 8ヶ月	リース (ハイブリッド)
	調査車	トヨタ	R03年	R03. 11. 30	2年 4ヶ月	
	査察指導車	トヨタ	R01年	R01. 12. 2	4年 3ヶ月	リース (ハイブリッド)
	連絡車	トヨタ	H26年	H26. 8. 1	9年 8ヶ月	リース (ハイブリッド)
	警防車	トヨタ	H26年	H26. 7. 1	9年 9ヶ月	リース
	連絡車	スズキ	H27年	H27. 2. 6	9年 1ヶ月	伊奈分署から移管
東消防署	化学消防ポンプ自動車	日野	H22年	H22. 7. 26	13年 8ヶ月	水槽1,500ℓ、薬液 500ℓ
	水槽付消防ポンプ自動車	UDトラック	H22年	H22. 9. 24	13年 6ヶ月	水槽1,500ℓ
	消防ポンプ自動車	いすゞ	R05年	R05. 4. 20	0年 11ヶ月	
	救助工作車	日野	R06年	R06. 3. 21	0年 0ヶ月	小型移動式クレーン、ウインチ
	はしご付消防自動車	日野	R02年	R02. 9. 15	3年 6ヶ月	直進式30m、伸縮水路管
	指令車	ニッサン	R05年	R05. 11. 14	0年 4ヶ月	
	高規格救急自動車	ニッサン	H31年	H31. 2. 21	5年 1ヶ月	
	非常用高規格救急自動車	トヨタ	H28年	H28. 1. 26	8年 2ヶ月	
	指揮車	トヨタ	H31年	H31. 3. 26	5年 0ヶ月	
	重機搬送車	日野	H25年	H25. 3. 15	11年 0ヶ月	3t級重機
防災指導車	トヨタ	R04年	R04. 12. 1	1年 4ヶ月	リース	
原市分署	水槽付消防ポンプ自動車	ニッサンディーゼル	H21年	H21. 12. 14	14年 3ヶ月	水槽1,300ℓ
	消防ポンプ自動車	日野	H22年	H22. 9. 1	13年 7ヶ月	水槽 600ℓ
	高規格救急自動車	トヨタ	H30年	H30. 2. 2	6年 1ヶ月	
	連絡車	トヨタ	H21年	H21. 3. 2	15年 0ヶ月	リース
上平分署	水槽付消防ポンプ自動車	ニッサンディーゼル	H22年	H22. 1. 15	14年 2ヶ月	水槽1,500ℓ
	消防ポンプ自動車	日野	H22年	H22. 9. 1	13年 7ヶ月	水槽 600ℓ
	高規格救急自動車	トヨタ	R02年	R02. 1. 9	4年 2ヶ月	
	連絡車	トヨタ	H18年	H18. 9. 1	17年 7ヶ月	リース
伊奈分署	水槽付消防ポンプ自動車	日野	H26年	H26. 12. 18	9年 3ヶ月	水槽1,700ℓ
	消防ポンプ自動車	日野	H26年	H26. 11. 26	9年 4ヶ月	水槽 600ℓ
	化学消防ポンプ自動車	日野	H24年	H24. 1. 31	12年 2ヶ月	水槽 1,300ℓ、薬液 500ℓ
	高規格救急自動車	トヨタ	R06年	R06. 2. 22	0年 1ヶ月	
	高規格救急自動車	ニッサン	R02年	R03. 1. 15	3年 2ヶ月	
	非常用高規格救急自動車	トヨタ	R06年	R06. 2. 22	0年 1ヶ月	
	連絡車	トヨタ	H31年	H31. 2. 19	5年 1ヶ月	
連絡車	ニッサン	H25年	H25. 2. 25	11年 1ヶ月		
西消防署	水槽付消防ポンプ自動車	日野	H27年	H27. 3. 6	9年 0ヶ月	水槽1,500ℓ
	消防ポンプ自動車	いすゞ	R04年	R04. 2. 1	2年 2ヶ月	
	救助工作車	UDトラック	H19年	H19. 11. 26	16年 4ヶ月	小型移動式クレーン、ウインチ
	屈折はしご付消防自動車	日野	H23年	H23. 3. 10	13年 0ヶ月	屈折式25m、伸縮水路管
	資機材搬送車	いすゞ	R05年	R05. 7. 14	0年 8ヶ月	
	高規格救急自動車	トヨタ	H28年	H28. 1. 26	8年 2ヶ月	
	指揮車	トヨタ	R06年	R06. 1. 12	0年 2ヶ月	
	指令車	ニッサン	R05年	R05. 11. 14	0年 4ヶ月	

所属	名称	車名	年式	登録日	使用年数	備考
大谷 分署	水槽付消防ポンプ自動車	日野	H30年	H30. 3. 27	6年 0ヶ月	水槽1,500ℓ
	消防ポンプ自動車	日野	H24年	H24. 6. 11	11年 9ヶ月	水槽 600ℓ
	高規格救急自動車	トヨタ	H28年	H28. 12. 20	7年 3ヶ月	
	高規格救急自動車	トヨタ	R02年	R02. 2. 4	4年 1ヶ月	
	非常用消防ポンプ自動車	日野	R05年	R05. 3. 15	1年 0ヶ月	水槽 1,500ℓ
	連絡車	トヨタ	H18年	H18. 9. 1	17年 7ヶ月	リース
平 方 分署	水槽付消防ポンプ自動車	いすゞ	R03年	R03. 1. 20	3年 2ヶ月	水槽1,500ℓ
	資機材搬送車	日野	H28年	H28. 12. 21	7年 3ヶ月	西消防署から移管
	高規格救急自動車	トヨタ	R06年	R06. 2. 22	0年 1ヶ月	
	連絡車	三菱	R04年	R05. 2. 24	1年 1ヶ月	電気自動車

8-3 消防用機材保有状況

(令和6年4月1日現在)

分類	所属別 資機材	東消防署	救助隊								合計
			原市分署	上平分署	伊奈分署	西消防署	大谷分署	平方分署			
一般救助用器具	かぎ付きはしご	4	2	1	1	2	4	2	1	1	14
	三連はしご	4	1	2	2	3	4	1	2	1	18
	金属製折りたたみはしご又はワイヤーはしご	2	2				2	2			4
	空気式救助マット	1	1				1	1			2
	救命索発射銃	1	1				1	1			2
	サーバイバースリング又は救助用縛帯	6	4	5	3	2	3	3	2	2	23
	平担架	2		1			2	1			5
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	1	1								1
	可搬ウィンチ	7	2	1	1	2	4	2	1		16
	マンホール救助器具	1	1				1	1			2
	マット型空気ジャッキ	1	1				1	1			2
	大型油圧スプレッター	1	1				1	1			2
	救助用支柱器具	1	1				1	1			2
切断用器具	油圧切断機	1	1								1
	エンジンカッター	5	2	1	1	2	3	2	2	1	15
	ガス溶断機	1	1				1	1			2
	チェーンソー	4	2	2	1	2	3	1	2	2	16
	鉄線カッター	14	6	4	3	2	8	4	2	1	34
	空気鋸	1	1				1	1			2
	大型油圧切断機	1	1				2	2			3
破壊用器具	万能斧	8	3	3	3	7	9	3	4	2	36
	ハンマー	2	2	1		4	6	1	1	1	15
	携帯コンクリート用破壊器具	2	1		1	1	1	1	1	1	7
	削岩機	1	1			1	1	1			3
	ハンマードリル	1	1			1	2	2			4
測定用器具	複合型ガス測定器	5	2	1	1	1	2	1	1	1	12
	有毒ガス検知器	2	1	1	1	1	2	1	1	1	9
	放射線測定器	4	4			4	3	3	1		12
山岳	バスケット型担架	5	3	1	1	1	4	2	1	1	14
検索	簡易画像探索機						1	1			1

分類	所属別 資機材	東消防署	救助隊					西消防署	救助隊	大谷分署	平方分署	合計
			原市分署	上平分署	伊奈分署	救助隊						
呼吸保護用器具	空気呼吸器	15	6	7	7	10	14	7	8	4	65	
	酸素呼吸器	5	5				5	5			10	
	簡易呼吸器	2	2				2	2			4	
	防塵マスク	15	15				15	15			30	
	送排風機	2	1				2	2			4	
隊員保護用器具	耐電手袋	5	5	1	1	1	5	5	1	1	15	
	耐電衣	5	5				5	5			10	
	耐電ズボン	5	5				5	5			10	
	耐電長靴	5	5	1	1	1	5	5	1	1	15	
	防塵メガネ	35	35	5	5	6	10	10	8	10	79	
	携帯警報機	15	6	7	7	10	14	7	8	4	65	
	防毒マスク	15	15			13	10	10	3		41	
	化学防護服(陽圧式化学防護服を除く)	38	15	3	3	3	38	15	3	3	91	
	陽圧式化学防護服	7	7				6	6			13	
	耐熱服	2								2	4	
	放射線防護服	5	5				2	2		3	10	
除染	除染シャワー	2	2			1	1	1			4	
	除染剤散布器	2	2				2	2		2	6	
水難救助用器具	救命胴衣	20	20	9	5	8	28	28	4	19	93	
	救命浮環	5	5	2	1	5	5	5	1	2	21	
	浮標	1	1				2	2		3	6	
	救命ボート					1	1	1		2	4	
	船外機						2	2		2	4	
救助器具	地中音響探知機	1	1								1	
	熱画像直視装置	2	1			1	2	1		1	6	
その他の救助用器具	投光器	6	3	2	2	7	5	3	2	1	25	
	携帯投光器	9	5	3	2	2	4	3	2	1	23	
	携帯拡声器	11	6	4	3	3	5	2	2	3	31	
	携帯無線機	10	3	5	5	8	7	2	4	3	42	
	応急処置セット	3	1	2	2	1	3	1	2	1	14	
	車両用移動器具	1	1					1	1		2	
	緩降機	2	2				2	2			4	
	ロープ登降機	5	5				1	1			6	
	発電機	12	5	3	2	7	12	4	3	2	41	

8-4 上尾市消防水利

上尾市消防水利 (令和6年4月1日現在)

市町・地区 施設		上尾市							伊奈町	合計	
		上尾	平方	原市	大石	上平	大谷	計			
総計		1,017	251	533	869	560	556	3,786	833	4,619	
消火栓		540	173	318	553	368	354	2,306	538	2,844	
防火水槽		469	74	209	311	188	195	1,446	289	1,735	
内 訳	公 設	20m ³ 級	54	24	37	61	47	44	267	88	355
		40m ³ 級	27	9	24	38	18	16	132	23	155
		60m ³ 級	3	0	1	0	0	1	5	0	5
		80m ³ 級	0	1	0	0	0	0	1	0	1
		100m ³ 級	5	1	0	4	2	2	14	6	20
		計	89	35	62	103	67	63	419	117	536
	私 設	20m ³ 級	238	18	111	151	80	82	680	79	759
		40m ³ 級	111	19	30	52	37	31	280	61	341
		60m ³ 級	20	2	6	2	2	2	34	22	56
		80m ³ 級	6	0	0	1	2	2	11	4	15
		100m ³ 級	5	0	0	2	0	15	22	6	28
		計	380	39	147	208	121	132	1,027	172	1,199
プール		8	4	6	5	4	7	34	6	40	

8-5 市内危険物施設の状況

施設区分		施設数	地区別					
			上尾	大石	大谷	上平	原市	平方
製造所		5	1	2	2	0	0	0
貯蔵所	屋内	70	8	9	16	21	13	3
	屋外タンク	8	1	3	2	2	0	0
	屋内タンク	0	0	0	0	0	0	0
	地下タンク	45	12	9	12	6	1	5
	簡易タンク	0	0	0	0	0	0	0
	移動タンク	26	4	19	1	2	0	0
	屋外	6	1	1	2	2	0	0
取扱所	給油	35	9	11	5	6	1	3
	第1種販売	0	0	0	0	0	0	0
	第2種販売	0	0	0	0	0	0	0
	移送	0	0	0	0	0	0	0
	一般	38	15	5	6	8	4	0
合計		233	51	59	46	47	19	11

(消防年報令和6年度刊行から)

9 医療

9-1 医療機関一覧（上尾市医師会）

No.	名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号
1	上尾アーバンクリニック	内・呼・循・消・糖・アレ	緑丘3-5-28 シンワ緑丘ビル1F	778-1929
2	葵ウィメンズクリニック	産婦	耆丁目東14-5	781-1188
3	上尾胃腸科外科医院	消・内・外	上町2-13-3	771-6553
4	上尾かみクリニック	耳鼻・内	上848-7	777-6600
5	上尾キッズクリニック	小児	耆丁目北25-2	780-7050
6	上尾こいけ眼科	眼	富士見2-20-36	782-7001
7	あげお在宅医療クリニック	消・外・内	上20-8	783-5801
8	上尾女性クリニック	婦・乳腺外科・内・泌尿	仲町1-1-14	729-8803
9	上尾高沢クリニック	精・神内	宮本町9-4	777-5501
10	あげお第一診療所	内・小児	西上尾第一団地2-38-102	726-2765
11	上尾中央総合病院	内・循内・消内・神内・糖・腎・血・呼・感染症・腫・緩和・心内・小児・産婦・外・整・脳外・心血外・消外・乳外・呼外・気管食道・肛・内視・泌尿・耳鼻・頭頸・眼・形・美・皮・麻酔・救急・放射線・病理・臨床・リハ・歯外	柏座1-10-10	773-1111
12	上尾中央第二病院	内・循内・神内・糖・リハ・ホスピス	地頭方421-1	781-1101
13	上尾内科循環器科	循・内	平方4138	781-9122
14	上尾なかよしクリニック	小児・内	上町二丁目2-23 三和ビル3階	783-2043
15	上尾脳神経外科クリニック	脳外・神内・内・外・麻	本町1-3-16	776-8800
16	上尾の森診療所	精・心内	中分1-174-2	725-0378
17	上尾ハートクリニック	内・歯	春日1-4-22	内 871-7348 歯 871-7398
18	あげお東口内科	内・循内・内分泌・糖・泌尿・訪問	宮本町2-1 アリコベール上尾サロン館1階	771-3322
19	上尾ふじなみ診療所	精・外・形外・脳外・内・皮・リハ	藤波3-303-2	787-7722
20	上尾二ツ宮クリニック	内・整・皮・リハ	二ツ宮954-1	773-4994
21	上尾ふれあいクリニック	整・内・リハ・小児・眼	平方4277-5	726-0435
22	あげお本町クリニック	消内・内・外	本町6-12-33	871-5730
23	上尾メンタルクリニック	精・心内・精経・漢方	上町1-1-15 市川ビル6階	788-1522

No.	名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号
24	鯉坂医院	整・内・リハ	平方2685	725-2029
25	有馬整形外科	整・リハ	春日2-24-1 春日クリニックモール	777-5700
26	池田医院	小児・内・眼	本町3-8-15	771-0227
27	石橋内科クリニック	内・神内・呼・循・消・腎・糖・皮・アレ・小児	中分1-1-6	783-1484
28	伊藤内科医院	内・循・小児・アレ	上1572-1	771-1470
29	今村整形外科・外科	整・消・外・リハ・リウ	栄町1-14	774-8331
30	牛山医院	内・糖内・循内・脂質内 分泌	上野230-1	871-6767
31	江口医院	内・循・泌	須ヶ谷1-76-5	772-3772
32	榎本医院	内・呼・小児	中分1-28-7	725-1651
33	榎本クリニック	肝・内・小児・外・皮	緑丘1-9-5	771-1610
34	江原医院	神内・脳外・内・皮	上1148-2	773-8686
35	おおたけ眼科上尾医院	眼	壺丁目北29-14 アリオ 上尾2F	729-6257
36	大森敏秀胃腸科クリニック	胃	柏座2-8-2 柏葉ビル	778-4567
37	おが・おおぐし眼科	眼	緑丘1-6-1	776-7445
38	かしの木内科小児科クリニック	内・呼内・循内・消内・腎内・神内・糖・血液内科・皮・アレ・感染症・小児・リハ	上尾村453-7	770-2211
39	かすが耳鼻咽喉科医院	耳	春日1-36-35	777-3051
40	かとう泌尿器科クリニック	泌	中分1-27-9	782-1188
41	上平内科クリニック	内・消・肝内	春日2-24-1 春日クリニックモール	778-0070
42	上平ファミリークリニック	内・外・消内・肛・小児・乳	菅谷266-3	778-2332
43	かるがも上尾クリニック	内・小児・アレ・麻酔	愛宕3-8-1 イオンモール上尾2F 2023	782-8287
44	かわかみこどもクリニック	小児・アレ	藤波3-188	789-3110
45	かわむらハートクリニック	内・循内	柏座2-4-33 武蔵野アネックスビル2階	770-1670
46	眼科サンアイ上尾医院	眼	宮本町4-18	772-0031
47	北上尾クリニック	内・消・アレ	上144-2	779-2111
48	きたあげお耳鼻咽喉科クリニック	耳	久保18-10	871-5768
49	健康管理センターAgeo・town クリニック	耳	宮本町3-2 エージオタウン2階	777-2511
50	こいずみクリニック	内・消・小児	小泉2-7-19	780-6665
51	こぐち内科呼吸器クリニック	内・呼内・アレ	壺丁目東37-10	781-5911
52	こしきや内科リウマチ科 クリニック	内・リウ・アレ	小敷谷39-1	782-4861
53	こしの眼科クリニック	眼	原市中3-1-8	872-7772
54	小松眼科	眼	谷津2-1-50-1	779-0505
55	小山内科医院	内・消内	向山1-60-12	783-1122
56	埼玉県総合リハビリテーション センター	整・リハ・神内・神精・循内・泌・歯科・麻酔	西貝塚148-1	781-2222
57	さいとうハートクリニック	内・循内	春日1-45-6	779-3851

No.	名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号
58	佐川医院	内・小児	春日1-45-13	773-8600
59	三和クリニック	内・消内・肝内	上町2-2-23 三和ビル2階	777-3080
60	しばさき内科クリニック	内・呼・アレ・小児	原市2381-3	721-0510
61	清水内科医院	内・小児	瓦葺2670	721-5881
62	沼南ハートクリニック	内・循内	原市2251-1	884-8781
63	たかのこどもクリニック	小児・アレ	緑丘3-4-27	776-8181
64	武重外科・整形外科	整・外・皮・泌・形	上282-1	775-0001
65	たまき整形外科内科	整・内	上尾下973-23	775-1433
66	中妻クリニック	内・外	中妻5-12-5	770-0722
67	ナラヤマレディースクリニック	産・婦	本町1-1-7	771-0002
68	西上尾第二団地診療所	内・リウ・小児	西上尾第二団地 3-1-101小敷谷77-1-3-1-101	725-2367
69	西村ハートクリニック	内・循・呼・神内・腎内	宮本町3-2 Ageo-town2階	778-2526
70	はら内科クリニック	内・循	愛宕1-28-18	771-0008
71	ひらしま産婦人科	産・婦・小児・皮	原市1464	722-1103
72	深野医院	整・リハ・内・小児	上町1-2-32	771-0036
73	福島医院	内・消・外	愛宕2-18-25	775-3111
74	藤塚医院	皮	仲町1-2-3	771-0010
75	藤村病院	外・消外・呼外・内視・肛外・気管食道外・乳外・内・循内・神内・漢方内科・整外・脳外・皮・泌尿・耳鼻・麻酔・ペインクリニック・リハ	仲町1-8-33	776-1111
76	前田内科医院	内・消・小児	本町4-9-14	774-5110
77	松沢医院	内・小児・皮・アレ・リハ	西宮下4-335-1	776-0555
78	まつもと糖尿病クリニック	糖内	柏座2-4-28	775-2222
79	松本内科医院	内・循・糖・小児	浅間台3-29-16	775-6351
80	三浦皮膚科	皮	原新町15-13	775-0000
81	幹クリニック	内・放・麻酔・緩和	上平中央1-19-10	774-4877
82	みどり皮膚科クリニック	皮	春日2-24-1 春日クリニックモール	778-0678
83	武蔵野病院	心内・精・老年精神	栄町15-32	771-4686
84	村田内科胃腸科医院	内・消内	浅間台4-3-6	773-0223
85	山口クリニック	内・整・リウ・リハ	向山2-8-12	726-3309
86	山中内科クリニック	内	川3-1-4	783-1151
87	よこづか眼科	眼	久保457-8	779-2300
88	吉岡医院	内・循・外・リハ	原市431-3	720-7100
89	わたなベクリニック	内・消内・循内・糖内・アレ・リハ	原市2387-2	724-0611

9-2 トリアージタグ

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 時 分 AM PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

特記事項 (裏面)

トリアージ実施場所	トリアージ区分 O I II III
トリアージ実施機関	医師 救急救命士 その他
症状・傷病名	
特記事項	

1 枚目「災害現場用」

2 枚目「輸送機関用」

3 枚目「収容医療機関用」

(タグ製作主体の裁量部分)

0 不 治 療 群 (黒)
I 最 優 先 治 療 群 (赤)
II 非 緊 急 治 療 群 (黄)
III 軽 処 置 群 (緑)

10 社会福祉施設

10-1 福祉施設一覧

1 老人福祉施設

(1) 養護老人ホーム【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	養護老人ホーム恵和園	領家371-1	725-2221

(2) 介護老人福祉施設【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホームあけぼの	上野567	726-6514
2	特別養護老人ホーム新生ホーム	平方領々家224-1	726-3100
3	特別養護老人ホーム葺きの里	瓦葺2143-2	720-2288
4	特別養護老人ホームパストーン浅間台	浅間台2-17-1	777-1001
5	介護老人福祉施設しのめ	平塚2141	778-5566
6	介護老人福祉施設ウエルハーネス上尾	向山1-14-7	782-0575
7	特別養護老人ホーム上尾ほほえみの杜	畔吉1341-1	780-1771
8	特別養護老人ホーム棕の木	平塚322	856-9901
9	特別養護老人ホームご福あげお	平方505	783-2581
10	特別養護老人ホーム四季の郷上尾	中新井333-2	783-2581

(3) 介護老人保健施設【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設ハーティハイム	平方3147-3	726-8000
2	介護老人保健施設ふれあいの郷あげお	平方1915	780-6600
3	介護老人保健施設エルサ上尾	藤波3-265-1	787-8686
4	老人保健施設あげお愛友の里	西門前636	772-7711

(4) グループホーム【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	ケアサポートあげお	原市1274-1	720-7530
2	愛の家グループホーム上尾原市	原市230-1	720-1500
3	グループホームみんなの家 上尾瓦葺	瓦葺2684-1	720-1671
4	グループホーム楽しいわが家	中妻2-13-8	778-2727
5	藤の郷あげお	二ッ宮897-4	793-5751
6	グループホームのどか	須ヶ谷1-79-1	782-9010
7	グループホーム上尾	地頭方431-1	782-0050
8	グループホームのぞみ	小敷谷716-1	871-7626

No.	施設名	所在地	電話番号
9	グループホーム和み上尾	上830	788-2741
10	愛の家グループホーム上尾本町	本町5-9-23	770-0020
11	けあビジョンホーム上尾	平方1293-4	783-0700
12	南上尾グループホームそよ風	東町1-8-7	778-0505

(5) ケアハウス【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	桃寿苑	原新町27-1	775-1101
2	ケアハウス あげぼの	上野567	726-5565
3	ケアハウス アットホーム夢の郷	小敷谷958-45	725-0354

(6) 特定施設生活介護（混合型有料老人ホーム）【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	らぼーる上尾	地頭方422	780-1065
2	あんしんホーム上尾	上尾下716-1	776-9501
3	家族の家ひまわり上尾	富士見1-6-24	779-2828
4	あずみ苑グランデ花咲の丘	原市228-1	724-3421
5	ロイヤルレジデンス上尾	五番町2-1	048-720-7800
6	ロイヤルレジデンス上平公園	上尾村1399-1	048-782-8905

(7) 特定施設生活介護（住宅型有料老人ホーム）【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	さくらの郷 泉台	泉台3-21-3	789-2333
2	有料老人ホームフルール上尾	今泉208-1	788-1765

(8) 小規模多機能型居宅介護【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	藤の郷 あげお	二ッ宮897-4	793-5751
2	多機能ホームのぞみ	小敷谷716-1	871-7626
3	小規模多機能 和み 上尾	上830	788-2742
4	多機能ホームたんどん	西門前550-2	778-9445

(9) 老人福祉センター【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	上尾市老人福祉センター ことぶき荘	平塚724	776-2265

2 障害者関係施設

(1) 障害者就労支援センター【所管課：障害福祉課】[314]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	上尾市障害者就労支援センター	柏座1-1-15 プラザ館5階	767-8991

(2) 地域活動支援センター【所管課：障害福祉課】[315]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	ふれあいハウス	平塚724	776-2235
2	あけぼの	上野567	726-8612
3	杜の家	緑丘2-2-11	778-3531

(3) 児童発達支援センター【所管課：発達支援相談センター】[315]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	発達支援相談センター	壺丁目東22-1	725-3373
2	つくし学園	壺丁目東22-1	725-6830

(4) 障害者福祉サービス事業所【所管課：障害福祉課】[316]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	労働と教育の場「雑草」	地頭方438-6	726-5720
2	ぶちとまと	上911-3	770-0808
3	上平事業所	菅谷49-1	777-2611
4	ふじ学園	藤波1-208	783-4483
5	大石事業所	藤波1-209-2	782-4177
6	すみれ事業所	中妻5-32-41	777-6031
7	プラスハート	緑丘1-3-19	772-3522
8	グリーンドア	緑丘二丁目2-11	778-3532
9	グローブ	上尾村543-2	779-3621
10	ピュア・スマイル	中新井361-3	780-2385
11	上尾市障害福祉サービス事業所 かしの木園	平塚724	776-2260
12	多夢向	向山3-51-14	780-7881
13	さいか上尾	上1761-1	782-7618
14	生活介護とさき	大字戸崎384-1	782-9596
15	アッコルト	藤波2-223	786-5111
16	第2ぶちとまと	南字原山13-3	788-2692
17	リノ	仲町1-7-27	777-0300
18	チャオ上尾	上町1-5-5 青木ビル3階	788-5511
19	こぼん・あらぐさ	富士見2-15-1	788-2340
20	らぼーるびれっじ	瓦葺2716尾山台団地4-5-108・109	748-5243
21	てんとうむし上尾	大谷本郷719-1	783-4728
22	はっぴーホームHana	菅谷3-8-2	773-5002
23	領家グリーンゲイブルズ	大字領家401-1	729-8264
24	てんとうむし上尾駅前	谷津2-1-37 ミキビル3F	788-4770

No.	施設名	所在地	電話番号
25	アジール	上野358-12	729-8422
26	就労継続支援B型事業所 アンビシャス	大字大谷本郷443-1	780-7149
27	アシストワーク あおぞら	愛宕1-16-14	771-0059
28	ウーリー上尾	愛宕1-16-13 ルミエール上尾601号	671-3708

(5) 障害者支援施設【所管課：障害福祉課】 [318]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	埼玉県総合リハビリテーションセンター	西貝塚148-1	781-2222
2	(福)埼玉県社会福祉事業団あげお	平塚820	771-0537

(6) 生活ホーム【所管課：障害福祉課】 [319]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	生活ホーム上尾	中妻5-32-32	773-5294

(7) グループホーム・ケアホーム【所管課：障害福祉課】 [320]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	第1クローバーハウス	領家114-4	726-3997
2	第2クローバーハウス	中新井748-1	726-3997
3	第3クローバーハウス	上野字東中358番13	726-3997
4	グループホーム あげお	二ツ宮1091	778-2231
5	グループホーム ひらつか	平塚1589-5	778-2231
6	グループホーム ふたつみや	平塚1589-3	778-2231
7	楡の木	西門前368-3	090-8023-8675
8	楓の木A	緑丘5-1-16 グリーンヒルA棟 101・201・202	090-8023-8675
9	楓の木B	緑丘5-1-17 グリーンヒルB棟 101・201・202	090-8023-8675
10	柏の木	柏座1-3-9	090-8023-8675
11	とまとの家・南	南530-7	770-0808
12	すみれホーム	泉台2-17-1	787-4019
13	第二すみれホーム	泉台1丁目10-19	787-4019
14	第三すみれホーム	泉台2丁目17-13	787-4019
15	第四すみれホーム	中妻5丁目31番1	787-4019
16	第五すみれホーム	中妻5丁目31番1	787-4019
17	第六すみれホーム	泉台2丁目17番12	787-4019
18	みなみまえ A棟	南47番1	773-3370
19	みなみまえ B棟	南47番1	773-3370
20	たかみだい A棟	須ヶ谷3-35-1	773-3370
21	たかみだい B棟	須ヶ谷3-35-1	773-3370
22	てんじんA棟	藤波2-145-1	773-3370
23	てんじんB棟	藤波2-145-1	773-3370

No.	施設名	所在地	電話番号
24	ふじなみ	藤波2-169-2	773-3370
25	だいやま	藤波2-169-3	773-3370
26	フレンズ	平塚1丁目172-1	773-3370
27	あげおむら	二ツ宮1071番3	773-3370
28	グループホームとさき	戸崎385-1	726-7677
29	グループホームくるみ	平塚322-2	871-8356
30	ソーシャルインクルーホーム 上尾平塚Ⅰ	平塚荒井1629番地3,4	783-3903
31	ソーシャルインクルーホーム 上尾平塚Ⅱ	平塚荒井1629番地3,4	783-3903
32	障害者グループホームみらい	東町1-14-25	03-5244-4479
33	障害者グループホームみらい2号館	小泉9丁目14番12号	03-5244-4479
34	グループホームHana	須ヶ谷1-87-1	795-8888
35	グループホームごらく丸山	原市1282-21	876-8337
36	グループホームごらく上尾井戸木	井戸木2丁目16-5	876-8337
37	グループホームごらく北上尾	緑丘3丁目4-39	876-8337
38	グループホームごらく上尾瓦葺	瓦葺2414-6	876-8337
39	ぐりんの家 グループホーム	上1041番地13	09012517522
40	グループホームかがやき	井戸木三丁目1番地4	871-7067
41	グループホームささや	上1711-1 上尾上店舗2階	770-0440
42	Beesグループホーム上尾浅間台	浅間台1丁目21番地21	662-9182

(8) 障害児通所支援事業所【所管課：障害福祉課】[321]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	放課後デイサービス つくし	東町1丁目9番地2 晴雲ハイツ 103号	729-6696
2	児童デイサービス あげは	平方744-1	780-1555
3	アッコルト	藤波二丁目223番地	786-5111
4	にじのそら	菅谷1-99 大塚第一ビル101	783-5603
5	放課後等デイサービスCOLORS 上尾中央店	春日1丁目22-11	783-5090
6	こどもデイ ごらくキッズ 上尾校	上尾下990-3	788-1238
7	児童デイサービス 太陽上尾	上町二丁目1-30	788-1811
8	にこ 藤波教室	藤波三丁目308番地1	699-1415
9	ハッピーテラス上尾教室	柏座二丁目2-23 成和ビル2階	782-5900
10	放課後デイサービス きぼう	領家102-7	856-9323
11	放課後等デイサービス楽しいわが家 あげお	小敷谷854-1 1階	726-7721
12	児童デイサービス たんぼぼ 上尾中央店	愛宕1-10-10 マンション・レヴ オール109	783-4084
13	放課後等児童デイサービス バナナキッズ	平塚1281番地1 埼玉県立上尾かしの木特別支援 学校かしの木会館2階	777-3030

No.	施設名	所在地	電話番号
14	いろ縁びつ にじいろ	日の出3-4-21	782-8944
15	放課後等デイサービスおともだち 愛宕	愛宕一丁目16番地13 ルミエール上尾201号室	788-1733
16	わくわくハウス あげお校	春日1-4-16 エペ1F-A号室	780-2406
17	総合発達支援デイサービス すみれ	原市11-19	796-8012
18	ハッピーテラス上尾駅前通り	柏座2丁目5番10号 橋本ビル2階201-202号室	657-8333
19	TAK 上尾原市	原市3743-2	627-8356
20	放課後等デイサービスEVOLVE	本町3-3-3	871-6183
21	放課後等デイサービス くるみ	大字平塚322番地2	871-8356
22	放課後等デイサービスHana	菅谷三丁目133番地1	777-1002
23	コペルプラス 上尾教室	宮本町15番1号 愛和ビル1階	783-2026
24	ときめきスクールありがとうあげお	泉台2-6-21 ライフビル1階	729-7270
25	共生型放課後等デイサービス はッピーホームHana	菅谷三丁目8番地2	777-1002
26	放課後等デイサービスアンジュ	上尾村578-10	774-1817
27	放課後等デイサービスHana すかや	須ヶ谷一丁目87番地1	795-8888
28	わくわくハウス 上尾平塚校	平塚2400-1	657-8828
29	児童デイサービス ほがらか 上尾	原市1037-33	708-1761
30	重症心身障がい児支援施設 ひこうき 雲	中妻一丁目2番4号	779-3123
31	アジール	上野358-12	729-8565
32	サンFC上尾	富士見2-20-25 まつやビル3階	080-37286616
33	サンFC上尾セグンド	浅間台1-16-4 リオ北上尾1階	778-9661

(9) 障害者生活支援センター【所管課：障害福祉課】[322]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	障害者生活支援センターあげお	平塚820	771-0576
2	障害者生活支援センター杜の家	緑丘2-2-11	778-3531
3	障害者生活支援センターあらぐさ	地頭方438-6	726-5862
4	障害者生活支援センターみのり	藤波1-208	729-6167

3 児童福祉施設

(1) 児童養護施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	若竹ホーム	小敷谷335	781-7323

(2) 児童館【所管課：青少年課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	児童館アッピーランド	本町6-11-25	779-7030
2	児童館こどもの城	今泉3-18-1	783-0888

(3) 保育所（公立）【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	上尾保育所	本町4-13-1	771-1556
2	原市保育所	原市3241	721-0519
3	大谷西保育所	壺丁目東22-1	725-1200
4	上尾西保育所	春日2-20-3	772-3544
5	あたご保育所	愛宕2-23-22	774-8079
6	かわらぶき保育所	瓦葺2248	721-5858
7	大谷保育所	西宮下4-380-3	775-2550
8	小敷谷保育所	小敷谷723-1	726-2698
9	原市南保育所	原市4166	722-3808
10	緑丘保育所	緑丘2-3-19	773-9865
11	上平保育所	西門前498-1	775-7047
12	畔吉保育所	畔吉1319-1	725-5400

(4) 保育所（私立）【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	さつき保育園	菅谷43-1	775-8676
2	保育園アミ・クレイシュ	浅間台1-18-30	777-0234
3	白ばら学園こどもの家	小敷谷1027-28	780-7222
4	向山保育園	向山4-3-21	725-3350
5	こどもの園 プラムハウス本園	西宮下1-16-1	776-6771
6	こどもの園 プラムハウス分園	西宮下2-23-3	782-7900
7	ゆうゆうくじら保育園	原市3870-1	721-3781
8	カオルキッズランド中妻園	中妻5-28-1	779-2258
9	ころぼっくる保育園	小泉5-7-4	771-2701
10	ゆうゆうくじら第2保育園	原市4004-1	722-6111
11	ころぼっくる第二保育園	上野567	783-1010
12	白ばら学園第2こどもの家	小泉1-8-22	782-5262
13	ヴィラ・アミクレイシュ	平塚789-1	771-3330
14	スターファーム保育園	今泉3-11-15	782-8793
15	Gakkenほいくえん北上尾	原新町4-2	778-1885
16	しののめキッズパーク保育園	壺丁目南17-8	725-0415
17	プリスクレール デイズ アンジェ	緑丘3-3-11-2 PAPAショッピング アヴェニュープリンセス棟2F	871-7001
18	みつばちBunBun保育園	大谷本郷824-5	782-9100
19	上尾たいよう保育園	瓦葺1951-1	792-0866
20	北上尾たいよう保育園	上平中央2-18-8	770-0777
21	うぐす保育園上尾春日	春日1-21-7	770-0880
22	保育園ナチュラル上尾本町園	本町6-12-21	729-8813
23	みずほ保育園上尾富士見	富士見1-6-27	776-3240
24	みんないっしょのいっぽ保育園	上尾下859-1	871-5611

No.	施設名	所在地	電話番号
25	親愛浅間台保育園	浅間台4-2-5	729-7305
26	上尾クマさん保育園	上町1-3-16	777-1700
27	みずほ保育園北上尾	久保331-1	774-3240

(5) 小規模保育施設【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	エンゼル愛児園	向山4-6-18	725-0137
2	ぽっぽの家保育園	仲町2-2-15	773-9431
3	ろんぱーるーむ	柏座2-4-28 エリア赤熊2階	776-5786
4	きらきら夢ランド上尾園	仲町2-13-19	773-5834
5	あおぞら保育園	上尾下888	775-0403
6	かたくり保育園	小泉5-29-3	774-5926
7	バンビーナ上尾園	上町1-4-19 安藤ビル1階	776-2110
8	バンビーナ北上尾園	原新町15-1 エースビル1階	774-0211
9	ナーサリーdeアンジェ北上尾	浅間台1-7-6 ビッグサドービル1階	782-7357
10	自然食保育室むくの森	仲町1-7-27 アークエムビル1階	777-5155
11	すくすくの杜アリオ上尾園	壺丁目北29-14 アリオ上尾1階	726-7007
12	ナーサリーdeアンジェ上尾	柏座1-8-22-20 1階	788-3803
13	ナーサリーdeアンジェ浅間台幼稚園	弁財2-5-3 浅間台幼稚園内	778-7483
14	上尾なのはな保育園	宮本町10-1 森ビル1階	787-0970
15	上尾すずらん保育園	原市北1-1-5	878-9571
16	みんないっしょのいっぽ西保育園	中妻4-1-11	770-1101
17	上尾なのはな第2保育園	愛宕1-29-18 2階	787-0970
18	親愛上尾保育園	小泉1-21-13	788-2859
19	うぐす保育園上尾原市	原市4276-2	720-0880
20	親愛上尾第2保育園	緑丘1-1-35 1階	782-7621
21	上尾駅前クマさん保育園	宮本町3-2 A-Geoタウン104	662-9825
22	保育園キッズ・マリーナ北上尾園	浅間台2-1-27	776-3003
23	スクルドエンジェル保育園二ツ宮園	二ツ宮824-1	856-9512
24	こっとり保育園	向山1-55-6	788-5991
25	保育ルームぞうさんのいえ上尾駅前	宮本町3-2 A-Geoタウン205	788-5965

(6) 事業所内保育事業所【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	埼玉ヤクルト保育園北上尾もぐもぐ保育ルーム	中妻1-14-9	780-2981

(7) 認定こども園【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	つつみの森認定こども園	上22-5	770-1500
2	つつじが丘認定こども園	上野1053-1	725-2622
3	認定こども園泉の森	平方4220-1	783-7001

4	原市文化認定こども園	瓦葺1032	721-1465
5	認定こども園西上尾しらぎく幼稚園	今泉2-23-14	725-2227

(8) 学童保育所【所管課：青少年課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	尾山台学童保育所	瓦葺510 尾山台小学校内	721-5716
2	瓦葺小学童保育所	瓦葺2260 瓦葺小学校内	722-4025
3	原市学童保育所	原市3508-1 原市小学校内	722-2379
4	原市第二学童にこにこクラブ		721-5557
5	原市第三学童保育所		
6	原市南学童保育所	原市3990 原市南小学校内	722-2524
7	原市南第二学童保育所	原市4012-1	614-2776
8	芝川学童保育所	上平中央1-8-8 芝川小学校内	775-3613
9	芝川第二学童保育所	錦町18-1	774-6964
10	芝川第三学童保育所	上平中央一丁目27-11	612-6516
11	今泉小学童保育所	今泉3-17-1 今泉小学校内	781-3726
12	平方東学童保育所	平方4294-1	726-1229
13	富士見小学童保育所	柏座4-3-8 富士見小学校内	774-3904
14	富士見小第二学童保育所	柏座2-2-22 高橋ビル1F	774-8180
15	富士見小第三学童保育所	柏座2-13-10	778-7100
16	上尾小学童保育所	仲町1-11-46 上尾小学校内	773-6847
17	上尾小第二学童保育所	仲町1-7-27 アークエムビル1F-C	775-0005
18	上尾小第三学童保育所	仲町1-7-27 アークエムビル3F-A	612-1041
19	大石学童保育所	小泉9-28-3 大石小学校内	725-3313
20	大石第二学童保育所	中分2-107	725-6683
21	大石第三学童保育所	中分1-7-9	781-2828
22	東小学童保育所	上尾村1171-2 東小学校内	774-3845
23	東小第二学童保育所	上尾村496	773-8207
24	鴨川小学童保育所	西宮下4-400 鴨川小学校内	774-2342
25	鴨川小第二学童保育所	西宮下1-9 Jミノリスタ2階	614-2588
26	中央小学童保育所	上町1-15-4 中央小学校内	774-4065
27	中央小第二学童保育所	上町1-12-25	772-7570
28	大石南小学童保育所	畔吉1333 大石南小学校内	781-7532
29	上平北学童保育所	久保414-3	773-7388
30	平方小学童保育所	平方1346-1 平方小学校内	725-3133
31	大谷学童保育所	大谷本郷631-1	725-5798
32	大谷第二学童保育所	向山2-17-3 日建シェトワNo.2 101	726-7510
33	大谷第三学童保育所	大谷本郷314-2	725-2740
34	大石北小学童保育所	井戸木4-23 大石北小学校内	775-8018

No.	施設名	所在地	電話番号
35	大石北小第二学童保育所	泉台2-6-21 泉台ライフビル 2F, 3F	773-9326
36	上平小学童保育所	南102 上平小学校内	776-0706
37	東町小学童保育所	東町3-1947 東町小学校内	771-2299
38	東町小第二学童保育所	東町3-1588-2	772-0598
39	平方北小学童保育所	平方3657 平方北小学校内	726-9255
40	西小なかよし児童クラブ	今泉1-7-2 西小学校内	783-0261

10-2 幼稚園一覧

(1) 私立【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	上尾幼稚園	上尾市仲町2-1-14	771-0703
2	上尾富士見幼稚園	上尾市富士見2-3-33	775-0517
3	上尾みずほ幼稚園	上尾市大字原市50-3	721-0210
4	尾山台幼稚園	上尾市大字瓦葺2716	721-0468
5	上尾寿幼稚園	上尾市大字上1521	772-2200
6	花園幼稚園	上尾市中妻2-13-2	771-7050
7	上尾みどりが丘幼稚園	上尾市緑丘4-13-13	772-3727
8	上尾いずみ幼稚園	上尾市大字堤崎356-1	726-2476
9	妙巖寺幼稚園	上尾市大字原市977-2	721-0188
10	星野学園幼稚園	上尾市大字小敷谷大久保858-2	725-1302
11	浅間台幼稚園	上尾市弁財2-5-3	774-1046
12	双葉台幼稚園	上尾市今泉2-1-8	781-4502
13	上尾寿第二幼稚園	上尾市二ツ宮1087	772-1100
14	カオル幼稚園	上尾市藤波4-125	786-8864
15	みやした幼稚園	上尾市西宮下1-68	775-3556
16	ひかわ幼稚園	上尾市二ツ宮864	771-0744

(2) 認定こども園【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	つつみの森認定こども園	上22-5	770-1500
2	つつじが丘認定こども園	上野1053-1	725-2622
3	認定こども園泉の森	平方4220-1	783-7001
4	原市文化認定こども園	瓦葺1032	721-1465
5	認定こども園西上尾しらぎく幼稚園	今泉2-23-14	725-2227

11 給排水

11-1 上水道施設一覧

【所管課：水道施設課】

No.	施設名	責任者	施設能力	配水池許容量(数)	最低確保水量
1	西部浄水場	市長	3,000m ³ /日	4,500m ³ (2池)	- m ³
2	北部浄水場		39,520m ³ /日	16,000m ³ (2池)	5,000m ³
3	東部浄水場		59,280m ³ /日	32,000m ³ (4池)	10,000m ³
合計			101,800m ³ /日	52,500m ³ (8池)	15,000m ³

11-2 耐震貯水槽施設一覧

No.	所在地	目 標	設置	容量(m ³)	備考
1	宮本町2	アリコベール上尾サロン館南側	市	100	
2	宮本町1	アリコベールデパート館北東角	市	100	
3	柏座3-1	パーク上尾西方公園内	市	100	
4	浅間台3-35	浅間台大公園内北西側	市	100	
5	向山4-15	上尾市市民体育館西側、ゆりが丘公園内	市	100	
6	平塚1281先	平塚公園駐車場内	市	100	
7	向山2-42	大谷中学校南方、ならの木公園内	市	100	循環式
8	小泉8-1	小泉水川山公園	市	100	循環式
9	菅谷71	上平公園北側駐車場	市	100	循環式
10	愛宕1-16-10	オクタビアヒル(注:防火水槽ではない)	市	100	循環式
11	愛宕3-28	上尾運動公園北駐車場南側(注:防火水槽ではない)	県	100	
12	日の出2丁目	さいたま水上公園正門西側(注:防火水槽ではない)	県	100	
13	愛宕3-28	上尾運動公園北西門東側	県	40	
14	愛宕3-28	上尾運動公園南西門東側	県	40	
15	上尾宿2096	埼玉学園内	県	40	
16	上尾村2088	埼玉県中央児童相談所	県	40	

No.	所在地	目 標	設置	容量 (m ³)	備考
17	西貝塚178-1	埼玉県身障者リハビリテーションセンターD棟南側	県	40	
18	上野本郷188-4	平野製作所南方、平方自警第7分団内	市	40	
19	平方領々家132	平方領々家農村集落センター内	市	40	
20	小敷谷1050-1	大石南中学校北西集合住宅内	市	40	
21	平塚952-5	イコス上尾内	市	40	
22	愛宕2-23-17	上尾市立あたご保育所	市	40	
23	原市3499	上尾市立原市公民館	市	40	
24	平塚724	総合福祉センター東側駐車場	市	40	
25	平方3332	上尾丸山公園事務所東方	市	40	
26	緑丘5-15	緑丘公園	市	40	
27	浅間台1-6-1	埼玉県立上尾高等学校	県	40	
合 計			27基	1,800	

11-3 上尾市指定給水装置工事事業者一覧

【所管課：業務課】

(令和4年12月1日現在)

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
3	熊倉水道(有)	048-771-3203	上尾市	本町2-1-6
4	奥隅総合設備(株)	048-771-2522	上尾市	緑丘4-1-20
5	(株)大川工業所	048-771-5219	上尾市	上平中央2-36-2
6	シミズ設備工業(株)	048-773-5676	上尾市	谷津2-5-10
8	(有)苗村商会	048-725-2067	上尾市	平方1321-2
9	(有)小川電機商会	048-771-1787	上尾市	本町4-3-6
11	(有)中村水道設備	048-771-2703	上尾市	原新町1-1
12	(有)共立設備	048-771-1086	上尾市	西宮下3-278
17	(株)大和屋	048-721-2694	上尾市	原市3207-4
19	(有)日栄水道建設	048-781-2789	上尾市	小泉7-30-33
21	上尾ガス水道設備(株)	048-771-0183	上尾市	栄町1-4
22	甲原管工業(株)	048-773-2923	上尾市	平塚861-1
26	東和空調(株)	048-773-7311	上尾市	上20-11
27	(有)関口水道	048-771-7935	上尾市	柏座3-1-4
29	(株)田代水道設備	048-781-1068	上尾市	今泉80-3
31	(株)上尾サービスセンター	048-771-0907	上尾市	愛宕1-9-13
35	(株)中村設備工業所	048-773-8733	上尾市	錦町1-18
37	(有)堀井設備	048-772-1764	上尾市	浅間台4-5-4
39	(株)コヤマ	048-725-2041	上尾市	領家175-1
40	(有)松沢設備	048-726-3350	上尾市	壺丁目南18-1
41	(株)こばやし設備工業所	048-781-3303	上尾市	中新井414-10
42	(有)永工設備	048-775-8254	上尾市	愛宕1-21-13
44	(株)早田工務店	048-781-1298	上尾市	向山2-20-15
45	(有)三幸システム企画	048-781-3405	上尾市	地頭方441-7
46	アサヒ住建(株)	048-773-8513	上尾市	平塚2558-4
47	(有)鴨田設備工業	048-771-6109	上尾市	平塚1-12
50	新井設備工事(株)	048-786-3541	桶川市	川田谷3515-4
52	(株)弓木電設社	0480-92-6983	白岡市	小久喜1161-3
54	(株)シンエイ	048-666-3366	さいたま市	北区本郷町260
55	関東プラント(株)	048-778-1626	上尾市	菅谷2-9
56	(株)細田設備工業	0495-72-0909	本庄市	児玉町塩谷587-1
57	深作設備工業(株)	0480-21-3175	久喜市	久喜北1-10-4
58	大宮管工(株)	048-663-2154	さいたま市	北区奈良町154
59	(有)八千代流設工業	048-781-2430	上尾市	平方1549-10
60	(株)泉山設備	048-592-7510	北本市	石戸5-268
62	(株)良松	048-666-1200	さいたま市	北区東大成町1-460
63	(有)石川商会	048-624-6710	さいたま市	西区清河寺768-3
65	ハギワラ(株)	048-681-0220	さいたま市	見沼区深作3-24-3
66	(株)光進設備	048-776-2711	上尾市	弁財2-2-37
73	(株)エハラ設備	0480-97-0058	白岡市	荒井新田83-2
75	(有)吉野設備	048-786-3738	桶川市	鴨川1-16-10
76	(株)太陽商工	048-878-1905	さいたま市	緑区上野田574-3
78	(株)深井設備工事	048-664-3297	さいたま市	大宮区櫛引町1-823
79	(株)山田設備工業	0480-92-2251	白岡市	西8-15-1

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
80	(株)岩崎設備	0480-35-0088	南埼玉郡宮代町	百間3-9-24
83	(株)金子設備	048-773-6057	上尾市	小泉9-3-14
85	(株)池上管工	048-624-2044	さいたま市	西区土屋491-1
90	(株)伊藤住設	049-226-5071	川越市	上寺山458-10
91	(有)三鈴商工	048-663-4010	さいたま市	北区奈良町50-11
92	(有)小山設備	048-766-3355	蓮田市	根金896-18
93	(株)トキワ	048-831-7511	さいたま市	浦和区常盤9-30-16
96	(有)高野工業	048-852-9111	さいたま市	中央区八王子2-4-11
98	高橋住設(株)	048-771-0680	桶川市	南2-5-15
100	大協和工業(株)	048-623-3711	さいたま市	西区宝来1425-1
102	(株)飯沼工務店	048-663-3465	さいたま市	北区宮原町4-67-1
103	協立設備(株)	048-786-4557	桶川市	下日出谷東3-31-6
105	(株)スカイホーム	048-592-0111	北本市	中央4-68-2
107	(株)享和	0480-92-2345	白岡市	下野田809
110	三和設備工業(株)	048-853-1651	さいたま市	中央区下落合5-16-2
112	(株)加藤商事	048-624-5335	さいたま市	西区内野本郷297-4
113	積和建设埼玉栃木(株)	048-686-1191	さいたま市	見沼区東大宮6-14-10
114	日本総合住生活(株)	03-6803-3600	東京都文京区	湯島2-2-2 JS令和ビル
115	日興設備工業(株)	048-664-5321	さいたま市	北区宮原町2-69
116	(株)埼玉総合設備	048-686-1234	さいたま市	見沼区風渡野351-15
117	(株)中村水道工業所	048-624-4506	さいたま市	西区中野林351
119	(株)大木水道	048-787-0611	桶川市	川田谷3552-2
120	(有)千葉商事	048-974-9577	越谷市	北越谷3-21-5
123	(有)ホソイ	048-789-2789	桶川市	川田谷3398-13
125	(有)北沢設備工業	048-728-2404	北足立郡伊奈町	内宿台5-102
131	(有)ケーワイエンジニアリング	048-663-0818	さいたま市	北区别所町47-24
132	細井設備工業(有)	048-684-5609	さいたま市	見沼区春岡2-37-8
134	(有)加藤設備	048-728-0701	北足立郡伊奈町	寿1-323
135	昭栄建設(株)	048-866-3111	さいたま市	南区南本町1-3-1
136	(株)宮下工業	048-625-5966	さいたま市	西区植田谷本854-3
137	新井ポンプ工業(株)	048-794-2432	さいたま市	岩槻区徳力86
139	(有)平柳設備	048-721-1635	北足立郡伊奈町	大針1335-12
140	カナモリ産業(株)	048-722-8601	北足立郡伊奈町	小室4684-5
141	サンケン(株)	048-683-6400	さいたま市	見沼区春岡1-33-1
143	三室建設(株)	048-624-5388	さいたま市	西区三橋5-645-1
147	(有)高橋住設	048-727-1520	上尾市	川215-14
148	(株)大三	03-5831-1670	東京都足立区	一ツ家2-14-1
149	新井工業(株)	048-591-0643	北本市	荒井3-281
151	岡野水道工業(有)	048-771-5699	桶川市	北1-24-7
154	(有)茜水道	048-725-1110	上尾市	平方1300-10
157	(有)桐原設備工業	049-256-3023	ふじみ野市	大井926-9
158	(株)豊和水道工業所	048-622-2288	さいたま市	西区中野林168-4
159	アクアラインサービス	048-786-7330	桶川市	鴨川1-8-13-506
164	(株)茂田工業所	048-666-6868	さいたま市	北区東大成町2-376-2
168	(有)矢部設備工業所	048-721-3795	北足立郡伊奈町	中央1-51
169	県南設備工業(株)	048-663-5941	さいたま市	見沼区東大宮2-31-2
173	(有)よこたでんか	048-771-2809	上尾市	富士見1-6-38
174	出浦建設(株)	048-771-6463	上尾市	上1622-5

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
178	(有)寿管工	048-782-6638	桶川市	南2-2-11
180	(有)和設備工業	048-620-2015	さいたま市	西区島根67
181	(株)サイタマ・ユウセイ	048-774-6305	上尾市	愛宕3-11-1
187	(有)長島設備商会	048-591-1304	北本市	本町4-99
193	新井設備	048-722-8644	上尾市	原市4354-12
194	(有)玉坂設備	048-787-6550	桶川市	上日出谷344-11
198	(有)水道屋	048-876-4132	さいたま市	南区大谷口3139-1
200	(有)総合メンテナンス	048-653-2657	さいたま市	北区吉野町1-373-3
201	(株)いいじま	049-297-0457	比企郡川島町	上伊草1364
202	遠藤建設工業(株)	048-725-2054	上尾市	平方1312
203	(有)無限総業	048-662-8738	上尾市	瓦葺1504-23
204	(株)千曲興業	048-781-3204	上尾市	中新井306-6
205	ラインファミリー(株)	048-859-1717	さいたま市	中央区上峰2-3-1
211	(有)大島設備	0485-91-3767	北本市	本宿5-98
212	(株)アイダ設計	048-726-8613	さいたま市	大宮区桜木町2-286
217	(有)平設備	0493-57-1157	比企郡滑川町	伊古158-1
218	(有)関根設備	048-597-1244	鴻巣市	登戸341-1
220	(有)エムズプラン	048-699-9103	さいたま市	緑区美園5-20-21
221	(株)森設備	048-624-1536	さいたま市	西区指扇2336
223	(有)深谷設備工業	048-787-0735	桶川市	川田谷6366
224	(有)小原設備工業	048-487-8976	新座市	馬場1-9-29
226	(株)宮設備	048-871-5318	さいたま市	北区盆栽町95-2-103
229	平井管工(株)	048-872-7612	春日部市	上大増新田19-1
230	(株)カタノ	048-222-5260	川口市	元郷5-9-13
231	(株)太宝設備	048-786-9871	桶川市	上日出谷南1-40-16
232	市東設備	048-857-4372	さいたま市	中央区本町東5-1-3 ヨ ノコーポ102
234	(有)タダノ住設	048-625-6201	さいたま市	西区清河寺1233-1
235	(株)栄大土木	048-587-2131	深谷市	下手計147
236	(有)横山設備工業	048-665-7776	さいたま市	北区别所町72-9
240	(株)新光工業	048-229-6823	川口市	北原台3-16-9
242	(有)田口住設	048-682-4343	さいたま市	見沼区御蔵1184-4
243	(株)創研 埼玉支店	048-810-1717	さいたま市	緑区東浦和4-33-14
244	(有)マコト商会	048-622-5501	さいたま市	西区清河寺1257-2
246	(株)中屋	048-523-2372	熊谷市	久下1260
250	日本興業	048-667-0885	さいたま市	北区吉野町1-346-6
251	横田設備工業(株)	048-229-0673	川口市	鳩ヶ谷本町2-9-12
252	(株)ジー・エル	048-685-0295	さいたま市	見沼区中川5-8
255	(株)牛村水道工業	049-231-0809	川越市	的場2215-5
257	(株)森谷設備	048-721-4760	北足立郡伊奈町	中央2-175
258	(株)新井管工事	048-787-8181	桶川市	川田谷6654-1
259	(株)和田設備	048-683-0833	さいたま市	見沼区上山口新田164-7
260	(株)千葉工業	048-735-6660	春日部市	備後西3-5-40
261	(株)良三建設工業	048-853-9088	さいたま市	桜区栄和4-12-4
262	(株)北島ソリューション	048-768-0271	蓮田市	上2-5-4
265	(株)共栄設備	048-768-2012	蓮田市	江ヶ崎1711
266	(株)木村設備	0480-32-7788	南埼玉郡宮代町	本田4-10-32
267	(有)ジャパン管工	0480-36-5521	北葛飾郡杉戸町	佐左エ門788-3

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
268	昭和工業(株)	049-224-6149	川越市	石原町2-58-16
269	(有)伊藤設備工業所	048-885-5781	さいたま市	緑区原山2-21-15
270	(有)旭工舎	048-793-3055	さいたま市	岩槻区徳力346
272	総合メンテック(株)	048-770-0123	上尾市	本町3-4-12 鳥海マンション301
274	桐原設備工業所	048-596-1842	鴻巣市	箕田479-7
275	(株)オチアイ	049-258-6772	入間郡三芳町	藤久保1122-4
276	(有)アイル設備工業	049-282-4294	坂戸市	塚越237-13
277	(有)瀬山設備工業	0493-54-0142	比企郡吉見町	久保田新田141-7
278	(株)川村設備	048-778-9810	上尾市	原市28-16
279	(有)萩原工業	048-851-4110	さいたま市	中央区上峰2-2-3
280	(株)福田設備工業	0480-73-2848	加須市	中種足1529
281	(有)寿設備工業	042-495-5056	東京都清瀬市	松山3-23-3
282	ハシバ管工(株)	049-282-2491	坂戸市	花影町11-3
283	(有)志賀設備	048-873-7749	さいたま市	浦和区木崎5-37-23
284	(株)いなもと	048-665-7044	さいたま市	北区吉野町1-400-12
285	(有)友好設備	048-287-0666	川口市	安行領根岸1167
287	栄慶設備	048-775-0304	上尾市	上1043-37
288	(株)エムアール	048-812-8885	さいたま市	見沼区御蔵1551-9
291	(有)平成興業	048-837-0033	さいたま市	南区文蔵2-3-4
292	(有)水工社	04-2942-3245	所沢市	中富752-18
293	(株)三角工業	048-754-7566	春日部市	樋籠491
294	アテックス(株)	048-590-5707	北本市	中央4-74
295	(株)新成設備工業	048-489-5358	新座市	本多1-14-57
297	(有)東和管工	048-771-3041	桶川市	東2-3-12
298	(株)熊谷設備工業	0480-38-0043	北葛飾郡杉戸町	宮前137-56
300	(株)エム・エス・ケー	0270-30-3456	群馬県伊勢崎市	日乃出町703-5
301	(株)早水設備	048-864-7563	さいたま市	南区内谷4-19-4
303	(株)インダ	0297-64-7839	茨城県龍ヶ崎市	城ノ内3-7-8
304	(株)ネオアシスト	048-778-7150	さいたま市	西区中野林60-1
305	(株)MSフィールド	048-621-3535	さいたま市	西区指扇領別所366-7
306	(有)豊永プランニング	043-488-3399	千葉県佐倉市	ユーカーが丘6-8-1
308	田村設備	048-654-2481	さいたま市	北区日進町2-1554
309	(有)サンコー建築店	048-624-6066	さいたま市	西区内野本郷568-4
311	白根設備(株)	048-524-0235	熊谷市	箱田1-11-28
312	(有)藤波建興	048-725-1944	上尾市	畔吉41
313	(株)アイトップ	04-2952-2274	狭山市	入間川2-21-24
314	啓有建設(株)	048-297-8641	川口市	差間2-16-9
315	(株)小高設備	049-239-3900	川越市	下広谷512-1
316	(株)イースマイル	06-7739-2525	大阪府大阪市	中央区瓦屋町3-7-3 イースマイルビル
318	(株)倉持商事	048-771-5192	上尾市	緑丘5-12-4
319	(株)小川商店	048-541-0126	鴻巣市	本町7-6-2
320	(有)磐梯技研サービス	048-787-7319	上尾市	小泉1076-6
321	京浜燃料(株)	048-720-0777	北足立郡伊奈町	栄4-98
323	ツカサエンジニアリング サービス	048-572-7138	深谷市	東方町2-7-13
324	野口水道	048-536-1676	熊谷市	村岡1

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
325	(有)笠原設備工業所	048-536-3662	熊谷市	上新田411
327	(株)ノハラ興業	048-664-6398	さいたま市	北区宮原町2-4-2
328	(有)シンセイ	048-597-0201	鴻巣市	宮前38-20
329	(株)吉元工務店	049-264-0855	ふじみ野市	ふじみ野1-5-2
330	(有)長島設備	0280-84-0301	茨城県猿島郡五霞町	冬木249
331	(株)家田土木	042-463-7109	東京都西東京市	富士町1-7-62-701
332	(有)小島水道工業	0480-68-5743	加須市	北篠崎212
333	(有)湯山設備工業所	049-242-5064	川越市	中台元町1-5-15
335	(株)住宅サポート. C	048-729-7172	桶川市	下日出谷6-1
336	(有)斎藤水道工業	048-756-0770	さいたま市	岩槻区加倉1-27-10
337	(有)JWSマルタカ	048-250-6780	川口市	上青木1-21-12
338	(株)岡田工務店	0494-62-3236	秩父郡皆野町	皆野31-5
339	アグゼ(株)	048-555-3459	行田市	持田3-6-7
340	(有)白浜設備	048-470-7510	富士見市	水谷東2-44-11
341	(株)斉藤設備	049-297-3788	比企郡川島町	出丸下郷406
343	(株)東和商会	042-467-6767	東京都東久留米市	前沢5-34-17
344	(株)アクアマリンズ	048-662-6000	志木市	上宗岡4-6-27 志木ハイデンス628
345	(株)たなか住設	049-281-0009	坂戸市	関間4-1-5
347	いずみテクノス(株)	03-5335-7601	東京都杉並区	上荻2-19-17
348	弘和工業(株) 八潮支店	048-994-5236	八潮市	大曾根1232-1
349	(株)中村工業所 宮代営業所	0480-32-4817	南埼玉郡宮代町	山崎745-2
350	大和工業(株) 埼玉支店	048-796-8813	さいたま市	岩槻区笹久保新田1025-3
351	(株)アステム	03-3639-3330	東京都中央区	日本橋堀留町1-2-10
352	(株)中央設備工業	048-725-3232	上尾市	今泉365-12
354	東京ガスファーストエナジー(株)	048-688-5789	さいたま市	見沼区東大宮6-10-8
355	(有)上澤設備	048-735-5915	春日部市	緑町1-15-19
356	(有)隆幸工業	048-593-2485	北本市	本町3-97-5
357	(株)和幸	048-541-4940	鴻巣市	下谷59
358	(有)内藤水道	048-758-1466	さいたま市	岩槻区仲町1-6-5
359	(有)磯部設備	048-269-0352	川口市	柳崎2-25-31
360	(有)横田設備	0493-54-3617	比企郡吉見町	荒子868
361	(株)トミザワ設備	0480-21-0946	久喜市	上町6-52
362	(株)ブルーホース	048-884-8518	北足立郡伊奈町	栄1-83
364	Lively (ライブリー)	042-664-8477	東京都八王子市	狭間町1887 レジデンス高尾101
365	(有)倉元興業	048-798-5541	さいたま市	岩槻区黒谷2158-33
366	(株)深谷設計設備	048-783-4090	さいたま市	北区别所町26-15
367	(株)臯月	042-363-2258	東京都府中市	小柳町5-12-28
369	(株)新研設備工業	048-856-2911	さいたま市	桜区西堀8-12-15
370	(有)神田設備工業	048-478-1744	新座市	本多1-12-5
371	K設備	0493-54-6362	比企郡吉見町	長谷722-20
373	内田設備工業所	048-592-4354	北本市	朝日1-91
374	(株)総和プラント	03-3942-2281	東京都文京区	小日向4-5-16
375	(株)オアシスソリューション	03-5396-7141	東京都豊島区	池袋2-23-21
376	晴耕設備	0493-39-5979	東松山市	大谷4864-4

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
377	(有)中村フィクセル	048-522-5490	熊谷市	久下1692-4
378	(株)ワイズ・ウォーター	048-878-8253	さいたま市	見沼区大谷1285-1
379	(株)中島水道	048-536-5151	熊谷市	万吉709-7
380	(株)桑原工業	048-591-5974	北本市	中丸10-310
381	(有)田中設備	048-554-2416	行田市	深水町2-28
382	合同会社マツザキ	048-717-1519	上尾市	壺丁目南16-1 グリーン ピュア201号
383	(有)優輝設備	0480-33-5508	南埼玉郡宮代町	本田5-9-20
384	(有)平成開発工業	049-255-0355	富士見市	水子2855-1
386	(有)本田工業	048-736-2929	春日部市	谷原新田1404
387	(株)ライフサポート	03-5465-0703	東京都渋谷区	大山町45-18 代々木上 原ウエストビル3階
388	(株)ベストワーク	048-795-2000	さいたま市	岩槻区鹿室1123-3
390	明和技建(株)	048-779-8883	桶川市	上日出谷655-6
391	(株)福島設備	048-596-0940	鴻巣市	糠田1645-2
392	(株)埼玉デンキセンター	048-252-6673	川口市	幸町1-14-13
393	(有)ラピスト	0480-73-7277	加須市	道地1205-1
394	(株)サンスイ	048-783-0880	上尾市	上野320-96
395	サンエス設工(有)	048-780-7681	上尾市	壺丁目464-7
396	(株)じえいえす埼玉	048-725-8820	上尾市	地頭方441-7
397	S Dセンター(株)	048-685-9233	さいたま市	見沼区南中丸289-9 メ ゾン・ド・ルミエール I211号
398	(有)島田水道工業	049-235-4188	川越市	古谷上5689-2
399	城野設備	048-727-0261	桶川市	坂田東1-43-2
400	森設備(株)	048-556-2300	行田市	長野5-16-1
401	(株)光和設備工業	048-839-9611	さいたま市	桜区西堀4-9-17
402	(株)ユーライフ	0493-81-5678	東松山市	石橋1696-4
403	(株)スイドウサービス	06-6991-6767	大阪府大阪市	城東区野江4-1-8-402
404	(株)井口工業	048-726-2793	上尾市	平方3540-2
406	(株)ナカムラ	048-972-4856	越谷市	野島252-7
407	(株)やなぎ	048-772-5197	上尾市	平塚3010-3
408	(有)加藤設備	0480-85-7879	久喜市	菖蒲町下栢間2686
409	(株)山崎土建	048-786-5465	上尾市	中分5-200
410	(有)長谷川設備工業	048-626-2385	さいたま市	西区西遊馬902-1
411	T Y S サービス	048-747-5065	蓮田市	西新宿5-137
412	(有)石川工業	048-668-8001	さいたま市	北区別所町1124-19
414	(株)彩設工業	048-877-1690	上尾市	原市238-28
415	(有)滝本商店	048-746-1025	春日部市	米島1185-55
416	A企画	04-2949-1786	所沢市	小手指元町2-28-27
417	(株)丸山設備	0480-53-3040	加須市	新川通420-5
418	(株)武蔵設備	04-2963-2922	入間市	新久669-50
419	(株)前田設備	0278-72-3334	群馬県みなかみ町	上牧2344-2
420	(株)ミナミ	048-798-5877	さいたま市	岩槻区黒谷2146-5
421	(有)鈴木設備	0480-23-4875	久喜市	青毛4-6-6
422	大阪ガスリノテック(株) 東京支店	03-3366-9251	東京都新宿区	高田馬場3-35-2
423	(株)ワンロード	048-797-8925	さいたま市	大宮区吉敷町1-73-3F

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
424	(有)高橋設備	049-222-1324	川越市	喜多町3-6
425	(有)サトウ設備	048-441-1064	蕨市	錦町2-19-36
426	(株)水道修理センター	06-6816-8164	大阪府吹田市	山田市場1-4-203
427	(有)東昌設備	0493-35-3354	東松山市	正代1005
428	(株)アクトプランニング	049-251-1001	富士見市	鶴瀬東1-10-34
429	(株)鈴木美装	048-572-9580	深谷市	東方町3-12-7
430	(株)荒川設備	048-297-8999	川口市	峯810-12
432	ミサワホーム建設(株)	048-218-3900	川口市	戸塚1-5-10 3階
433	(有)かみやせつび	048-721-1901	北足立郡伊奈町	小室5742-1
434	(株)くはら設備	049-280-8777	坂戸市	塚越1203-1
435	(株)一成	048-811-1277	さいたま市	南区南浦和1-27-10-2
436	三菱電機 システムサービス(株)	03-5431-7750	東京都世田谷区	太子堂4-1-1
437	(株)アクアサービス	06-6335-1211	大阪府豊中市	庄内栄町4-5-7
438	(有)佐野工務店	048-862-5619	さいたま市	桜区町谷1-10-4
439	東京北研(株)埼玉営業所	048-651-5941	さいたま市	北区吉野町1-5-6
440	(株)アップテール	048-876-9574	蓮田市	黒浜4770-1
441	ダイヤ建設(株)	048-726-1611	上尾市	地頭方465-17
442	(有)細井水道	048-787-1076	桶川市	鴨川1-7-13
443	茂木設備工業	048-591-2032	北本市	石戸4-323
445	(有)ムサシ管工	049-262-1240	ふじみ野市	新駒林3-4-11
446	(株)スグクル	082-836-3689	広島県広島市	東区福田7-10-9
447	ダイセイExt(株)	0280-23-1363	茨城県古河市	磯部540-1
448	埼玉日化サービス(株)	048-666-1101	さいたま市	北区宮原町2-111-8
449	(有)へんみ設備	0495-76-4120	児玉郡美里町	沼上85-2
450	旭化成ライフライン(株)	048-662-1225	さいたま市	北区宮原町4-69-1
451	(株)杉本設備工業	048-794-2147	さいたま市	岩槻区表慈恩寺1531-2
452	日本リニューアル(株)	048-483-1117	新座市	野寺2-8-48
454	マツオ興業	049-297-0792	比企郡川島町	上伊草821-1
455	エバーリンクス(株)	06-6531-1151	大阪府大阪市	西区南堀江4-17-18-205
456	青木土木工業(株)	042-978-7513	飯能市	双柳5-8
457	(株)シンエイ	06-6944-7797	大阪府大阪市	中央区谷町2-4-3 アイエスビル9階
458	(株)アクアライン	082-502-6644	広島県広島市	中区上八丁堀8-8 第1ウエノヤビル6F
459	(株)ノーリツ	03-5908-3825	東京都新宿区	西新宿2-6-1 8F
460	(有)飯村設備工業	0493-35-0566	東松山市	毛塚894-5
461	(株)彩玉	0480-53-3432	加須市	中種足1497
462	カンパネ(株)	03-5610-7755	東京都墨田区	石原1-26-1
463	(株)クラシアン 埼玉支店	048-668-6911	さいたま市	北区吉野町2-200-1
464	(有)栗原水道工業	048-829-8356	さいたま市	浦和区木崎4-19-29
465	(有)日乃出工業	048-706-7720	さいたま市	南区大谷口742-1
466	シンアイ工業(株)	048-782-9844	さいたま市	中央区上峰1-11-2
467	(株)彩水設備	049-298-6130	川越市	鯨井新田45-2 グランドヴィル4F
468	(株)忠光	04-2934-5337	入間市	宮寺3145-1
470	(株)高建工業	049-231-4675	川越市	鯨井1837
471	(有)イワタ住機販売	048-853-7478	さいたま市	中央区円阿弥4-10-18

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
472	利根川設備	048-752-4092	春日部市	小淵30-7
473	(株)小杉設美	048-984-7044	越谷市	北川崎740-1
474	(株)イーライフグループ	03-6455-3990	東京都渋谷区	南平台町15-15 南平台今井ビル9階
475	(株)カーレッジ建工	0120-961-716	上尾市	壺丁目南5-16
476	(株)佐々木設備	048-775-8975	桶川市	西2-6-2
477	(株)ハウ斯拉ボ	06-6648-9898	大阪府大阪市	浪速区大国2-1-6
478	あすか設備	090-3246-8781	上尾市	領家5
479	(有)敏総合設備工事	0480-21-3085	久喜市	吉羽5-16-4
480	(株)グローアス	03-6222-5650	東京都中央区	湊1-12-11八重洲第七長 岡ビル5階
481	白石設備	049-215-9962	川越市	今成4-31-24
482	(株)交換できるくん	03-6427-5381	東京都渋谷区	東1-26-20東京建物東渋谷ビル12F
483	(有)高進設備工業	048-855-4412	さいたま市	桜区栄和2-10-9
484	(有)福商	0480-33-4043	南埼玉郡宮代町	中21-25
485	(株)エヌテック	048-792-0420	上尾市	須ヶ谷1-182
486	(株)生活水道センター	03-6746-1825	東京都大田区	池上8-5-2
487	(株)林工業	048-677-4897	さいたま市	見沼区東大宮4-54-26
488	(株)鈴木総合設備	0480-85-4111	久喜市	菖蒲町台977
489	永大設備(株)	04-2950-5757	狭山市	狭山台4-8-5
490	(有)矢内住設	0493-54-0221	比企郡吉見町	長谷1114-23
491	(株)産永	090-9808-4258	坂戸市	石井1736-7
492	(株)あまぬま	048-773-2074	桶川市	南2-5-21
493	(株)アクア・アテンド	048-708-2521	さいたま市	南区辻2-25-13
494	(株)オダケン	049-233-9036	川越市	上戸112-6
495	(有)二幸設備	048-596-0706	鴻巣市	登戸288
496	(株)タカギ	093-962-0941	福岡県北九州市	小倉南区石田南2-4-1
497	(株)モリモト電機	048-781-1151	上尾市	向山3-51-5
498	(株)岡野水道設備	0480-23-2181	久喜市	太田袋628
499	(株)友信工業	04-2941-2444	日高市	高富56-13
500	(株)エスエスピーケー	048-725-5929	上尾市	大谷本郷757-1
501	(株)空衛設備	0480-37-3317	南埼玉郡宮代町	東331-6
502	新日本設備工業(株)	048-797-5633	さいたま市	岩槻区東岩槻2-5-6 森 泉ビル3F
503	(株)内田組	048-771-0690	上尾市	柏座2-11-2
504	太平ビルサービス(株)	03-5323-4111	東京都新宿区	西新宿6-22-1
505	(株)ミナミ住設	048-782-4640	さいたま市	北区宮原町4-139-18
506	(有)代継設備工業所	049-223-7506	川越市	郭町1-17-13
507	(株)雅工業	048-269-1611	川口市	芝7028-34
508	(株)東管工	048-684-0716	さいたま市	見沼区東宮下446-7
509	横井電気工業(株)	0480-52-0771	久喜市	栗橋中央2-19-29
510	(株)大昇	048-525-3780	熊谷市	佐谷田2964-2
512	(株)WATER WORKS WAT	042-424-0234	東京都西東京市	ひばりが丘北4-6-20
514	(株)こぐれ技建	048-778-8283	上尾市	上62-13 深山ビル201
515	篠塚電機商会	048-771-0654	上尾市	上尾村1334-37
516	(株)イデアル住設	048-778-8798	さいたま市	緑区東浦和4-27-5-105
517	(株)三和工業	048-792-0899	蓮田市	閩戸3076-3

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
519	(有)清宮水道工業所	048-624-0462	さいたま市	西区指扇2081-2
520	(株)ライズ	048-812-5435	さいたま市	見沼区堀崎町465-2
521	(株)関根電機	048-783-4067	さいたま市	北区大成町4-203-2
522	(株)水道屋	048-722-7711	上尾市	原市2130-1
523	(株)月光	048-793-4263	さいたま市	見沼区東新井498-1
524	(株)清水建材工業	048-772-3111	桶川市	西2-9-39
525	小林工業	048-261-3768	川口市	芝西2-30-13
526	(株)ダイタク	048-876-8000	さいたま市	見沼区春岡2-37-20 松本ウェルズ103
527	丸ノ内工業(株)	03-5933-3001	東京都練馬区	大泉町2-26-1
528	(有)斉藤工業所	048-771-7553	上尾市	平塚1622-1
529	小澤設備工業	048-598-5658	鴻巣市	下忍3483-4
530	関東日精(株)	0495-77-3850	児玉郡神川町	原新田1097-1
531	(株)安西建設	048-683-8485	さいたま市	見沼区春岡3-27-18
532	(株)伊藤住宅設備	048-507-7881	鴻巣市	松原2-4-11
533	(株)協亜建設	048-559-0603	行田市	野2411-1
534	(株)クリーンライフ	06-6821-6133	大阪府吹田市	広芝町6-10
535	合同会社柳岡住設	048-756-1136	さいたま市	岩槻区並木1-27-85-5
536	(株)早坂建設	048-916-5546	越谷市	神明町2-279-7
537	郷設備	048-766-6646	蓮田市	根金1785
538	翡翠水	080-3128-0120	川口市	領家2-17-25
539	(有)勝水道工業所	03-3873-7820	東京都台東区	東浅草2-21-1
540	(株)プレミアアシスト 埼玉SC	0120-216-620	川口市	上青木1-8-8
541	(有)イセ住設機器	048-788-1826	上尾市	畔吉1085-4
542	(株)エナジー	049-247-9002	川越市	袋新田771-8
544	(有)沖田土木	048-977-8684	越谷市	向畑528-4
545	(株)ネクストイノベーション	046-200-9128	神奈川県厚木市	恩名1-20-27 プチヒルズ2F
546	大久保設備設計	042-989-4688	日高市	高萩2631-61
547	(株)キンライサー	03-5157-2400	東京都港区	虎ノ門1-3-1
548	(株)ザイマックス	03-3596-1416	東京都千代田区	永田町2-4-2 溜池山王ビル
549	宇田庄園	048-296-2066	川口市	安行104
550	(有)カネコプレーナー	048-856-9213	上尾市	中分2-186
551	(株)桐宗工業	048-578-7216	鴻巣市	境79-15
552	(株)アスプロ	048-816-4898	さいたま市	岩槻区南平野3-21-10
553	(株)住まいる安心レスキュー	03-5856-9291	東京都足立区	入谷9-31-8
554	(株)LR	048-954-8506	八潮市	木曾根871-5
555	(有)シンセイ	048-580-6688	北本市	緑2-262
556	守合設備	0480-88-3666	白岡市	千駄野862-4
557	野口住設	048-684-8640	さいたま市	見沼区深作236-31
558	(株)ライフエナジー	0120-033-003	東京都千代田区	平河町1-6-15 USビル8F
559	(株)優進設備工業	080-3548-7142	加須市	南大桑661-1
560	(株)ワースハンド	046-292-7155	神奈川県海老名市	東柏ヶ谷1-14-29 橘ビル202
561	宮本興業(株)	0480-31-7296	加須市	北小浜227-2
562	(株)伊集院總業	048-717-5519	北足立郡伊奈町	中央1-314
563	鈴木工業(株)	048-886-7907	さいたま市	南区南浦和2-33-5

指定番号	工事店名	電話番号	所在地	
564	㈱ワタナベ工業	048-278-5277	川口市	柳崎3-5-16
565	㈱中埜水道工業	0480-48-7091	加須市	花崎北2-5-6

11-4 上尾市下水道指定工事店一覧

【所管課：業務課】

(令和4年12月1日現在)

指定番号	工事店名	所在地	電話番号
2	シミズ設備工業㈱	上尾市谷津二丁目5番10号	048-773-5676
3	甲原管工業㈱	上尾市大字平塚861番地1	048-773-2923
4	㈱大和屋	上尾市大字原市3207番地4	048-721-2694
5	(有)日栄水道建設	上尾市小泉七丁目30番地33	048-781-2789
8	(有)苗村商会	上尾市大字平方1321番地2	048-725-2067
10	熊倉水道(有)	上尾市本町二丁目1番6号	048-771-3203
11	(有)小川電機商会	上尾市本町四丁目3番6号	048-771-1787
12	奥隅総合設備㈱	上尾市緑丘四丁目1番20号	048-771-2522
13	篠塚電機商会	上尾市大字上尾村1334番地37	048-771-0654
15	(有)中村水道設備	上尾市原新町1番1号	048-771-2703
16	上尾ガス水道設備㈱	上尾市栄町1番4号	048-771-0183
17	(有)共立設備	上尾市西宮下三丁目278番地	048-771-1086
18	㈱大川工業所	上尾市上平中央二丁目36番地2	048-771-5219
19	東和空調㈱	上尾市大字上20番地11	048-773-7311
28	㈱上尾サービスセンター	上尾市愛宕一丁目9番13号	048-771-0907
31	(有)関口水道	上尾市柏座三丁目1番4号	048-771-7935
34	㈱田代水道設備	上尾市大字今泉80番地3	048-781-1068
35	㈱中村設備工業所	上尾市錦町1番地18	048-773-8733
38	(有)堀井設備	上尾市浅間台四丁目5番地4	048-772-1764
39	(有)永工設備	上尾市愛宕一丁目21番13号	048-775-8254
40	㈱こばやし設備工業所	上尾市大字中新井414番地10	048-781-3303
41	(有)松沢設備	上尾市老丁目南18番地1	048-726-3350
42	㈱コヤマ	上尾市大字領家175番地の1	048-725-2041
43	㈱早田工務店	上尾市向山二丁目20番地15	048-781-1298
44	(有)三幸システム企画	上尾市大字地頭方441番地7	048-781-3405
45	アサヒ住建㈱	上尾市大字平塚2558番地4	048-773-8513
46	(有)鴨田設備工業	上尾市平塚一丁目12番地	048-771-6109
49	㈱泉山設備	北本市石戸五丁目268番地	048-592-7510
50	(有)アサヒラ水工	さいたま市見沼区春岡二丁目31番地8	048-687-6046
52	(有)サンコー建築店	さいたま市西区大字内野本郷568番地の4	048-624-6066
53	㈱シンエイ	さいたま市北区本郷町260番地	048-666-3366
54	(有)吉野設備	桶川市鴨川一丁目16番10号	048-786-3738
56	㈱太陽商工	さいたま市緑区大字上野田574番地3	048-878-1905
57	深作設備工業㈱	久喜市久喜北一丁目10番4号	0480-21-3175
58	㈱弓木電設社	白岡市小久喜1161番地3	0480-92-0067
59	㈱光進設備	上尾市弁財二丁目2番37号	048-776-2711
60	㈱岩崎設備	南埼玉郡宮代町百間三丁目9番24号	0480-35-0088

指定 番号	工事店名	所在地	電話番号
61	(株)山田設備工業	白岡市西八丁目15番1	0480-92-2251
63	(株)エハラ設備	白岡市荒井新田83番地の2	0480-97-0058
64	(株)池上管工	さいたま市西区大字土屋491番地1	048-624-2044
65	(株)良松	さいたま市北区東大成町一丁目460番地	048-666-1200
69	(株)金子設備	上尾市小泉9丁目3番地14	048-773-6057
70	(株)深井設備工事	さいたま市大宮区櫛引町1丁目823番地	048-664-3297
74	高橋住設(株)	桶川市南2丁目5番15号	048-771-0680
77	大協和工業(株)	さいたま市西区大字宝来1425番地1	048-623-3711
80	(有)高野工業	さいたま市中央区八王子二丁目4番11号	048-852-9111
81	エフシー・サービス(株)	川口市柳崎五丁目17番3号	048-458-0928
82	協立設備(株)	桶川市下日出谷東三丁目31番地の6	048-786-4557
83	新井設備工事(株)	桶川市大字川田谷3515番地4	048-786-3541
84	(有)八千代流設工業	上尾市大字平方1549番地の10	048-781-2430
86	(株)スカイホーム	北本市中央4丁目68番地2	048-592-0111
88	(有)三鈴商工	さいたま市北区奈良町50番地11	048-663-4010
89	関東プラント(株)	上尾市菅谷二丁目9番地	048-778-1626
91	出浦建設(株)	上尾市大字上1622番地の5	048-771-6463
94	三和設備工業(株)	さいたま市中央区下落合5丁目16番2号	048-853-1651
100	(株)大木水道	桶川市大字川田谷3552番の2	048-787-0611
102	(株)シンスイ設備工業	さいたま市浦和区大東一丁目14番11号	048-813-1013
103	日興設備工業(株)	さいたま市北区宮原町二丁目69番地	048-664-5321
104	(株)中村水道工業所	さいたま市西区大字中野林351番地	048-624-4506
106	(有)ホソイ	桶川市大字川田谷3398番地の13	048-789-2789
107	(有)小山設備	蓮田市大字根金896番地の18	048-766-3355
111	(株)埼玉総合設備	さいたま市見沼区大字風渡野351番地15	048-686-1234
114	カナモリ産業(株)	北足立郡伊奈町大字小室4684番地5	048-722-8601
115	(有)北沢設備工業	北足立郡伊奈町内宿台五丁目102番地	048-728-2404
116	新井ポンプ工業(株)	さいたま市岩槻区大字徳力86番地	048-794-2432
118	昭栄建設(株)	さいたま市南区南本町一丁目3番1号	048-866-3111
119	(有)平柳設備	北足立郡伊奈町大字大針1335番地12	048-721-1635
124	新井工業(株)	北本市荒井3丁目281番地	048-591-0643
127	ハギワラ(株)	蓮田市大字黒浜1899番地7	048-768-4788
129	(株)関根電機	さいたま市北区大成町四丁目203番地2	048-783-4067
130	(株)豊和水道工業所	さいたま市西区中野林168番地4	048-622-2288
131	三室建設(株)	さいたま市西区三橋五丁目645番地1	048-624-5388
133	(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区别所町47番地24	048-663-0818
140	(株)茂田工業所	北葛飾郡杉戸町内田2丁目8番16号	0480-32-1766
141	弓木空調(株)	白岡市千駄野675番地5	0480-92-6457
143	(株)享和	白岡市下野田809	0480-92-2345
144	(株)伊藤住設	川越市大字上寺山458番地10	049-226-5071
146	県南設備工業(株)	さいたま市見沼区東大宮二丁目31番地2	048-663-5941
147	遠藤建設工業(株)	上尾市大字平方1312番地	048-725-2054
148	(有)寿管工	桶川市南2丁目2番11号	048-782-6638
149	(株)宮下工業	さいたま市西区植田谷本854番地3	048-625-5966
150	(有)和設備工業	さいたま市西区大字島根76番地	048-620-2015
151	(有)石川商会	さいたま市西区大字清河寺768番地3	048-624-6710
156	(有)長島設備商会	北本市本町四丁目99番地	048-591-1304
158	岩崎工業(株)	蓮田市東三丁目10番13号	048-768-2181

指定 番号	工事店名	所在地	電話番号
159	(有)玉坂設備	桶川市上日出谷344番地の11	048-787-6550
162	(有)水道屋	さいたま市南区大谷口3139番地1	048-876-4132
163	岡野水道工業(有)	桶川市北一丁目24番7号	048-771-5699
166	(株)いいじま	比企郡川島町大字上伊草1364番地	049-297-0457
168	(有)無限総業	さいたま市見沼区東大宮3-14-61 マンション根岸206号	048-662-8738
173	(株)アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地	048-726-8613
174	(有)大島設備	北本市本宿五丁目98番地	048-591-3767
175	(有)御所設備	深谷市東方町五丁目15番地6	048-573-2833
178	(有)関根設備	鴻巣市登戸341番地1	048-597-1244
181	(株)森設備	さいたま市西区大字指扇2336番地	048-624-1536
182	(株)今川工務店	上尾市大字上1766番地2	048-771-4593
183	(有)矢部設備工業所	北足立郡伊奈町中央一丁目51番地	048-721-3795
184	(有)中村管設	久喜市菖蒲町菖蒲5013番地660	0480-85-5780
185	(有)小原設備工業	新座市馬場一丁目9番29号	048-487-8976
186	新興建設工業(株)	上尾市大字上野62番地1	048-725-9011
187	平井管工(株)	春日部市上大増新田19番地1	048-872-7612
188	(株)カタノ	川口市元郷五丁目9番13号	048-222-5260
189	(株)太宝設備	桶川市上日出谷南一丁目40番地の16	048-786-9871
192	守合設備	白岡市千駄野862番地4	0480-53-3988
194	(株)宮設備	さいたま市北区盆栽町95-2-103	048-871-5318
195	(有)深谷設備工業	桶川市川田谷6366番地	048-787-0735
196	(株)井口工業	上尾市大字平方3540番地2	048-726-2793
199	岩崎興業(株)	上尾市大字上1567番地	048-774-0111
200	(有)新英土建興業	上尾市小泉七丁目15番地17	048-781-3211
201	(株)新光工業	川口市北原台三丁目16番地9	048-229-6823
202	(株)創研 埼玉支店	さいたま市緑区東浦和四丁目33番地14	048-810-1717
203	(有)田口住設	さいたま市見沼区大字御蔵1184番地4	048-682-4343
204	(株)中屋	熊谷市久下1260番地	048-523-2372
207	(有)横山設備工業	さいたま市北区别所町72番地9	048-665-7776
211	日本興業	さいたま市北区吉野町一丁目346番地6	048-667-0885
212	横田設備工業(株)支店	新座市片山一丁目15番地31	048-229-0673
213	(有)茜水道	上尾市大字平方1300番地10	048-725-1110
214	(株)ジー・エル	さいたま市見沼区大字中川5番地8	048-685-0295
216	(株)牛村水道工業	川越市大字的場2215番地5	049-231-0809
218	(有)朝見住設	鴻巣市屈巢2382	048-569-0995
220	(株)和田設備	さいたま市見沼区大字上山口新田164番地7	048-683-0833
221	(株)森谷設備	北足立郡伊奈町大字小室9834番地1	048-721-4760
222	(有)川田組	上尾市大字原市4255番地4	048-721-2529
224	市東設備	さいたま市中央区本町東5丁目1番3号 ヨノコー ポ102号	048-857-4372
225	(株)リビングストーン	さいたま市西区大字宝来1425番地1	048-625-3151
226	(株)千葉工業	春日部市備後西三丁目5番40号	048-735-6660
228	(株)木村設備	南埼玉郡宮代町本田4丁目10番32号	0480-32-7788
229	(有)ジャパン管工	北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門788番地3	0480-36-5521
231	(有)伊藤設備工業所	さいたま市緑区原山二丁目21番15号	048-885-5781
232	(有)旭工舎	さいたま市岩槻区大字徳力346番地	048-793-3055
233	総合メンテック(株)	上尾市本町三丁目4番12号鳥海マンション301号	048-770-0123

指定 番号	工事店名	所在地	電話番号
234	桐原設備工業所	鴻巣市広田3459番地12	048-596-1842
235	(株)共栄設備	蓮田市大字江ヶ崎1711番地	048-768-2012
236	(有)アイル設備工業	坂戸市大字塚越237番地13	049-282-4294
237	(有)瀬山設備工業	比企郡吉見町大字久保田新田141番地7	0493-54-0142
239	さいたま住宅設備	上尾市大字地頭方566番地8	048-725-0358
240	(株)川村設備	上尾市大字原市28番地16	048-778-9810
241	(有)萩原工業	さいたま市中央区上峰二丁目2番3号	048-851-4110
243	(株)いなもと	さいたま市北区吉野町一丁目400番地12	048-665-7044
248	(株)中央設備工業	上尾市大字今泉365番地12	048-725-3232
251	(株)福田設備工業	加須市中種足1529番地	0480-73-2848
254	(株)新井管工事	桶川市川田谷6654番地の1	048-787-8181
255	三栄管理興業(株)	北本市宮内五丁目414番地	048-591-6212
257	(株)早水設備	さいたま市南区文蔵一丁目2番5号	048-864-7563
258	積和建设埼玉栃木(株)	さいたま市見沼区東大宮六丁目14-10	048-686-1191
259	(株)MSフィールド	さいたま市西区指扇領別所366-7	048-621-3535
260	(株)熊谷設備工業	北葛飾郡杉戸町大字宮前137番地56	0480-38-0043
263	田村設備	さいたま市北区日進町2丁目1554番地	048-654-2481
266	(株)アイトップ	狭山市入間川2-21-24	04-2952-2274
267	埼玉日化サービス(株)	さいたま市北区宮原町2丁目111番地8	048-666-1101
268	(株)小高設備	川越市大字下広谷512-1	049-239-3900
269	(株)住宅サポート. C	桶川市大字下日出谷6-1	048-729-7172
270	(株)高橋工務所 埼玉支店	上尾市大字原市3276-1	048-721-5115
272	(株)小川商店	鴻巣市本町7-6-2	048-541-0126
274	(有)藤波建興	上尾市大字畔吉41	048-725-1944
278	大和工業(株)	さいたま市岩槻区笹久保新田1025番地3	048-796-8813
280	(株)ノハラ興業	さいたま市北区宮原町2-4-2	048-664-6398
281	(有)笠原設備工業所	熊谷市上新田411	048-536-3662
282	青木清掃(株)	桶川市南1-2-6	048-775-1551
283	(有)シンセイ	鴻巣市宮前38-20	048-597-0201
284	(株)吉元工務店	ふじみ野市ふじみ野一丁目5番2号	049-264-0855
285	アテックス(株)	北本市中央4丁目74番地	048-590-5707
286	(有)内藤水道	さいたま市岩槻区仲町1-6-5	048-758-1466
287	(有)丹保設備	さいたま市中央区八王子3-18-5	048-854-2423
288	(有)小島水道工業	加須市北篠崎212	0480-68-5743
289	京濱燃料(株)埼玉営業所	北足立郡伊奈町栄4-98	048-720-0777
290	(有)湯山設備工業所	川越市中台元町1丁目5番地15	049-242-5064
293	大宮管工(株)	さいたま市北区奈良町154番地	048-663-2154
294	(株)岡田工務店	秩父郡皆野町大字皆野31番地5	0494-62-3236
295	アグゼ(株)	行田市持田三丁目6番7号	048-555-3459
297	(株)東和商会	草加市青柳三丁目27番11号	048-933-1717
298	(株)たなか住設	坂戸市関間四丁目1番5号	049-281-0009
301	(株)中村工業所 宮代営業所	南埼玉郡宮代町字山崎745番地2号	0480-32-4817
302	(有)隆幸工業	北本市本町3丁目97番地5	048-593-2485
305	三共設備工業	さいたま市見沼区南中野1028番地1	048-682-2708
306	(株)和幸	鴻巣市下谷59番地	048-541-4940
307	内田基興(株)	本庄市緑1丁目6番1号	0495-24-2257
308	(有)磯部設備	川口市柳崎2丁目25番31号	048-269-0352
309	(有)横田設備	比企郡吉見町大字荒子868番地	0493-54-3617

指定 番号	工事店名	所在地	電話番号
310	(有)マコト商会	さいたま市西区清河寺1257番地の2	048-622-5501
312	(株)トミザワ設備	久喜市上町6番52号	0480-21-0946
313	(株)ブルーホース	北足立郡伊奈町栄一丁目83番	048-884-8518
314	(有)倉元興業	さいたま市岩槻区黒谷2158番地の33	048-798-5541
315	(株)東管工	さいたま市見沼区東宮下446番地7	048-684-0716
317	(有)神田設備工業	新座市本多一丁目12番5号	048-478-1744
318	K設備	比企郡吉見町大字長谷722番地20	0493-54-6362
319	内田設備工業所	北本市朝日1丁目91番地	048-592-4354
320	(株)深谷設計設備	さいたま市北区别所町38番地10	048-783-4090
322	晴耕設備	東松山市大字大谷4864番地4	080-5683-1132
323	(有)中村フィクセル	熊谷市久下1692番地4	048-522-5490
324	(有)桐原設備工業	ふじみ野市大井926番地9	049-256-3023
325	(株)桑原工業	北本市中丸10丁目310番地	048-591-5974
326	(有)田中設備	行田市深水町2番地28	048-554-2416
327	(株)中島水道	熊谷市万吉709番地7	048-536-5151
328	(株)ワイズ・ウォーター	さいたま市見沼区大谷1285番地1	048-878-8253
329	大阿蘇水質管理(株)	越谷市大字大林272番地1	048-974-8011
330	(有)優輝設備	南埼玉郡宮代町本田五丁目9番20号	0480-33-5508
331	(有)はーとふるリフォーム	さいたま市見沼区東新井710番11	048-682-0566
332	(有)本田工業	春日部市谷原新田1404番地	048-736-2929
334	(有)平成開発工業	富士見市大字水子2855番地1	049-255-0355
335	(株)福島設備	鴻巣市糠田1645番地2	048-596-0940
336	(有)ラピスト	加須市道地1205番地1	0480-73-7277
337	サンエス設工(有)	上尾市大字壺丁目464番地7	048-780-7681
338	(有)平設備	比企郡滑川町大字伊古158番地1	0493-57-1157
339	(株)じえいえす埼玉	上尾市大字地頭方441番地7	048-725-8820
340	S Dセンター(株)	さいたま市見沼区南中丸289番地9 メゾン・ド・ルミエール I 211号	048-685-9233
341	城野設備	桶川市坂田東一丁目43番地の2	048-727-0261
342	(有)かみやせつび	北足立郡伊奈町大字小室5742番地1	048-721-1901
343	(株)光和設備工業	さいたま市桜区西堀四丁目9番17号	048-839-9611
345	(株)ユーライフ	東松山市大字石橋1696番4	0493-81-5678
346	森設備(株)	行田市長野5-16-1	048-556-2300
349	(有)長谷川設備工業	さいたま市西区西遊馬902番1	048-626-2385
350	(株)くはら設備	坂戸市塚越1203番地1	049-280-8777
351	(有)石川工業	さいたま市北区别所町1124番地19	048-668-8001
352	(有)滝本商店	春日部市米島1185番地55	048-746-1025
354	(株)やなぎ	上尾市大字平塚3010-3	048-772-5197
355	(株)丸山設備	加須市新川通420番地5	0480-53-3040
356	(株)新成設備工業	新座市本多1丁目14番57号	048-489-5358
358	(株)ミナミ	さいたま市岩槻区黒谷2146-5	048-798-5877
359	(有)鈴木設備	久喜市青毛4-6-6	0480-23-4875
360	(株)彩玉	加須市中種足1497番地	0480-53-3432
361	(株)ワンロード	さいたま市大宮区吉敷町1-73-3F	048-797-8925
362	(有)高橋設備	川越市喜多町3番地6	049-222-1324
363	(株)彩設工業	上尾市大字原市238番地28	048-722-4132
364	(有)東昌設備	東松山市大字正代1005番地	0493-35-3354
365	(株)アクトプランニング	富士見市鶴瀬東1-10-34	049-251-1001

指定 番号	工事店名	所在地	電話番号
366	(有)島田水道工業	川越市大字古谷上5689番地2	049-235-4188
367	(株)鈴木美装	深谷市東方町3-12-7	048-572-9580
368	TYSサービス	蓮田市西新宿5丁目137	048-747-5065
370	(株)荒川設備	川口市大字峯810番地の12	048-297-8999
371	マツオ興業(株)	比企郡川島町大字上伊草821番地1	049-297-0792
373	(株)エムアール	さいたま市見沼区御蔵1551-9 K.Sビル1F	048-812-8885
374	(株)一成	さいたま市南区南浦和1-27-10-2	048-811-1277
375	ミサワホーム建設(株)	川口市戸塚1丁目5-10 3階	048-218-3900
376	東京ガスファーストエナ ジー(株)	さいたま市北区宮原町二丁目18番地7	048-651-0313
377	(有)佐野工務店	さいたま市桜区町谷1-10-4	048-862-5619
378	茂木設備工業	北本市石戸4-323	048-591-2032
379	(有)ムサン管工	ふじみ野市新駒林3-4-11	049-262-1240
380	ダイセーExt(株)埼玉事業 所	行田市持田2364-1	048-598-4353
382	(株)杉本設備工業	さいたま市岩槻区大字表慈恩寺1531番地2	048-794-2147
383	旭化成ライフライン(株)	さいたま市北区宮原町4-69-1	048-662-1225
384	(有)フタバ設備	川口市差間2-18-3	048-294-1051
385	合同会社マツザキ	上尾市壺丁目南16-1 グリーンピュア201号	048-717-1519
386	青木土木工業(株)	飯能市大字双柳5番地8	042-978-7513
388	(有)飯村設備工業	東松山市毛塚894番地5	0493-35-0566
389	(有)栗原水道工業	さいたま市浦和区木崎4-19-29	048-829-8356
390	(株)武蔵設備	入間市新久669-50	04-2963-2922
391	(有)日乃出工業	さいたま市南区大字大谷口742番地1	048-706-7720
392	シンアイ工業(株)	さいたま市中央区上峰1丁目11番2号	048-782-9844
393	白石設備	川越市今成4丁目31番地24	049-215-9962
395	(株)忠光	入間市宮寺3145番地1	04-2934-5337
396	(株)中埜水道工業	加須市花崎北二丁目5番地6	0480-48-7091
397	(株)栄大土木	深谷市下手計147番地	048-587-2131
398	(株)高建工業	川越市大字鯨井1837番地	049-231-4675
399	(株)彩水設備	川越市鯨井新田45番地2 グランヴィル4F	049-298-6130
400	(有)イワタ住機販売	さいたま市中央区円阿弥4丁目10番18号	048-853-7478
401	利根川設備	春日部市小淵30番地7	048-752-4092
402	郷 設備	蓮田市大字根金1785番地	048-766-6646
403	西東京日設	鶴ヶ島市大字藤金890番地34	080-6658-1503
404	(株)小杉設美	越谷市大字北川崎740番地1	048-984-7044
405	(有)加藤設備	北足立郡伊奈町寿一丁目323番地	048-728-0701
406	(株)佐々木設備	桶川市西二丁目6番2号	048-775-8975
407	(有)若葉建設工業	鶴ヶ島市大字藤金122番地12	049-286-4039
408	(有)敏総合設備工事	久喜市吉羽五丁目16番地4	0480-21-3085
409	(有)高進設備工業	さいたま市桜区栄和二丁目10番9号	048-855-4412
410	(有)福商	南埼玉郡宮代町字川端288番地1	0480-33-4043
411	(株)エヌテック	上尾市須ヶ谷一丁目182番地	048-792-0420
412	(株)クラシアン	さいたま市北区吉野町二丁目200番地1	0120-500-500
413	(株)鈴木総合設備	久喜市菖蒲町台977番地	0480-85-4111
414	永大設備(株)	狭山市狭山台四丁目8番地の5	04-2950-5757
415	(有)矢内住設	比企郡吉見町大字長谷1114番地23	0493-54-0221
416	(株)産 永	坂戸市大字石井1736番地7	090-9808-4258

指定 番号	工事店名	所在地	電話番号
417	(株)あまぬま	桶川市南二丁目5番21号	048-773-2074
418	(株)アクア・アテンド	さいたま市南区辻二丁目25番13号	048-708-2521
419	(株)オダケン	川越市上戸112番地6	049-233-9036
420	(有)二幸設備	鴻巣市登戸288番地	048-596-0706
421	(株)岡野水道設備	久喜市太田袋628番地	0480-23-2181
422	(有)JWSマルタカ	川口市上青木一丁目21番12号	048-250-6780
423	(株)友信工業	日高市高富56番13	04-2941-2444
424	(株)空衛設備	南埼玉郡宮代町東331番地6	0480-37-3317
425	新日本設備工業(株)	さいたま市岩槻区東岩槻二丁目5番6号森泉ビル 3F	048-797-5633
426	(株)加藤商事	さいたま市西区大字中釘2228番地5	048-624-1611
427	(株)雅工業	川口市大字芝7028番地の34	048-269-1611
428	(有)代継設備工業所	川越市郭町一丁目17番地13	049-223-7506
429	(株)大昇	熊谷市佐谷田2964番地2	048-525-3780
430	横井電気工業(株)	久喜市栗橋中央二丁目19番29号	0480-52-0771
431	(株)ワタナベ工業	川口市柳崎3丁目5番16号	048-278-5277
432	(株)WATER WORKS WAT	新座市栗原五丁目17番22号Aフィールド2F	042-424-0234
433	(有)清宮水道工業所	さいたま市西区指扇2081番地2	048-624-0462
434	(株)ライズ	さいたま市見沼区堀崎町465-2	048-812-5435
435	(株)ダイタク	さいたま市見沼区春岡二丁目37番地2松本ウエ ルズ103	048-876-8000
436	小林工業	川口市芝西2丁目30番13号	048-261-3768
437	(株)見沼工業	さいたま市見沼区春岡三丁目49番地17	048-686-9888
438	(株)坂建	上尾市浅間台三丁目12番地5	048-774-0474
439	小澤設備工業	鴻巣市下忍3483番地4	090-2758-9969
440	関東日精(株)	児玉郡神川町大字原新田1097-1	0495-77-3850
441	(株)安西建設	さいたま市見沼区春岡三丁目27番地18	048-683-8485
442	(株)清水建材工業	桶川市西二丁目9番39号	048-772-3111
443	美創	さいたま市南区大字広ヶ谷戸209番地50	048-810-5051
444	(株)伊藤住宅設備	鴻巣市松原2丁目4番11号	048-507-7881
445	(株)早坂建設	越谷市神明町二丁目279番地7	048-916-5546
446	(株)千曲興業	上尾市大字中新井306番地6	048-781-3204
447	小川工業(株)	行田市桜町一丁目5番16号	048-554-4111
448	翡翠	川口市領家2丁目17番25号	080-3128-0120
449	(株)優進設備工業	加須市南大桑661番地1	080-3548-7142
450	(有)沖田土木	越谷市大字向畑528番地4	048-977-8684
451	大久保設備設計	日高市大字高萩2631番地61	042-989-4688
452	(有)濱島建設	加須市外田ヶ谷17番地の1	0480-73-1728
453	(株)グランドプラン	狭山市祇園20番地27-103	04-2959-1700
454	(株)桐宗工業	鴻巣市境79番地15	048-578-7216
455	(有)シンセイ	北本市緑2丁目262番地	048-580-6688
456	(有)加藤設備	久喜市菖蒲町下栢間2686番地	0480-85-7879
457	宮本興業(株)	加須市北小浜227番地2	0480-31-7296
458	野口住設	さいたま市見沼区深作236番地31	048-684-8640
459	(株)林工業	さいたま市見沼区東大宮四丁目54番地26	048-677-4897
460	鈴木工業(株)	さいたま市南区南浦和二丁目33番5号	048-886-7907

12 食料・生活必需品の供給

12-1 主な備蓄物資等の状況

(令和7年3月31日現在)

	品 目	数 量	所 在 地
食料品	備蓄用リゾット	18,150食	上平公園・小中学校等
	保存用パン	15,156食	上平公園・小中学校等
	ビスコ	23,895食	上平公園・小中学校等
飲料水	ペットボトル入り	11,400 0	上平公園・小中学校等
乳児用食料	粉ミルク	2,000食	市立保育所等
	液体ミルク	720食	市立保育所等
	使い捨て哺乳瓶	3,570本	市立保育所等
燃料	ガソリン缶	264 0	上平公園・小中学校等
	灯油缶	440 0	上平公園・小中学校等
寝具・下着	毛布	8,411枚	上平公園・小中学校等
	寝袋	3,501袋	上平公園・小中学校等
	エアーマット	12,000枚	小中学校等
	下着セット（男性用）	1,200着	上平公園等
	下着セット（女性用）	1,200着	上平公園等
トイレ	携帯トイレ（排便処理袋）	88,130回分	上平公園・小中学校
	簡易トイレ（ワンタッチ）	988台	上平公園・小中学校等
	マンホールトイレ	404台	上平公園・小中学校等
	トイレットペーパー	2,924ロール	上平公園等
医療・衛生	担架	161台	上平公園・小中学校等
	救急箱（50人用）	102個	上平公園・小中学校等
	大人用オムツ	7,372枚	上平公園等
	子ども用オムツ	10,488枚	上平公園等
	生理用品	12,672枚	上平公園等

避難所開設キット	避難所開設キット	48セット	小中学校等
感染症予防用品	感染症対策資機材	48セット	小中学校等
	プライベートルーム	240張	上平公園・小中学校等
	段ボールベッド	150台	上平公園・小中学校等
発電機	発電機（ガソリン）	119台	上平公園・小中学校等
調理器	移動式調理器	47台	小中学校等
浄水機	浄水機	36台	上平公園・小中学校等
その他	ブルーシート	1,310枚	上平公園・小中学校等

12-2 災害用マンホールトイレ設置場所・機材保管場所一覧

【所管課：下水道施設課】

(令和7年3月31日現在)

No.	トイレ設置場所	トイレ設置施設	個数	機材保管場所	機材・数量	備考
1	浅間台三丁目35番地	浅間台大公園	8基	浅間台大公園内 (事務区管理物置)	標準テント 6基 大型テント 2基 洋式便座 8基 ランタン 8個	平成19年度 施工
2	大字菅谷16番地	上平公園 南口駐車場	20基	市民球場1塁側 2F倉庫 (危機管理防災課 の備蓄倉庫)	標準テント 18基 大型テント 2基 洋式便座 20基 ランタン 20個	平成20年度 施工
3	愛宕三丁目 28番地30	上尾運動公園 (サブグラウンド 東側)	16基	上尾運動公園 (体育館北側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成21年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置
4	向山四丁目 3番地10	上尾市市民体育館 (体育館 東側 駐車場)	16基	上尾市 市民体育館 (体育館東側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成21年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置
5	大字小敷谷 2番地3	上尾市立 太平中学校 (校舎 北東側 敷地内)	16基	上尾市立 太平中学校 (校舎東側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成22年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置
6	大字原市 3508番地1	上尾市立 原市小学校 (西側運動場 北側)	16基	上尾市立 原市小学校 (東側校門 南側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成22年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置
7	柏座四丁目 3番8号	上尾市立 富士見小学校 (校舎 南側 敷地内)	14基	上尾市立 富士見小学校 (敷地北側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成23年度 施工 プール水 使用
8	井戸木四丁 目23番地	上尾市立 大石北小学校 (体育館 北側 敷地内)	16基	上尾市立 大石北小学校 (体育館北側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成23年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置

No.	トイレ 設置場所	トイレ設置施設	個数	機材保管場所	機材・数量	備考
9	大字原市 3990番地	上尾市立 原市南小学校 (校舎 西側 敷地内)	16基	上尾市立 原市南小学校 (敷地東側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成24年度 施工 プール水 使用
10	上平中央 一丁目 8番地1	上尾市立 芝川小学校 (校舎 北側 敷地内)	14基	上尾市立 芝川小学校 (敷地西側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成24年度 施工 防火水槽 20㎡設置
11	仲町一丁目 11番地46	上尾市立 上尾小学校 (校舎 南側 敷地内)	14基	上尾市立 上尾小学校 (敷地北側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成25年度 施工 防火水槽 20㎡設置
12	大字平塚 1212番地	平塚公園 西側 敷地内	14基	県立上尾かしの木 特別支援学校 (敷地北側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成25年度 施工 防火水槽 20㎡設置
13	西宮下四丁 目400番地	上尾市立 鴨川小学校 (校舎 東側 敷地内)	14基	上尾市立 鴨川小学校 (校舎北側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成26年度 施工 プール水 使用
14	小泉九丁目 28番地2	上尾市立 大石小学校 (校舎 西側 敷地内)	16基	上尾市立 大石小学校 (校舎北側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成26年度 施工 防火水槽 20㎡設置
15	大字瓦葺 2260番地	上尾市立 瓦葺小学校 (校舎 南側 敷地内)	14基	上尾市立 瓦葺小学校 (校舎東側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成27年度 施工 プール水 使用
16	今泉一丁目 7番2号	上尾市立 西小学校 (校舎 北側 敷地内)	16基	上尾市立 西小学校 (校庭西側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成27年度 施工 プール水 使用

No.	トイレ 設置場所	トイレ設置施設	個数	機材保管場所	機材・数量	備考
17	上町一丁目 15番4号	上尾市立 中央小学校 (運動場 南側 プール付近)	16基	上尾市立 中央小学校 (校舎内倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成29年 度施工 プール水 使用
18	大字平方 1346番地1	上尾市立 平方小学校 (校庭 北側)	14基	上尾市立 平方小学校 (校庭西側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成30年 度施工 防火水槽 20 m ³ 設置
19	大字南102 番地	上尾市立 上平小学校 (校庭 南側)	14基	上尾市立 上平小学校 (校庭北側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成31年 度施工 プール水 使用
20	大字上尾村 1171番地2	上尾市立東小学校 (校舎 北側 敷地内)	10基	上尾市立 東小学校 (駐車場北側 防災倉庫)	標準テント 8基 大型テント 2基 洋式便座 10基 ランタン 10個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和2年度 施工 プール水 使用
21	大字大谷本 郷528番地	上尾市大谷小学校 (校庭 東側)	16基	上尾市立 大谷小学校 (校舎北側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和3年度 施工 既設防火水 槽 20 m ³ 使用
22	今泉3-17-1	上尾市立 今泉小学校 (校舎 南東側)	16基	上尾市立 今泉小学校 (校舎北側 学校倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和4年度 施工 防火水槽 20 m ³ 設置
23	愛宕三丁目 23番地24	上尾市立 上尾中学校 (体育館 西側)	16基	上尾市立 上尾中学校 (体育館南側 外倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和4年度 施工 プール水 使用
24	中妻四丁目 19番地	上尾市立 大石中学校 (体育館 南側)	16基	上尾市立 大石中学校 (プール下スペー ス)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和5年度 施工 プール水 使用

No.	トイレ 設置場所	トイレ設置施設	個数	機材保管場所	機材・数量	備考
25	大字上尾村 479番地	上尾市立 東中学校 (校舎 北側)	10基	上尾市立 東中学校 (体育館2階)	標準テント 8基 大型テント 2基 洋式便座 10基 ランタン 10個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和5年度 施工 プール水 使用
26	東町三丁目 1947番地	上尾市立 東町小学校 (校舎 南西側)	16基	上尾市立 東町小学校 (体育館1階)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和6年度 施工 既設防火水 槽 20 m ³ 使用
27	向山四丁目 10番地	上尾市立 大谷中学校 (校舎 南東側)	20基	上尾市立 大谷中学校 (体育館2階)	標準テント 18基 大型テント 2基 洋式便座 20基 ランタン 20個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和6年度 施工 既設防火水 槽 20 m ³ 使用

13 輸 送

13-1 市保有車両一覧

(令和3年10月30日現在)

用 途		台数	配 置 先 等
総務課所管	普通乗用	5	総務部(3) 議会事務局(1) 都市整備部(1)
	普通特殊	1	都市整備部(1)
	普通乗合	1	総務部(1)
	小型貨物	16	総務部(2) 共用車(3) 学校教育部(1) 環境経済部(1) 教育総務部(2) 健康福祉部(1) 選挙管理委員会(1) 都市整備部(5)
	小型乗用	11	共用車(3) 学校教育部(1) 環境経済部(1) 健康福祉部(2) 子ども未来部(3) 市民生活部(1)
	軽貨物	39	子ども未来部(3) 市民生活部(9) 総務部(1) 共用車(4) 学校教育部(1) 環境経済部(4) 教育総務部(4) 健康福祉部(2) 行政経営部(2) 都市整備部(8) 農業委員会(1)
	軽乗用	14	市民生活部(1) 学校教育部(1) 教育総務部(1) 健康福祉部(6) 行政経営部(3) 子ども未来部(1) 都市整備部(1)
西貝塚環境センター所管	小型乗用	1	(1)
	小型貨物	1	(1)
	塵芥車	8	(8)
	ダンプ (2/4t・軽)	9	2t(7) 4t(1) 軽(1)
	トラック (3/4t・軽)	4	3t(1) 4t(2) 軽(1)
	特殊車両	6	フォークリフト(4) トラクターショベル(1) バックホー(1)
経営総務課所管	小型貨物	11	(11)
	普通乗用	1	(1)
	軽四輪車	6	軽貨物(5)、軽乗用(1)
	特殊車両	2	給水車2t(1) 1.8t(1)
計	136		

※ 保有車両には借り上げ車両を含める。ただし、消防車両は、(資料8-2)に掲載している。

13-2 緊急輸送車両即時（事前）確認申請書

緊急輸送車両即時（事前）確認申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

申請者 住所
氏名

下記により、緊急輸送車両であることの確認を受けたいので申請します。

記

- 1 使用自動車及び登録番号
- 2 輸送月日時
- 3 輸送人員又は品名
- 4 輸送経路（出発、経路、目的地）
- 5 その他

13-3 緊急通行車両事前届出書

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿 申請者 機関等の所在地（住所） 機関等の名称 フリガナ 氏 名 上尾市長 印 電話 () 【担当係 氏名 】	
番号標に表示されている番号	
輸送人員（定員） 又は品名	
車両の使用者	住所
	氏名
業務の内容	1 救助救護 4 災害予知 7 人員輸送 10 飲食料 13 広報啓発 2 応急避難 5 災害復旧 8 避難生活 11 医療医薬 14 その他 3 検索 6 施設点検 9 調査研究 12 混乱防止 ()
出 発 地	上尾市
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	

13-4 緊急通行車両事前届出済証

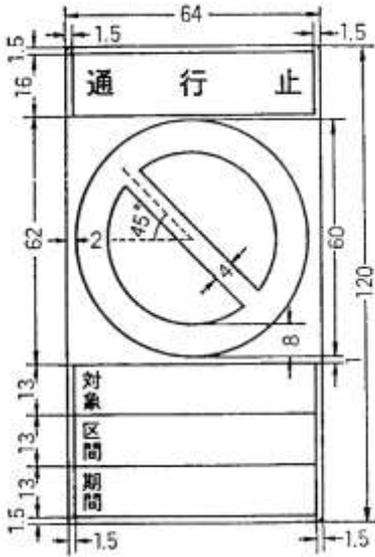
第 号
災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。
年 月 日
埼玉県公安委員会 印

(注)

- 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察署、災害のために設置された検問所等に提出して、緊急通行車両の確認の所要の手続きを受けてください。
- 2 本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合は、警察署に届出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返却してください。
 - (1) 緊急通行車両としての要件がなくなったとき。
 - (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。
 - (3) その他、緊急通行車両として使用する必要がなくなったとき。

13-5 車両通行止標示

災害対策基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間及び期間を定める標示。



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、また図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

13-7 物品輸送引渡書・物品受領書

物品輸送引渡書

避難場所名

年 月 日 時 分

輸送担当者

物 品 名	数 量	備 考

物品受領書

避難場所名

年 月 日 時 分

受 領 者

物 品 名	数 量	備 考

13-9 輸送記録簿

輸送記録簿

年月日	目的	輸送区間		使用時間		使用車両		輸送担当者	金額	備考
		区間	距離	時・分	時・分	種類	台数			

- 注 1 救助事務と本部事務と区分して作成する。
 2 目的欄は、救助の種類又は用途を記入する。
 3 市の車両については、輸送担当者欄に車両番号で記入する。
 4 使用車両は、有無償を問わず記入し、借上げ料は金額欄に記入する。

13-10 災害救援物資受領書

災害救援物資受領書

災害救援物資として下記のとおり受領しました。

記

品 名	数 量

年 月 日

住 所

氏 名 様

上尾市長

14 行方不明者の捜索・遺体の処理

14-1 火葬場

(1) 火葬場

名 称	所 在 地	電 話	設置主体	火炉（基）
上尾伊奈斎場つつじ苑	上尾市瓦葺150	720-7870	上尾市	6 (小動物炉1)

14-3 死体処理台帳

死体処理台帳

上尾市

No.

整理 番号	死 亡 年月日	死体発見 日 時	死体発見場所	死亡者氏名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理				死体の 一 時 保存料	検案料	実 支 出 額	備考
					住 所 ・ 氏 名	死亡者と の 関 係	品 名	単 価	数 量	金 額				
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	小 計			人				円		円	円	円	円	

14-4 埋葬台帳

埋葬台帳

市町村名 _____ No. _____

整理 番号	死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		遺族住所・氏名	埋 葬 を 行 っ た 者		火・埋葬場所 納 骨 場 所	埋 葬 費				備 考
			氏 名	性別 年齢		死亡者との関係	住所・氏名		棺（附属品 を含む。）	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円		
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円		
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円		
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円		
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円		
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円		
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円		
	小計 合計		人						円 件	円	円 件	円	

- (注) 1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
 3 「備考」欄の特例は、災害救助法の適用による。

14-5 遺留品処理票

遺留品処理票

整理番号	第 号	取扱日時	年	月	日	時	分
		取扱者	収容所・保管所				
被保管者 住所名 氏名			遺 留 品				
			品 名				
送付先			保管所				
送付月日			年	月	日		
保管替先			保管所				
保管替日			年	月	日		
引渡月日			年	月	日		
受取人の 住所名 氏名			Ⓜ				
立会人の 住所名 氏名			Ⓜ				
摘 要							

15 ごみ・し尿処理

15-1 災害廃棄物等の処理に関する総合支援協定

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

（役割）

第2条 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施
- (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

2 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

3 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

（責務）

第3条 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるよう努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

（費用負担）

第4条 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請をした市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。なお、同項(3)に規定する職員の派遣に係る経費の取扱については、次のとお

りとする。

(1) 派遣者の事故等に関する補償対応は、派遣する市町村等が行う。ただし、派遣する市町村等が行うことに疑義が生じた場合には、当事者間での協議の上決定するものとする。

(2) 派遣者の旅費及び諸手当並びに移動手段（公用車、レンタカー等）、宿泊及び食事の手配に係る経費等は、派遣する市町村等が措置するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の一か月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

（疑義が生じた場合）

第6条 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年7月15日

令和2年5月29日 一部改定

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

名 称 埼玉県清掃行政研究協議会

代表者 会長 相川 宗一

所在地 埼玉県上尾市

名 称 上尾市

代表者 上尾市長

15-2 くみとり清掃許可業者一覧

No.	社名	住所	電話
1	(有)上尾清掃	藤波4-1	787-0070
2	(株)上尾サービスセンター	愛宕1-9-13	771-0907
3	(有)昭栄産業	栄町8-17	771-6168
4	青木清掃(株)	桶川市南1-2-6	775-1551
5	(株)加藤商事	さいたま市西区内野本郷297-4	624-5335

15-3 災害廃棄物仮置場（候補地）

区分		候補地
仮置場	緊急	・自治会等から申し入れにより設置した駐車場・公園等
	一次	・上平公園 ・丸山公園 等
	二次	・平方野球場 ・平方スポーツ広場

16 文化財

16-1 指定文化財一覧

(令和5年4月1日現在)

国指定重要有形民俗文化財

No.	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
1	上尾の摘田・畑作用具	有形民俗文化財	令和3年3月11日	上尾市教育委員会

(令和5年4月1日現在)

埼玉県指定文化財

No.	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
1	馬蹄寺のモクコク	天然記念物	昭和7年3月31日	馬蹄寺
2	徳星寺の大カヤ及び暖帯林	天然記念物	昭和48年3月9日	徳星寺
3	永楽通宝紋鞍 付 鐙一双	工芸品	平成10年3月17日	妙巖寺
4	殿山遺跡出土旧石器	考古資料	平成12年3月17日	上尾市教育委員会
5	平方祇園祭のどろいんきょ行事	無形民俗文化財	平成23年3月18日	平方上宿地内

(令和5年4月1日現在)

上尾市指定文化財

指定 番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
1	上尾郷二賢堂跡	史跡	昭和34年1月1日	氷川鉾神社
2	山崎武平治碩茂の墓	史跡	昭和34年1月1日	遍照院
3	松下豊前守房利の供養塔	史跡	昭和34年1月1日	放光院
4	森朴斎碑と墓	史跡	昭和34年1月1日	観音堂
5	西尾隠岐守一族累代の墓	史跡	昭和34年1月1日	妙巖寺
6	伊藤由哉碑と墓	史跡	昭和34年1月1日	妙巖寺
9	柴田七九郎父子の墓	史跡	昭和34年1月1日	今泉共同墓地
10	十一面観世音菩薩坐像 付 胎内仏	彫刻	昭和35年1月1日	清真寺
11	相頓寺三仏	彫刻	昭和35年1月1日	相頓寺
12	絹本着色不動明王図	絵画	昭和35年1月1日	星野家
13	十一面観世音菩薩立像	彫刻	昭和35年1月1日	日乗院
14	日光・月光菩薩立像	彫刻	昭和35年1月1日	密蔵院

指定 番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
15	十二神将立像	彫刻	昭和35年1月1日	密蔵院
16	銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	彫刻	昭和35年1月1日	小林寺
17	氷川神社本殿彫刻	彫刻	昭和35年1月1日	氷川神社
18	慶安の禁札	古文書	昭和36年1月21日	十連寺
20	車地藏	有形民俗文化財	昭和37年5月5日	堤崎地区
21	月待供養塔	考古資料	昭和39年3月1日	大悲庵
22	月待供養塔	考古資料	昭和39年3月1日	小川家
23	弘長板碑	考古資料	昭和39年3月1日	楞嚴寺
24	紙本着色釈迦三尊像図	絵画	昭和40年3月1日	馬蹄寺
25	家康朱印状等古文書	古文書	昭和40年3月1日	徳星寺
26	古墳出土銅鏡	考古資料	昭和40年3月1日	新藤家
28	木造阿弥陀如来立像	彫刻	昭和41年3月31日	相頓寺
29	木造阿弥陀三尊立像	彫刻	昭和41年3月31日	西光寺
30	もちの木	天然記念物	昭和42年5月1日	山根家
31	大げやき	天然記念物	昭和42年5月1日	橘神社
33	らかんまき	天然記念物	昭和42年5月1日	宝蔵寺
34	むくの木	天然記念物	昭和42年5月1日	東町共同墓地
35	地藏像板石塔婆	考古資料	昭和42年7月8日	畔吉東部共同墓地
36	むくろじ	天然記念物	昭和43年9月27日	龍山院
37	向山不動堂彫刻	彫刻	昭和44年4月22日	向山地区
38	藤波のささら獅子舞	無形民俗文化財	昭和44年11月15日	藤波地区
39	原市山車彫刻	彫刻	昭和44年11月15日	原市第一～五区
40	正覚寺寺子屋遺跡	史跡	昭和46年3月27日	観音堂
41	木彫十一面観音立像	彫刻	昭和48年10月25日	谷津観音堂
42	木彫釈迦三尊坐像	彫刻	昭和48年10月25日	龍真寺
43	木造宝冠阿弥陀坐像	彫刻	昭和49年8月5日	放光院
44	木造十一面観音坐像	彫刻	昭和53年3月1日	観蔵院
45	畔吉ささら獅子舞	無形民俗文化財	昭和53年3月1日	畔吉地区
46	矢部家文書	古文書	昭和54年3月31日	上尾市教育委員会
47	須田家文書	古文書	昭和54年3月31日	上尾市教育委員会
48	小川家文書	古文書	昭和54年3月31日	上尾市教育委員会 (寄託)
49	神田家文書	古文書	昭和54年3月31日	上尾市教育委員会
50	後山遺跡出土関山式土器	考古資料	昭和54年3月31日	上尾市教育委員会
51	薬師耕地前遺跡出土品	考古資料	昭和54年3月31日	上尾市教育委員会

指定 番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
52	万治二年銘庚申塔	有形民俗文化財	昭和54年3月31日	松本家
54	相頓寺六字名号板石塔婆	考古資料	昭和55年3月31日	相頓寺
55	私年号板石塔婆	考古資料	昭和55年3月31日	平野家
56	正平七年銘板石塔婆	考古資料	昭和55年3月31日	上尾市教育委員会 (寄託)
57	十連寺板石塔婆	考古資料	昭和55年3月31日	十連寺
58	五榜の高札	歴史資料	昭和56年3月31日	上尾市教育委員会 (寄託)
59	八枝神社の境内ケヤキ・エノキ 群	天然記念物	昭和56年3月31日	八枝神社
60	藤波の餅つき踊り	無形民俗文化財	昭和57年3月31日 平成3年12月1日 追加	藤波地区
62	瓦葺懸渡井官費宮繕之真景図	歴史資料	昭和61年3月31日	上尾市教育委員会
63	相頓寺絵馬群	有形民俗文化財	昭和61年3月31日 平成15年3月28日 追加	相頓寺
64	愛宕神社(本殿)	建造物	昭和61年3月31日	愛宕神社
65	西通Ⅰ遺跡出土灰釉草葉文瓶	考古資料	平成元年2月28日	上尾市教育委員会
67	私年号延徳元年銘板石塔婆	歴史資料	平成2年12月21日	藤波家
68	川の大じめ	無形民俗文化財	平成3年12月1日	川地区
69	畔吉の万作踊り	無形民俗文化財	平成3年12月1日	畔吉地区
70	平方村河岸出入商人衆奉納の石 祠	歴史資料	平成5年7月1日	橘神社
71	戸崎の浅間塚	有形民俗文化財	平成5年7月1日	浅間神社(長沢 家)
72	堤崎の祭りばやし	無形民俗文化財	平成5年7月1日	堤崎地区
73	少林寺山門	建造物	平成7年8月1日	少林寺
75	小塚浅間塚	有形民俗文化財	平成12年3月28日	関根家
76	鈴木荘丹俳諧歌碑	歴史資料	平成12年3月28日	馬蹄寺
77	須田家の神楽師用具	有形民俗文化財	平成13年3月28日	上尾市教育委員会
78	神山家煉瓦蔵・煉瓦塀 付棟札一枚	建造物	平成14年3月28日	神山家
79	殿山古墳 付 出土品四点	史跡	平成15年3月28日	本多家(付は市教 委)
80	南村須田家文書	古文書	平成17年3月28日	上尾市教育委員会
81	上尾宿助郷関係(壺丁目村)文 書	古文書	平成17年3月28日	上尾市教育委員会
82	平方村石倉家文書	古文書	平成17年3月28日	上尾市教育委員会

指定番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
83	木造阿弥陀如来立像	彫刻	平成22年 3月18日	畔吉東部共同墓地
84	木造達磨大師坐像・ 招宝七郎大権修利菩薩倚像	彫刻	平成22年 3月18日	龍真寺
85	馬蹄寺徳本行者六字名号供養塔	有形民俗文化財	平成24年 3月22日	馬蹄寺
86	十連寺徳本行者六字名号供養塔	有形民俗文化財	平成24年 3月22日	十連寺
87	相頓寺徳本行者六字名号供養塔	有形民俗文化財	平成24年 3月22日	相頓寺
88	畔吉諏訪神社大山石灯籠	有形民俗文化財	平成24年 3月22日	畔吉諏訪神社
89	領家大山石灯籠	有形民俗文化財	平成24年 3月22日	領家農村センター
90	坂上遺跡方形周溝墓出土品	考古資料	平成27年 2月19日	上尾市教育委員会
91	武州平方箕輪囃子	無形民俗文化財	平成27年 2月19日	平方上宿地区
92	伝どんどん山出土海獣葡萄鏡	考古資料	平成29年 3月24日	上尾市教育委員会
93	山崎家文書	古文書	令和 5年 3月24日	上尾市教育委員会

(令和 5年 4月 1日現在)

上尾市登録文化財

登録番号	名 称	種 別	登録年月日	所 在 地
2	井戸木の延宝三年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	井戸木共同墓地
3	馬喰新田の寛政十二年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	鈴木家
4	徳星寺の正徳四年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	徳星寺
5	柏座の享保十三年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	洞禅寺共同墓地
6	向山の宝暦三年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	神明神社
7	原市の正徳二年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	稲荷神社
8	原市船橋の文化二年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	本田家
9	本町の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	本町地区
10	愛宕の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	愛宕地区
11	上町の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	上町地区
12	仲町の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	仲町地区
14	平方下宿の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	平方下宿地区
16	小泉の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	小泉地区
17	浅間台の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	浅間台地区
18	小敷谷の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	小敷谷地区
19	菅谷の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	菅谷地区

登録 番号	名 称	種 別	登録年月日	所 在 地
21	向山の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月5日	向山地区
22	西宮下の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月5日	西宮下地区
23	二ツ宮の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	二ツ宮地区
24	柏座の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	柏座地区
25	谷津の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	谷津地区
26	藤波の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	藤波地区
27	浅間台の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	浅間台地区
28	弁財の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	弁財地区
29	町谷の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	町谷地区
30	箕の木の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	箕の木地区
31	上新梨子の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	上新梨子地区
32	西門前の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	西門前地区
33	菅谷の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	菅谷地区
34	須ヶ谷の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	須ヶ谷地区
35	向山本村の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	向山(本村)地区
36	向山新田の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	向山(新田)地区
37	堤崎の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	堤崎地区
38	地頭方の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	地頭方地区
39	中平塚の祭りばやし	無形民俗文化財	平成25年7月26日	中平塚地区
40	弁財の浅間塚	有形民俗文化財	平成26年3月20日	弁財地区
41	中分の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成26年3月20日	中分(中)地区
42	平方新田の祭りばやし	無形民俗文化財	平成26年10月7日	平方新田地区
43	瓦葺掛樋跡	史跡	平成27年11月17日	瓦葺地区

17 民生の安定

17-1 上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年10月1日) 条例第42号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹

がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 法第5条の規定に該当する場合には、災害弔慰金は、支給しない。

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間については、令第7条第2項の規定による。

(利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(設置)

第16条 法第18条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、上尾市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この章において「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第17条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、第16条に規定する諮問に関する調査審議が終了した日の属する年度の3月31日までとする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第19条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第21条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第22条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第23条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第5条及び第10条の規定は、昭和50年1月23日以後に発生した災害に係る災害弔慰金及び災害援護資金について適用する。

附 則 (昭和52年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和51年9月7日以後に発生した災害に係る災害弔慰金及び災害援護資金について適用する。

附 則 (昭和53年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上尾市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和53年1月14日以後に発生した災害に係る災害弔慰金及び災害援護資金について適用する。

附 則 (昭和56年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上尾市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和55年12月14日以後に発生した災害に係る災害弔慰金及び災害援護資金について適用する。

附 則 (昭和57年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和57年7月10日以後に発生した災害に関して適用する。

附 則 (昭和62年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和63年3月1日以後に発生した災害に係る災害援護資金について適用する。

附 則 (平成3年条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成3年12月1日以後に生じた災害に係る災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金について適用する。

附 則 (平成9年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月27日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

17-2 上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (昭和49年10月1日)
規則第31号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年上尾市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。第3号において同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡他の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

(利率)

第6条 条例第14条に規定する規則で定める率は、年1.5パーセントとする。

第7条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第2号様式。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還期間及び償還方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合にあつては、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（第4号様式）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第10条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（第5号様式）（保証人を立てる場合にあつては、保証人の連署した災害援護資金借用書に限る。以下「借用書」という。）に資金の貸付けを受ける者の印鑑証明書（保証人を立てる場合にあつては、資金の貸付けを受ける者及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 市長は、借用書と引き換えに貸金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく、返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第13条 貸金の繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予する期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（第8号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（第9号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払の免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除する期間及び金額を記載した違約金支払免除承認通知書（第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払の免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（第12号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第16条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還の免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類のいずれかを添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（第14号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第

15号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届(第16号様式)により届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、昭和57年7月10日以降に発生した災害に関して適用する。

附 則 (平成3年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年規則第16号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第7条第1項及び第10条の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年10月21日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

17-3 上尾市災害見舞金等支給条例 (昭和60年3月29日)
条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することにより、市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 市民が次の各号のいずれかに該当するときは、被災者又はその遺族に対し、見舞金等を支給する。

- (1) 火災により被災したとき。
- (2) 風水害により被災したとき。
- (3) 地震により被災したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(受給資格及び要件)

第3条 見舞金等の支給を受けることができる者は、災害発生時に本市において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者でなければならない。

2 弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者とする。

(支給額)

第4条 見舞金等の支給額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき又は上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年上尾市条例第42号）第3条に規定する災害弔慰金若しくは第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けたときは、支給しない。

- (1) 死亡者 1人につき 7万円
- (2) 負傷者 1人につき 2万円
- (3) 家屋の全焼又は全壊 1世帯につき 7万円
- (4) 家屋の半焼又は半壊 1世帯につき 3万円
- (5) 家屋の床上浸水 1世帯につき 1万円

2 前項第3号から第5号までについては、現に居住している建物についてのみ適用する。

(申請)

第5条 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から20日以内に被災証明書又は医師の診断書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請しがたい特別の事情がある場合は、この限りでない。

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を確認し、支給の可否を決定しなければならない。

(見舞金等の返還等)

第7条 市長は、災害の原因が被災を受けた者の故意によるものであるときは、見舞金等を支給しないことができる。

2 市長は、前項の規定に該当する場合、既に支給した見舞金等について返還を命ずることができる。偽りその他不正の手段によって見舞金等の支給を受けたときも同様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行の日(平成24年7月9日)から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の上尾市災害見舞金等支給条例第3条第1項の規定は、施行日以後に発生した災害に係る災害見舞金及び弔慰金から適用し、施行日前に発生した災害に係る災害見舞金及び弔慰金については、なお従前の例による。

17-4 上尾市災害見舞金等支給条例施行規則 (昭和60年3月29日)
規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市災害見舞金等支給条例（昭和60年上尾市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(被害の種類及び基準)

第2条 条例第4条第1項各号に規定する被害の種類及び基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 死亡者 災害が原因で死亡し死体を確認された者、死体を確認することができないが死亡したことが確実であると推定される者又は被害が原因で負傷し、これにより被災発生後20日以内に死亡した者をいう。
- (2) 負傷者 医師の診断書に基づく療養期間が1月以上である者をいう。
- (3) 家屋の全焼又は全壊 家屋の焼失又は損壊した部分の床面積がその家屋の70パーセント以上に達したとき又は70パーセントに達しないがその家屋を改築しなければ再び家屋として使用することができない程度の被害をいう。
- (4) 家屋の半焼又は半壊 家屋の焼失又は損壊した部分の床面積がその家屋の20パーセント以上70パーセント未満のもので、その残存部分に補修を加えることによって再び家屋として使用できる程度の被害をいう。
- (5) 床上浸水 浸水がその家屋の床以上に達したとき又は土砂等のたい積のため一時的にその家屋に居住することができない程度の被害をいう。

(申請)

第3条 条例第5条に規定による申請は、災害見舞金等支給申請書（第1号様式）を提出して行うものとする。

- 2 条例第5条中申請しがたい特別の事情とは、災害によって被災を受けた世帯に属する者がすべて死亡し、又は負傷したため、申請しがたいと市長が認めたときをいう。

(被災事実等の認定)

第4条 市長は、申請を受理したときは、その被害事実、程度等について関係機関に確認のうえ認定するものとする。

(決定通知書)

第5条 市長は、災害見舞金又は弔慰金の支給を決定したときは、災害見舞金等支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(台帳の備付け)

第6条 災害見舞金又は弔慰金の支給事由、支給額等を明らかにするため、災害見舞金等支給台帳（第3号様式）を備えるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第12号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

17-5 上尾市り災証明書等の交付に関する要綱

令和2年9月1日市長決裁

上尾市り災証明書等の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に基づき行うり災証明書の交付並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第8項に規定する自治事務の一環として行う被災証明書及びり災届出証明書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 火災によりり災し、及び損害が発生したことの証明については、上尾市火災調査規程（平成27年上尾市消防本部訓令第2号）第42条の規定に基づき、消防長又は消防署長がそれらの証明書の交付の事務を掌るものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 住家 社会通念上の住家であるかどうかについては問わず、現実に居住のため使用している建物及び常時人が居住している建物の部分をいう。
- (3) 非住家 住家以外の建物及び建物の部分をいう。
- (4) り災証明書 災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書をいう。
- (5) 被災証明書 災害による非住家の被害の程度を証する書面をいう。
- (6) り災届出証明書 災害により被害が生じた次条第3項各号に掲げるものの所有者又は使用者からの届出に基づき、当該災害によりり災の状況を市長に届け出たことを証する書面をいう。

(証明書の種類及び対象)

第3条 り災証明書の交付は、災害により住家（市内に存するものに限る。以下同じ。）に生じた被害に対して、これを行うものとする。ただし、市長が災害と当該被害との因果関係を確認することができない場合は、この限りでない。

2 市長は、災害により非住家（市内に存するものに限る。以下同じ。）に生じた被害に対して、被災証明書を交付することができる。ただし、市長が災害と当該被害との因果関係を確認することができない場合は、この限りでない。

3 市長は、災害により次に掲げるものに生じた被害に対して、り災届出証明書を交付することができる。

- (1) 住家又は非住家
- (2) 自動車、家財道具その他の動産
- (3) 住家又は非住家に付随する門柱、門扉等の外構

(4) 前3号に掲げるもののほか、前2項の規定によるり災証明書又は被災証明書の交付の対象とはならないもの

4 前3項の規定により市長が交付する証明書は、民事上の権利義務に関しては、効力を有しない。

(証明書の交付を受けることができる者)

第4条 り災証明書の交付を受けることができる者は、災害により被害を受けた住家の所有者又は居住者とする。

2 被災証明書の交付を受けることができる者は、災害により被害を受けた非住家の所有者又は使用者とする。

3 り災届出証明書の交付を受けることができる者は、前2項に掲げる者のほか、災害により被害を受けた前条第3項各号(第1号を除く。)に掲げるものの所有者又は使用者とする。

(証明書の交付の申請)

第5条 り災証明書又は被災証明書の交付を受けようとする者は、り災・被災証明書交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 り災届出証明書の交付を受けようとする者は、り災届出証明書交付申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(申請書の提出期限)

第6条 前条第1項の規定による申請書の提出は、次の各号に掲げる災害の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。ただし、当該期限までに当該申請書を提出することができなかつたことについて、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の行われる災害その他被害の程度が著しい災害(次号及び第11条においてこれらの災害を「大規模災害」という。) り災した日から起算して1年を経過する日

(2) 大規模災害以外の災害 り災した日から起算して30日を経過する日

(被害状況の調査)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、住家又は非住家に生じた被害の状況を実地に調査しなければならない。ただし、当該申請書を提出した者(以下「申請者」という。)が被害の状況を示す写真(当該申請者が被害のあつた箇所を既に修復している場合にあつては、被害の状況を示す写真又は当該修復の費用に係る請求書、領収書若しくは見積書(次条第1項において「被害の状況を示す写真等」という。))を市長に提出している場合であり、かつ、市長が当該調査が不要であると認める場合にあつては、この限りでない。

第8条 市長は、前条の規定による調査の結果又は被害の状況を示す写真等に基づき、住家又は非住家に生じた被害の程度を認定するものとする。

2 前項の規定による住家に生じた被害の程度の認定は、災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知。次項において「認定基準」という。)その他内閣府が定める基準に基づき、これを行うものとする。

3 第1項の規定による非住家に生じた被害の程度の認定は、認定基準その他内閣府が定める基準に準じて、これを行うものとする。

(証明書の交付)

第9条 市長は、第5条第1項の規定による申請書の提出があったときは、前条第1項の規定により住家又は非住家に生じた被害の程度を認定した上で、その結果を記載したり災証明書(第3号様式)又は被災証明書(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定による申請書の提出があったときは、申請事項に関し確認を行った上で、り災届出証明書交付申請書(第2号様式)に記名及び押印をして、これをり災届出証明書として当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(手数料の免除)

第10条 り災証明書、被災証明書及びり災届出証明書(以下「り災証明書等」という。)の交付については、上尾市手数料徴収条例(平成12年上尾市条例第21号)第5条第2号の規定に基づき、手数料は徴収しない。

(大規模災害が発生した場合における特例)

第11条 本市の区域内において大規模災害が発生した場合において、この要綱に定める様式による申請書又は証明書を使用することが当該災害の実情にそぐわないと認められるときは、別に定める様式による申請書又は証明書を使用することができる。

(証明の取消し等)

第12条 市長は、り災証明書等の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により当該り災証明書等の交付を受けたと認められるときは、当該り災証明書等に係る証明を取り消すことができる。

2 前項の規定によりり災証明書等に係る証明を取り消された者は、直ちに、当該取消しに係るり災証明書等を市長に返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、り災証明書等の交付に関し必要な事項は、個々の災害が発生するごとに、別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に市長がその定める告示の規定によりした証明書の交付に関する決定、手続その他の行為は、この要綱の施行後は、この要綱の相当規定に基づいて、市長がした決定、手続その他の行為とみなす。

3 この要綱の施行の際現に市長に対してされている申請その他の行為は、この要綱の施行後は、この要綱の相当規定に基づいて、市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

第1号様式(第5条関係)

り災・被災証明書交付申請書

(宛先)

上尾市長

※ 太線枠内を記入してください。

年 月 日

申請者 (窓口に来た方)	住所 電話 ()	
	現在の居所・連絡先 電話 ()	
	ふりがな 氏名	り災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 住所地の同居の親族 <input type="checkbox"/> その他 (※委任状が必要)
証明書の提出先	<input type="checkbox"/> 被災者支援制度の手続のため、()に提出 <input type="checkbox"/> 税控除・保険請求・その他 ()	

証明書の交付について、次のとおり申請します。

り災者 (申請者と同じ場合は記載不要)	住所 ふりがな 氏名 電話 ()			
り災世帯 の構成員 ※証明書に記載が必要な場合は記入(住家のみ)	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主		
り災の原因	年 月 日 の <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()			
被災した住家又は非住家の所在地等	(申請者の住所と同じ場合は記載不要)			
	<input type="checkbox"/> 住家 (り災証明書)	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者)		
	<input type="checkbox"/> 非住家 (被災証明書)	<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 借家 (所有者)		
主な被害内容				
判定方法	<input type="checkbox"/> 現地調査確認による判定を希望 <input type="checkbox"/> 被害の状況を示す写真等により自己判定方式を希望かつ一部損壊(10%未満)という調査結果に同意する。			
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害の状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 修復費用の請求書、領収書又は見積書			

第2号様式(第5条、第9条関係)

り災届出証明書交付申請書

(宛先)

上尾市長

※ 太線枠内を記入してください。

年 月 日

申請者 (窓口に来た方)	住所		電話 ()
	ふりがな 氏名	り災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 住所地の同居の親族 <input type="checkbox"/> その他 (※委任状が必要)	
この証明書の提出先	税控除・保険請求・その他 ()		

り災届出証明書の交付について、次のとおり申請します。

り災者 (申請者と同じ場合は記載不要)	住所		
	ふりがな	氏名	電話 ()
り災の原因	年 月 日の <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()		
被災した住家等の所在地等	(申請者の住所と同じ場合は記載不要)		
	<input type="checkbox"/> 住家	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者 ())	
	<input type="checkbox"/> 非住家	<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 借家 (所有者 ())	
	<input type="checkbox"/> その他 ※住家、非住家以外を記入	()	
主な被害内容			
添付書類 (添付することができる場合のみ)	<input type="checkbox"/> 被害の状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 修復費用の請求書、領収書又は見積書 <input type="checkbox"/> その他		

り 災 届 出 証 明 書

上記のとおり、り災の届出がなされたことを証明します。

第 号

年 月 日

埼玉県上尾市長



り災届出証明書について

- この証明書は、り災の状況を市に届け出たという行為を証明するものです。
- この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

第3号様式(第9条関係)

第 号

り災証明書

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯構成員	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主		

り災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

埼玉県上尾市長

印

<p>り災証明書について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。 2 「被害の程度」は、住家を対象として、1棟ごとに母屋で判定します。 <small>※ 家財道具や住家に付随する門柱、門扉などの外構は、この証明の対象となりません。</small> 3 「被害の程度」は、内閣府の定める被害認定基準等に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。

第4号様式(第9条関係)

第 号

被災証明書

所有者・使用者住所	
所有者・使用者名	

被災原因	年 月 日の による
------	------------

被災非住家の所在地	
非住家の被害の程度	
浸水区分	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

埼玉県上尾市長

印

被災証明書について

- 1 この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- 2 「被害の程度」は、非住家を対象として、1棟ごとに母屋で判定します。
※ 家財道具や非住家に付随する門柱、門扉などの外構は、この証明の対象となりません。
- 3 「被害の程度」は、内閣府の定める被害認定基準等に準じて、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。

17-6 火災時のり災証明交付申請書・り災証明書

第24号様式（第53条関係）

年 月 日

(宛先)

り災証明交付申請書

住 所

申請者 職

氏 名

電話番号

り 災 年 月 日	年 月 日		
り 災 場 所			
り 災 者 の 住 所 職 ・ 氏 名			
証 明 の 必 要 な 内 容			
使 用 目 的			
提 出 先			
必 要 部 数		り災者との関係	

年 月 日申請のり災証明書（ ）通を受領しました。	
受 領 年 月 日	年 月 日
受 領 者 の 署 名	
※受付欄	※経過欄

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

第25号様式（第53条関係）

り 災 証 明 書

		交 付 番 号	
り	災	年	月
		日	年
		月	日
り 災 場 所			
り 災 者	住 所		
	氏 名		
り 災 程 度			
<p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 50px;">印</p>			